

第4次香美市障害者計画
第7期香美市障害福祉計画
第3期香美市障害児福祉計画

令和6年3月
高知県香美市

ごあいさつ

香美市では、「障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う、共生のまち・香美市の実現」をめざし、従前からの課題と前期計画期間で見えてきました新たな課題、国の制度改正の趣旨や計画の進捗状況を踏まえ、本計画を策定いたしました。

また、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行以降、障害者福祉に関する法は、障害のある方の社会参加の推進のために、制定・改正を繰り返してきました。その一方で、保護者や障害当事者の方の高齢化、地域福祉の課題の複雑化、複合化は深刻であり、障害のある方を取り巻く環境も日々変化しています。

こうした状況において、本計画は、第1次障害者計画の基本理念「ノーマライゼーション」とテーマ「完全参加と平等」を継承しつつ、第2次障害者計画からの基本理念に則り、「障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う、共生のまち・香美市の実現」に向けて、当事者の声を傾聴し、時代とニーズに即した支援を実行するために、新たな指針を定めたものです。

本計画の策定にあたりましては、香美市障害者自立支援協議会、関係団体の皆様、市民の皆様から多大なご協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

皆様から賜りましたご意見を礎とした本計画を枢軸に、障害のある方もない方も共にいきいきと暮らせるまちづくりを推進して参りますので、市民の皆様、関係者の皆様には引き続きのご理解とご支援をお願い申し上げます。

令和6年3月

香美市長 依光 晃一郎

目次

第 1 章 総論	1
第 1 節 計画策定の基本的な考え方.....	2
1－1 計画策定の背景と趣旨	2
1－2 計画の位置づけ等	5
1－3 計画の対象	6
1－4 計画の期間	6
1－5 計画の策定体制	7
第 2 節 障害のある方等の現状.....	8
2－1 障害のある方等の現状	8
2－2 アンケート及びヒアリング調査結果概要	17
第 3 節 第 3 次計画の取組状況と課題.....	56
第 4 節 計画の重点課題	58
第 2 章 計画の基本的な考え方.....	61
第 1 節 計画の基本理念と将来像.....	62
第 2 節 計画の基本目標	63
第 3 節 計画の施策の体系.....	64
第 3 章 第 4 次障害者計画の内容	65
基本目標 1 お互いが認め合い、支えあう地域社会の実現をめざして	66
基本目標 2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして	71
基本目標 3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして	75
基本目標 4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	78
基本目標 5 住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざして	82

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容 .. 89

第1節	計画の基本的な考え方.....	90
第2節	障害福祉サービスの体系.....	92
2-1	障害者総合支援法によるサービス体系	92
2-2	児童福祉法によるサービス体系	93
第3節	令和8年度の目標値（成果目標）の設定.....	94
3-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	94
3-2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	96
3-3	地域生活支援拠点等の整備	97
3-4	福祉施設から一般就労への移行 等	98
3-5	障害のある児童に対する支援の提供体制の整備 等	100
3-6	相談支援体制の充実・強化等	102
3-7	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	104
第4節	障害福祉サービス等の見込量及び 提供体制確保のための方策	106
4-1	介護給付・訓練等給付	106
4-2	相談支援事業	110
4-3	自立支援医療	112
4-4	補装具	112
4-5	地域生活支援事業	112
4-6	障害児通所支援	117
4-7	障害児相談支援	119

第5章 計画の進行..... 121

第1節	計画の推進体制	122
第2節	計画の点検・評価.....	123

資料編..... 125

資料1	香美市障害者自立支援協議会.....	126
1-1	香美市障害者自立支援協議会設置要綱	126
1-2	香美市障害者自立支援協議会委員名簿	128
資料2	本計画策定の経緯（スケジュール）	129
2-1	策定の経過	129
2-2	香美市障害者自立支援協議会計画作成部会委員名簿	129
資料3	第3次香美市障害者計画 部門別施策評価シート	130
資料4	香美市福祉避難所一覧.....	133
資料5	中央東圏域におけるサービス基盤整備計画	134
資料6	用語解説	144

第 1 章

総論

第 1 節 計画策定の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と趣旨

香美市（以下、「本市」という。）は、平成 18 年 3 月に旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の 3 町村が合併し誕生しました。これ以降、新しいまちづくりの基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」をめざして、各分野の施策を推進してきました。

障害者施策においては、平成 30 年 3 月に「第 3 次香美市障害者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、基本理念である“障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現”を目指して、障害のある方に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくり等の様々な分野における取組を進めてきました。

国においては平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障害者施策を取り巻く環境は大きく変化し、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 6 年の「障害者総合支援法」の改正など、障害のある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。また、国の『第 5 次障害者基本計画』においては、令和 4 年 5 月に公布・施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づいた計画策定が行われました。

このような国の流れに合わせて、本市の障害者施策における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らすすべての市民で考え、市民・障害者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「第 3 次香美市障害者計画・第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障害のある方やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、本市における障害者施策及び障害福祉サービスの具体的な数値目標を設定し、「第 4 次香美市障害者計画・第 7 期香美市障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■「障害者権利条約」署名以降の障害者施策に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・ 障害者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・ 障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・ 虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・ 「障害者自立支援法」の見直し、難病を障害へ追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・ 障害者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・ 障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年 2 月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・ 障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・ 差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・ 国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・ 国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・ 「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・ 国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・ 自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和 2	障害者雇用促進法の改正	・ 事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和 3	障害者差別解消法の改正	・ 合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・ 医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4	障害者総合支援法の改正	・ グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・ 週10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする）
令和 6	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行	・ 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正の施行	・ 精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進等を目的とする

■持続可能な開発目標（SDGs）への取組

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGs は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定）が策定され、令和元年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」をはじめとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障害者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障害者施策の推進にあたっては、SDGs 推進の取組とも軌を一にし、障害のある方のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。

【SDGs の 17 の目標】



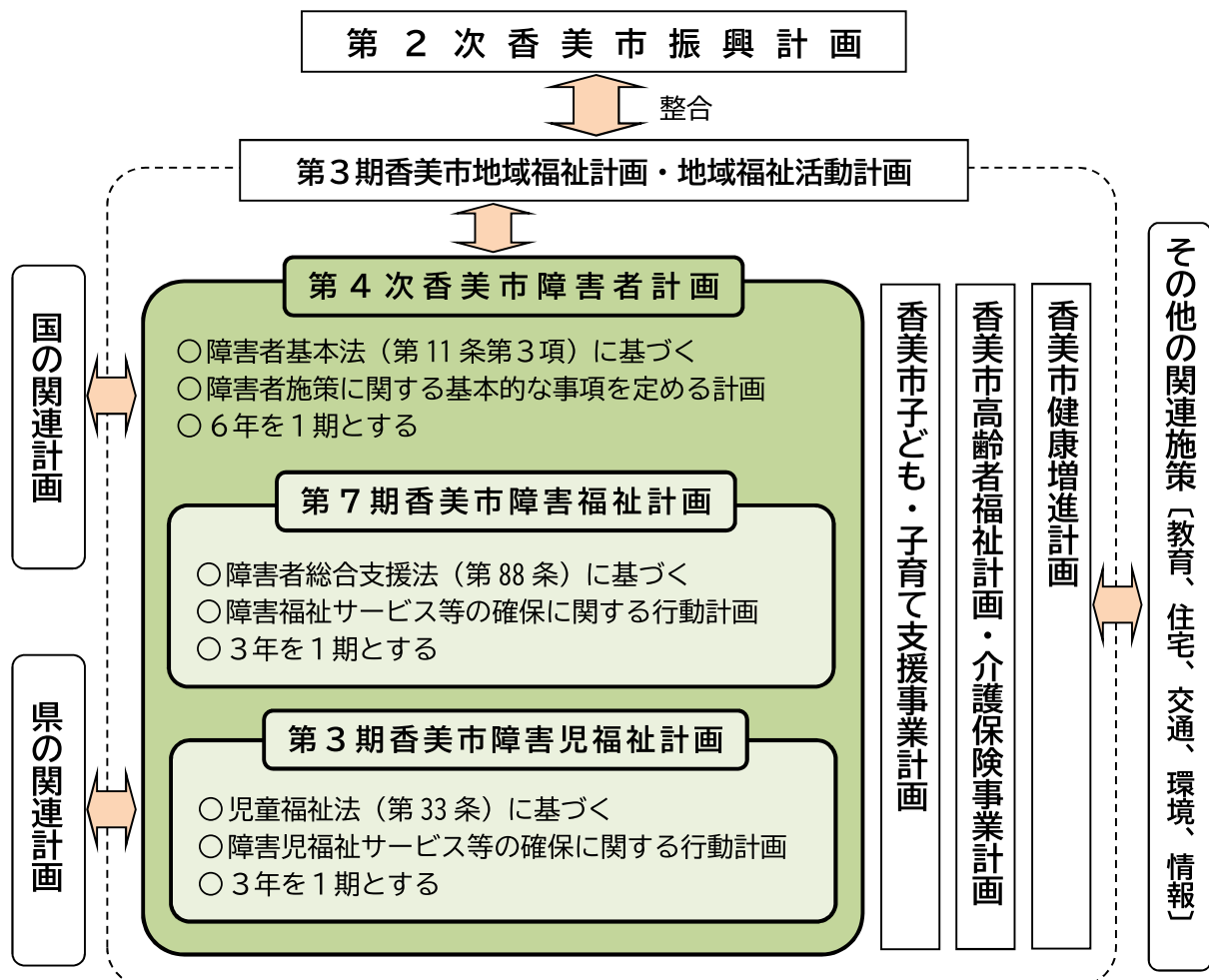
1-2 計画の位置づけ等

「第4次香美市障害者計画」は、障害者基本法第11条に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」であり、いわば障害者施策の総合的な計画として位置づけられ、「第7期香美市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であり、障害福祉サービスの目標量の設定など、障害者計画の実施計画的な位置づけとなります。

また、児童福祉法において、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるもの(33条の20)とされています。「第3期香美市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができることとなっており、本市では一体的に作成しました。

さらに、本計画は令和4年5月25日に公布・施行された情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある方の情報アクセシビリティの向上を図ることも踏まえて策定します。

本計画は、「第2次香美市振興計画」及び「第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をもとにして、「香美市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「香美市子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との整合・連携を図りながら推進します。



1-3 計画の対象

障害者基本法第2条において、「障害者」を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

本計画の対象は、法の規定に基づき、障害者手帳を持っている方だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある方すべてとして、高次脳機能障害のある方や難病の方等も含み、本文中では「障害のある方」と表現しています。また、本計画中の「障害のある児童」の「児童」は、児童福祉法第4条に規定されている18歳未満の児童です。

なお、福祉サービスを利用する際には、障害者手帳を所持しているなど要件があります。

1-4 計画の期間

「障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、障害のある方を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の計画期間は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、短期・中期的なサービス見込み量を算出する必要があることから令和3年度から令和5年度までの3年間としました。「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの前期、令和9年度から令和11年度までの後期の計6年間とし、国が「基本指針」を改定した際には、社会や地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、実績や状況等について、調査、分析及び評価を行い、サービス等の見込みと実績に乖離が生じた場合は、サービス見込み量の変更について計画に反映させるとともに、成果目標や活動指標についても必要な見直しを行います。

（年度）

	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
障害者計画	前計画・第3次 (平成30～令和5年度)						本計画・第4次 (令和6～11年度)					
障害福祉計画	第5期 (平成30～令和2年度)		第6期 (令和3～5年度)			第7期 前期 (令和6～8年度)			後期 (令和9～11年度)			
障害児福祉計画	第1期 (平成30～令和2年度)		第2期 (令和3～5年度)			第3期 前期 (令和6～8年度)			後期 (令和9～11年度)			

Ⅰ-5 計画の策定体制

(1) 「香美市障害者自立支援協議会」の開催

本計画の策定にあたっては、相談支援事業者の代表、福祉サービス事業者の代表、障害者関係の代表、福祉関係団体の代表、保健及び医療関係者の代表、教育機関関係者などを委員とする「香美市障害者自立支援協議会」において、計画内容に関する審議を行いました。

(2) パブリックコメント等の住民意見

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画においても、案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市の広報誌やホームページ、市の福祉事務所窓口において計画案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントを行いました。

(3) 当事者等の意見の反映

「第4次香美市障害者計画」の策定にあたり、令和5年度に以下の対象者に対し福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識や意向、障害者雇用（難病者含む）の状況などについてアンケート調査を実施しました。

- 香美市内在住の障害者手帳所持者 600 人
- 18 歳未満の障害者手帳所持者や特別児童扶養手当（1 級・2 級）対象の児童の保護者 51 人
- 香美市内在住の 20 歳以上の一般市民 1,000 人
- 香美市内事業者 50 社
- 香美市内で活動している障害者関係団体 3 団体及び特定相談支援事業所 3 事業所

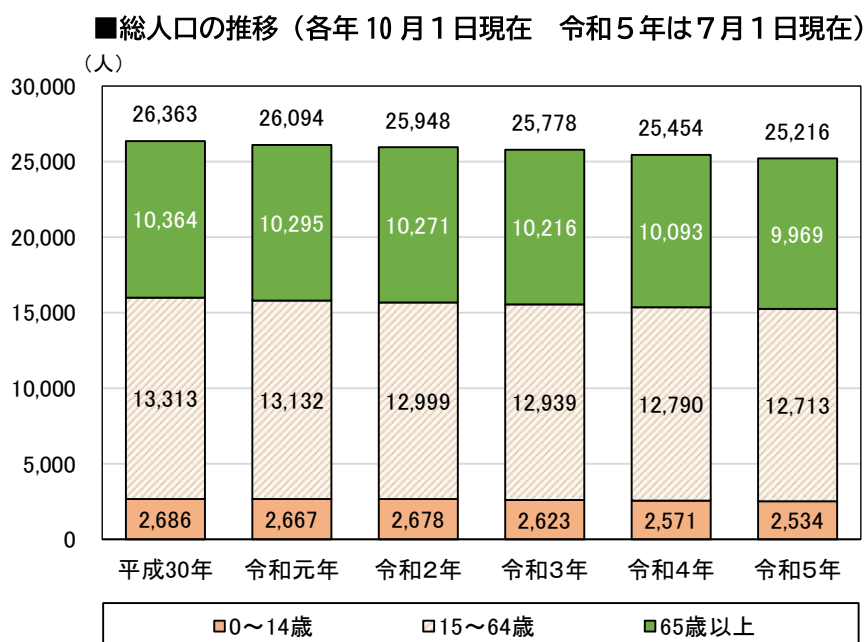
第2節 障害のある方等の現状

2-1 障害のある方等の現状

(1) 人口等について

①総人口の状況

令和5年7月1日現在、住民基本台帳における本市の人口は25,216人で減少傾向にあります。年齢3階層別の動向をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口すべて減少傾向で推移しています。



②障害者手帳所持者数と総人口比の状況

令和5年3月31日現在、本市の障害者手帳所持者数は2,121人で令和2年までは増加していましたが、令和3年以降は減少傾向にあります。総人口に占める障害者手帳所持者数の比率は概ね横ばい傾向となっており、8%台半ばで推移しています。

■障害者手帳所持者数と総人口比の推移（各年3月31日現在）

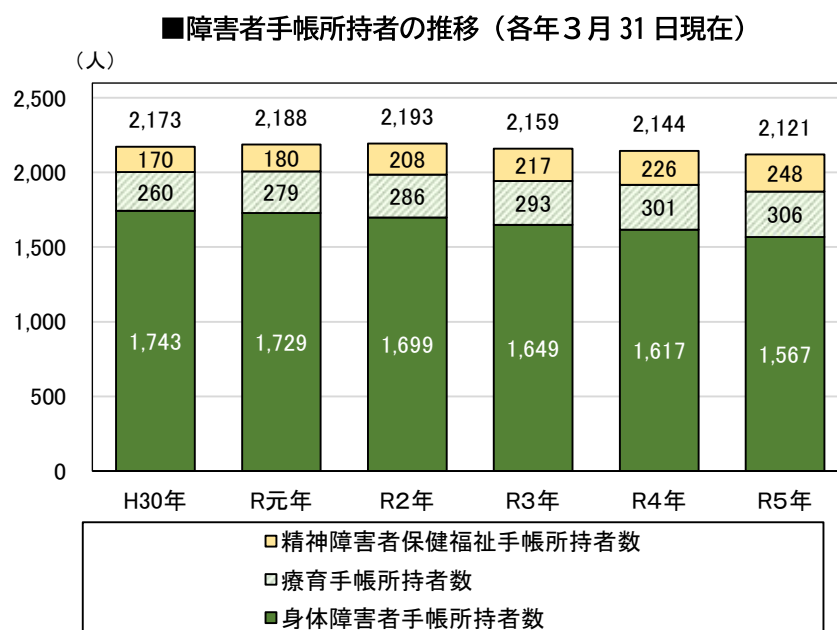
（単位：人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
①総人口	26,364	26,121	25,959	25,767	25,494	25,210
②障害者手帳所持者	2,173	2,188	2,193	2,159	2,144	2,121
②/①	8.24%	8.38%	8.45%	8.38%	8.41%	8.41%

(2) 障害者手帳所持者について

①障害者手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、本市では身体障害者手帳所持者は1,567人、療育手帳所持者は306人、精神障害者保健福祉手帳所持者は248人となっており、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるのに対し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに近年、増加傾向にあります。



②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和5年3月31日現在で1,567人となっており、平成30年に比べ、176人の減少となっています。年齢別をみると、65歳以上が全体の約8割を占めており、すべての年齢で減少しています。障害程度別では、1級と4級の割合が他と比べ高くなっています。障害種別では、「肢体不自由」「内部障害」の割合が高くなっています。

■身体障害者手帳所持者の状況の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
合 計		1,743	1,729	1,699	1,649	1,617	1,567
年齢別	18歳未満	19	19	19	17	17	16
	18歳～64歳	294	277	272	272	255	251
	65歳以上	1,430	1,433	1,408	1,360	1,345	1,300
障害 程度別	1級	491	490	491	481	490	475
	2級	236	237	232	225	222	212
	3級	342	329	319	313	288	282
	4級	496	490	480	463	458	438
	5級	100	100	92	90	82	81
	6級	78	83	85	77	77	79
障害 種別	視覚障害	106	107	104	95	94	93
	聴覚・ 平衡機能障害	85	88	90	84	86	84
	音声・言語・ そしゃく機能障害	20	21	23	22	22	19
	肢体不自由	871	855	819	791	754	723
	内部障害	661	658	663	657	661	648

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加しています。令和5年3月31日現在で306人となっており、平成30年に比べ、46人の増加となっています。年齢別の推移をみると、いずれの年代においても増加傾向にあります。障害程度別推移をみると、B2（軽度）は増加しているものの、A1（最重度）、A2（重度）B1（中度）は横ばい傾向にあります。

■療育手帳所持者の状況の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
合 計		260	279	286	293	301	306
年代別	18歳未満	34	40	38	38	41	44
	18歳～64歳	184	192	196	198	202	203
	65歳以上	42	47	52	57	58	59
障害 程度別	A1（最重度）	42	45	46	47	48	47
	A2（重度）	51	52	54	56	57	56
	B1（中度）	88	92	94	92	95	95
	B2（軽度）	79	90	92	98	101	108

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、年々増加傾向となっています。令和5年3月31日現在で248人となっており、平成30年に比べ、78人の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
合 計		170	180	208	217	226	248
年代別	18歳未満	4	8	5	8	6	8
	18歳～64歳	121	121	144	156	160	176
	65歳以上	45	51	59	53	60	64
等級別	1級	9	12	15	16	18	20
	2級	129	140	159	161	170	183
	3級	32	28	34	40	38	45

(3) 医療について

①自立支援医療（精神通院医療受給者）の状況

本市の自立支援医療（精神通院医療受給者）の推移をみると、令和5年3月31日現在で519人となっており、平成30年に比べ、84人の増加となっています。

■自立支援医療（精神通院医療受給者）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
精神通院医療受給者数	435	466	472	532	520	519

②自立支援医療（育成医療、更生医療）の状況

本市の自立支援医療（育成医療、更生医療）の推移をみると、令和5年3月31日現在で127件となっており、平成30年に比べ、45件の減少となっています。

■自立支援医療（育成医療、更生医療給付決定件数）の推移（各年3月31日現在）

（単位：件）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
育成医療給付決定件数	3	0	5	1	0	0
更生医療給付決定件数	169	155	167	77	136	127

③難病患者数

本市における特定医療費（指定難病）医療受給者証所持者の推移をみると、令和5年3月31日現在で194人となっており、平成30年に比べ13人増加し、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者は令和5年3月31日現在で15人となっており、平成30年に比べ1人の減少となっています。

■医療受給者証所持者の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特定医療費（指定難病）	181	185	197	216	193	194
小児慢性特定疾病	16	14	16	19	15	15

(4) 保育・教育等について

①障害児保育の状況

本市の令和5年における保育所入所障害児童は17人、市内幼稚園在籍障害児童は2人となっており、増減を繰り返しています。

■障害児保育における児童数の推移（保育所は各年4月1日、幼稚園は各年5月1日現在）

（単位：人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
保育所の入所児童数	7	17	13	18	13	17
幼稚園の在籍児童数	0	0	0	5	5	2
合計	7	17	13	23	18	19

②特別支援教育（小学校）の状況

本市の令和5年5月1日現在における小学校の特別支援学級は18学級となっており、平成30年に比べ、3学級減少し、児童数は68人となっており、平成30年に比べ、10人の増加となっています。

■小学校における特別支援学級の学級数と児童数の推移（各年5月1日現在）

（単位：学級、人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
学級数	21	22	19	20	20	18
児童数	58	60	57	62	69	68

③特別支援教育（中学校）の状況

本市の令和5年5月1日現在における中学校の特別支援学級は8学級となっており、平成30年に比べ、2学級増加し、生徒数は29人で、平成30年に比べ、11人の増加となっています。

■中学校における特別支援学級の学級数と生徒数の推移（各年5月1日現在）

（単位：学級、人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
学級数	6	7	6	10	10	8
生徒数	18	26	27	34	36	29

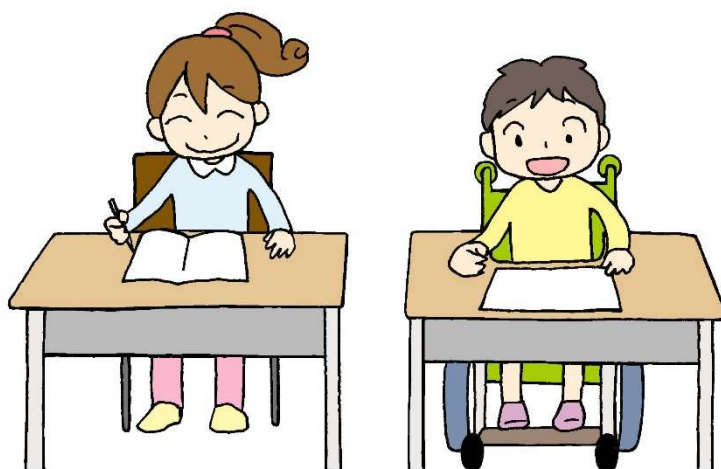
④特別支援学校高等部在籍者数の状況（香美市在籍者のみ）

令和5年3月31日現在、特別支援学校高等部には市在住の15人の生徒が在籍しています。

■特別支援学校高等部在籍者（各年3月31日現在）

（単位：人）

	令和2年	令和5年
1年生	3	5
2年生	2	7
3年生	7	3
合計	12	15



(5) 障害者雇用の状況について

①民間企業における障害者雇用の状況

令和5年6月1日現在の民間企業における障害者雇用の比較をみると、障害のある方の実雇用率は香美市では3.33%となっています。全国、高知県の実雇用率を上回っており、前回値2.89%から増加しました。法定雇用率の達成企業の割合については38.46%と全国、高知県の達成率を下回っており、前回値73.3%から大きく減少しました。

■民間企業における障害者雇用の比較（令和5年6月1日現在）

	企業数	算定基礎 労働者数	障害種別雇用状況				実雇用率	法定雇用率 達成企業数	達成企業 割合	未達成 企業数
			計	身体	知的	精神				
全 国	108,202	27,524千	642千	360千	152千	130千	2.33%	54,239	50.1%	53,963
高知県	541	80,268.0	2,011.5	1,052.0	541.5	418.0	2.51%	344	63.6%	197
香美市	13	1741.0	58	—	—	—	3.33%	5	38.46%	8

【資料】全国は「令和5年障害者雇用状況の集計結果」（厚生労働省）、高知県は「令和5年障害者雇用状況の集計結果」（高知労働局）、香美市は高知労働局 ※香美市の障害種別雇用状況は合計のみ

②市町村の機関における障害者雇用の状況

令和5年6月1日現在の市町村の機関における障害者雇用の比較をみると、障害のある方の実雇用率は全国では2.63%、高知県では2.50%に対して、香美市では2.34%となっており、前回値1.99%から増加しましたが、全国及び県内の市町村を下回りました。

■市町村の機関における障害者雇用の比較（令和5年6月1日現在）

	機関数	算定基礎 労働者数	障害種別雇用状況				実雇用率	法定雇用率 達成機関数	達成機 関割合	未達成 機関数
			計	身体	知的	精神				
全 国	2,460	1,354千	36千	28千	1,499	6,412	2.63%	1,910	77.6%	550
高知県	51	1,2839.5	321.0	250.0	9.0	62.0	2.50%	38	74.5%	13
香美市	1	554.5	13	—	—	—	2.34%	0	0%	1

【資料】全国は「令和5年障害者雇用状況の集計結果」（厚生労働省）、高知県は「令和5年障害者雇用状況の集計結果」（高知労働局）※香美市の障害種別雇用状況は合計のみ

【参考】障害者の法定雇用率（障害者雇用促進法）の引き上げについて

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害のある方を雇用する義務があります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和6年4月から
民間企業	2.3%	2.5%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%
障害者を雇用しなければならない事業主	従業員 43.5 人以上	従業員 40.0 人以上

(6) その他の各種手当等について

①各種手当受給者数等の状況

本市の各種手当の受給者数等の推移をみると、令和5年3月31日現在で135人となっており、平成30年に比べ、42人の減少となっています。

■各種手当受給者数等の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特別障害者手当 受給者数	15	14	15	14	16	16
障害児福祉手当 受給者数	15	16	17	17	19	17
特別児童扶養手当 受給者数	101	90	69	76	72	62
心身障害者扶養 共済制度加入者数	46	46	43	38	38	40
合計	177	166	144	145	145	135

②障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者の状況は、全体では令和5年3月31日現在で162人となっており、平成30年に比べ、19人の増加となっています。区分1の区分認定者数は減少傾向にあり、区分3、区分6の認定者数は増加傾向にあります。

■障害支援区分認定者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
区分1	6	3	4	4	4	2
区分2	32	31	29	29	31	32
区分3	21	27	31	34	35	39
区分4	28	29	27	21	21	21
区分5	29	30	34	34	33	30
区分6	27	29	31	32	36	38
合計	143	149	156	154	160	162

2-2 アンケート及びヒアリング調査結果概要

(1) 実施の概要

令和5年度に、身体障害、知的障害、精神障害等障害者手帳を取得している方、障害者手帳を取得していない市民の方々及び市内の事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。

また、市内で活動されている障害者関係団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。各調査の概要は次のとおりです。

①調査の目的

本調査は、「第4次香美市障害者計画、第7期香美市障害福祉計画及び第3期香美市障害児福祉計画」の策定に向けた資料とさせていただくことを目的として実施しました。

②調査の概要

項目	障害のある方用調査	障害のある児童用調査	一般市民用調査
調査対象者	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方（無作為抽出）	市内在住の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方 特別児童扶養手当1級・2級対象の児童の保護者の方（無作為抽出）	市内在住の18歳以上の方 1,000名（無作為抽出）
配布数	600件	51件	1,000件
有効回収数	216件	18件	310件
有効回収率	36.0%	35.3%	31.0%
調査期間	令和5年7月5日（水）～7月28日（金）		
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式		

項目	事業所用調査	団体・特定相談支援事業所 ヒアリング調査
調査対象者	市内事業者50社（無作為抽出）	市内活動団体 3団体 特定相談支援事業所 3事業所
有効回収数	29件	6件
有効回収率	58.0%	100.0%
調査期間	令和5年7月5日（水）～ 7月28日（金）	令和5年7月24日（月）～ 8月14日（月）
調査方法	郵送配布・郵送回収による記入方式	ヒアリングシートの配布と 郵送回収または対面による聞き取り

③調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇集計対象者総数(n)が少ない(10件未満)クロス集計については、分析文の記載を省略しています。

(2) 調査結果

1. 相談について(障害のある方用調査結果より)

相談しやすい体制をつくるためにどのようなことが必要だと思うかについてみると、「信頼できる相談者がいる」が 47.7%と最も高く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」が 35.6%、「身近な場所で相談できる窓口がある」が 34.3%となっています。

年齢別にみると、[60～69 歳]では「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」「信頼できる相談者がいる」、[80 歳以上]を除く、その他の年齢では「信頼できる相談者がいる」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[発達障害]では「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」「信頼できる相談者がいる」、その他の区分では「信頼できる相談者がいる」が最も高くなっています。

◆相談機関に相談しやすい体制をつくるために必要だと思うこと【複数回答】

単位: %		いつでも曜日や時間に関係なく、利用できる	信頼できる相談者がいる	口身が近なる場所 で相談できる窓 口がある	インターネット での相談が できる	電話での相談を 充実する	貸付サービス を行う	ファクシミリ や福祉電話の 利用	にちよつとした ことでも相談 に応じてくれる	その他	特 に ない	不明・無 回答
全体(n=216)		35.6	47.7	34.3	7.9	16.2	1.4	29.2	4.6	15.3	9.3	
年 齢 別	18～19歳(n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳(n=16)	25.0	68.8	43.8	18.8	12.5	6.3	18.8	12.5	12.5	6.3	
	30～39歳(n=14)	35.7	57.1	28.6	0.0	14.3	0.0	28.6	0.0	21.4	7.1	
	40～49歳(n=24)	50.0	62.5	41.7	16.7	12.5	0.0	37.5	4.2	0.0	8.3	
	50～59歳(n=29)	31.0	44.8	34.5	24.1	24.1	0.0	27.6	6.9	10.3	3.4	
	60～69歳(n=44)	45.5	45.5	25.0	4.5	13.6	2.3	31.8	2.3	18.2	11.4	
	70～79歳(n=77)	32.5	41.6	36.4	1.3	18.2	0.0	31.2	3.9	20.8	7.8	
	80歳以上(n=7)	28.6	28.6	42.9	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3	28.6	
障 害 種 別	身体(n=151)	35.1	43.7	35.8	7.9	19.9	2.0	30.5	3.3	17.2	11.3	
	療育(n=54)	40.7	63.0	29.6	3.7	3.7	1.9	25.9	3.7	7.4	9.3	
	精神(n=37)	32.4	51.4	37.8	8.1	16.2	0.0	37.8	5.4	10.8	13.5	
	難病(n=21)	28.6	52.4	38.1	9.5	19.0	4.8	47.6	9.5	4.8	14.3	
	発達障害(n=22)	45.5	45.5	40.9	4.5	9.1	0.0	22.7	13.6	9.1	9.1	
	高次脳機能障害(n=3)	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	

2. 外出・社会参加について（障害のある方用調査結果より）

外出の頻度についてみると、「毎日」が28.7%と最も高く、次いで「週3～4日くらい」が18.1%、「週1～2日くらい」が15.7%となっています。

年齢別にみると、[20～29歳]では「毎日」「週5～6日くらい」、[18～19歳]、[80歳以上]を除く、その他の年齢では「毎日」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[高次脳機能障害]では「週5～6日くらい」「週3～4日くらい」「ほとんど外出しない」、[難病][発達障害]を除く、その他の区分では「毎日」が最も高くなっています。

◆外出の頻度

単位：%		毎日	週5 ～ 6 日 く ら い	週3 ～ 4 日 く ら い	週1 ～ 2 日 く ら い	3 回 く た ま に 不 定 期 ～ 2 ～ 3 回	ほと ん ど 外 出 し な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=216)		28.7	14.4	18.1	15.7	9.7	8.8	1.9	2.8
年 齢 別	18～19歳(n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳(n=16)	25.0	25.0	18.8	12.5	12.5	0.0	0.0	6.3
	30～39歳(n=14)	50.0	28.6	0.0	14.3	0.0	7.1	0.0	0.0
	40～49歳(n=24)	33.3	4.2	12.5	25.0	4.2	16.7	4.2	0.0
	50～59歳(n=29)	34.5	10.3	10.3	17.2	6.9	17.2	3.4	0.0
	60～69歳(n=44)	31.8	18.2	15.9	6.8	15.9	9.1	0.0	2.3
	70～79歳(n=77)	24.7	11.7	23.4	18.2	9.1	6.5	2.6	3.9
	80歳以上(n=7)	0.0	14.3	57.1	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0
障 害 種 別	身体(n=151)	26.5	13.9	22.5	13.9	9.9	7.9	2.0	3.3
	療育(n=54)	31.5	13.0	13.0	24.1	7.4	9.3	0.0	1.9
	精神(n=37)	27.0	10.8	13.5	24.3	2.7	16.2	2.7	2.7
	難病(n=21)	19.0	4.8	42.9	4.8	14.3	9.5	4.8	0.0
	発達障害(n=22)	13.6	13.6	13.6	22.7	13.6	13.6	4.5	4.5
	高次脳機能障害(n=3)	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0

何のために外出するかについてみると、「買い物」が 74.1%と最も高く、次いで「通院」が 64.4%、「仕事」が 27.8%となっています。

年齢別にみると、[40～49 歳]では「通院」「買い物」、[50～59 歳]は「通院」、[18～19 歳]、[80 歳以上]を除く、その他の年齢では「買い物」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[精神][難病]では「通院」「買い物」、[高次脳機能障害]を除くその他の区分では「買い物」が最も高くなっています。

◆外出の目的や理由【複数回答】

単位: %		仕事	通院	買い物	散歩	施設 ケアなど （作業所・デイ	趣味の活動	友達の 家への訪問	障害者 団体の活動	地域の 行事	その他	不明・ 無回答
全体(n=216)		27.8	64.4	74.1	20.4	14.4	19.4	9.3	2.8	4.6	6.9	2.3
年齢別	18～19歳(n=1)	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳(n=16)	43.8	37.5	87.5	25.0	18.8	12.5	0.0	18.8	6.3	6.3	0.0
	30～39歳(n=14)	50.0	42.9	78.6	21.4	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	21.4	0.0
	40～49歳(n=24)	45.8	66.7	66.7	20.8	25.0	25.0	16.7	8.3	8.3	12.5	0.0
	50～59歳(n=29)	41.4	69.0	65.5	20.7	10.3	17.2	3.4	0.0	3.4	3.4	0.0
	60～69歳(n=44)	36.4	65.9	72.7	13.6	11.4	13.6	11.4	2.3	0.0	4.5	6.8
	70～79歳(n=77)	7.8	70.1	75.3	23.4	14.3	20.8	9.1	0.0	7.8	5.2	1.3
	80歳以上(n=7)	0.0	100.0	85.7	14.3	14.3	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0
障害種別	身体(n=151)	24.5	65.6	72.2	20.5	10.6	22.5	10.6	0.0	4.6	5.3	2.6
	療育(n=54)	29.6	48.1	72.2	29.6	29.6	9.3	5.6	7.4	5.6	11.1	1.9
	精神(n=37)	21.6	67.6	67.6	24.3	21.6	16.2	5.4	5.4	0.0	8.1	2.7
	難病(n=21)	19.0	66.7	66.7	28.6	14.3	9.5	4.8	0.0	0.0	9.5	0.0
	発達障害(n=22)	22.7	59.1	72.7	13.6	18.2	4.5	4.5	4.5	0.0	22.7	0.0
	高次脳機能障害(n=3)	0.0	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

外出するときに困ったり不便に感じたりすることについてみると、「特にない」が35.6%と最も高く、次いで「公共交通機関の利用が不便」が22.2%、「経費がかかる」「介助者がいないと外出できない」が17.6%となっています。

年齢別にみると、[20～29 歳]では「公共交通機関の利用が不便」、[30～39 歳]では「経費がかかる」、その他の年齢では「特にない」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[身体]では「特にない」、[精神]では「公共交通機関の利用が不便」、[発達障害]では「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」、その他の区分では「介助者がいないと外出できない」が最も高くなっています。

◆外出する時に困ったり、不便に感じる事【複数回答】

単位: %		公共交通機関の利用が不便	経費がかかる	介助者がいないと外出できない	周囲の目が気になる	障害者用駐車場がない、少ない	建物内の設備が利用しにくい（階段、エレベーター、案内など）	近所や公園、歩道などでの休憩できる場所が少ない	障害物、誘導が複雑、狭い、歩道の問題が多い	その他	特にない	不明・無回答
全体 (n=216)		22.2	17.6	17.6	6.0	7.9	6.9	13.0	8.8	4.6	35.6	9.3
年齢別	18～19歳 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	20～29歳 (n=16)	37.5	12.5	31.3	18.8	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	25.0	6.3
	30～39歳 (n=14)	35.7	42.9	21.4	7.1	7.1	14.3	21.4	14.3	7.1	21.4	7.1
	40～49歳 (n=24)	29.2	20.8	25.0	16.7	8.3	16.7	8.3	12.5	16.7	33.3	4.2
	50～59歳 (n=29)	31.0	17.2	17.2	6.9	10.3	10.3	20.7	17.2	0.0	41.4	0.0
	60～69歳 (n=44)	13.6	18.2	15.9	6.8	4.5	4.5	15.9	6.8	0.0	43.2	11.4
	70～79歳 (n=77)	18.2	11.7	14.3	0.0	11.7	5.2	11.7	6.5	5.2	32.5	14.3
	80歳以上 (n=7)	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	0.0
障害種別	身体 (n=151)	20.5	13.9	17.2	3.3	10.6	7.3	15.9	10.6	2.6	39.7	9.9
	療育 (n=54)	22.2	27.8	38.9	5.6	3.7	7.4	11.1	9.3	1.9	22.2	5.6
	精神 (n=37)	29.7	18.9	13.5	24.3	0.0	2.7	10.8	5.4	10.8	21.6	16.2
	難病 (n=21)	19.0	9.5	28.6	19.0	9.5	9.5	19.0	14.3	9.5	23.8	14.3
	発達障害 (n=22)	27.3	13.6	27.3	18.2	0.0	0.0	9.1	4.5	18.2	22.7	13.6
	高次脳機能障害 (n=3)	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



【自由回答より】

- ・山田駅へのエレベーター設置
- ・将来的に自力で移動が難しくなることを踏まえた市内外での福祉タクシーなどの整備

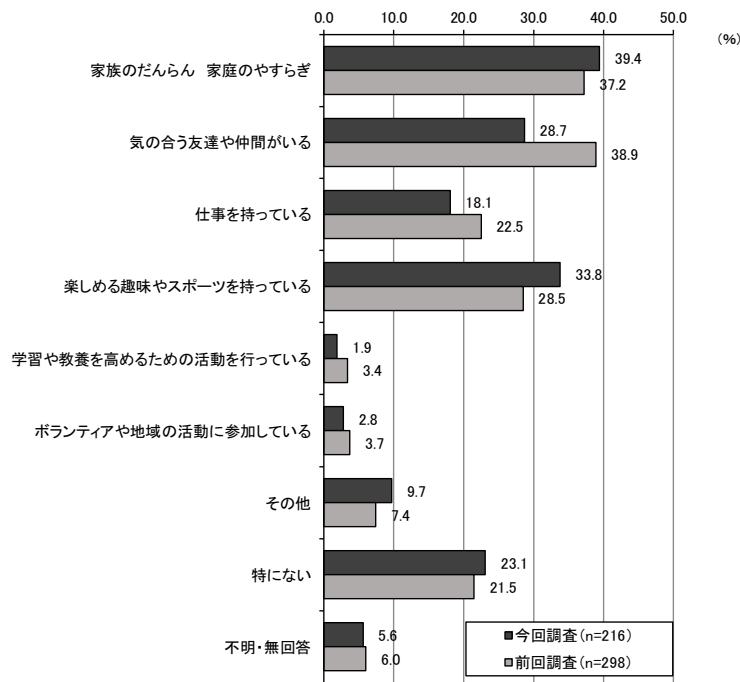
といったご意見もみられました。

生きがいについてみると、「家族のだんらん 家庭のやすらぎ」が 39.4%と最も高く、次いで「楽しめる趣味やスポーツを持っている」が 33.8%、「気の合う友達や仲間がいる」が 28.7%となっています。

前回と比較すると、「家族のだんらん 家庭のやすらぎ」「楽しめる趣味やスポーツを持っている」「特にない」人の割合が増加し、「気の合う友達や仲間がいる」人の割合が大きく減少していることがわかります。

障害種別にみると、[身体][発達障害]では「家族のだんらん 家庭のやすらぎ」、[精神]では「家族のだんらん 家庭のやすらぎ」「楽しめる趣味やスポーツを持っている」、[高次脳機能障害]を除く、その他の区分では「楽しめる趣味やスポーツを持っている」が最も高くなっています。

◆生きがい【複数回答】



単位：%		家族の だんらん 家庭の やすらぎ	気の 合う 友達 や 仲間 が い る	仕 事 を 持 っ て い る	持 っ て い る 楽 し め る 趣 味 や ス ポ ー ツ	学 習 や 教 養 を 高 め る た め の 活 動 を 行 っ て い る	ボ ラ ン テ ィ ア や 地 域 の 活 動 に 参 加 し て い る	そ の 他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=216)		39.4	28.7	18.1	33.8	1.9	2.8	9.7	23.1	5.6
障害種別	身体 (n=151)	43.7	27.8	17.9	31.8	2.0	2.6	8.6	25.2	4.0
	療育 (n=54)	20.4	31.5	18.5	40.7	0.0	3.7	11.1	14.8	9.3
	精神 (n=37)	32.4	24.3	8.1	32.4	2.7	0.0	16.2	27.0	8.1
	難病 (n=21)	33.3	23.8	4.8	38.1	0.0	0.0	9.5	33.3	4.8
	発達障害 (n=22)	36.4	9.1	13.6	31.8	0.0	4.5	9.1	27.3	4.5
	高次脳機能障害 (n=3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

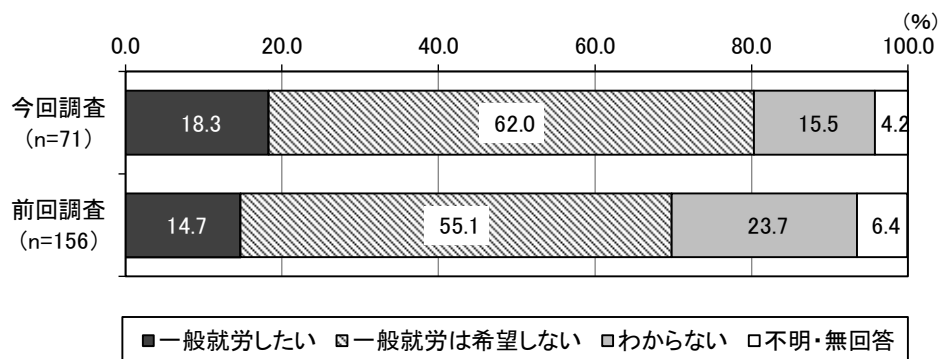
3. 一般就労について（障害のある方用調査結果より）

一般就労への意向についてみると、「一般就労は希望しない」が 62.0%と最も高く、次いで「一般就労したい」が 18.3%、「わからない」が 15.5%となっており、前回調査と比較すると「一般就労は希望しない」が増加していることがわかります。

年齢別にみると、[40～49 歳]では「一般就労は希望しない」「わからない」、[20～29 歳]、[30～39 歳]を除く、その他の年齢では「一般就労は希望しない」が最も高くなっています。

障害種別にみると、いずれの区分においても「一般就労は希望しない」が最も高くなっています。

◆今後の一般就労の意向

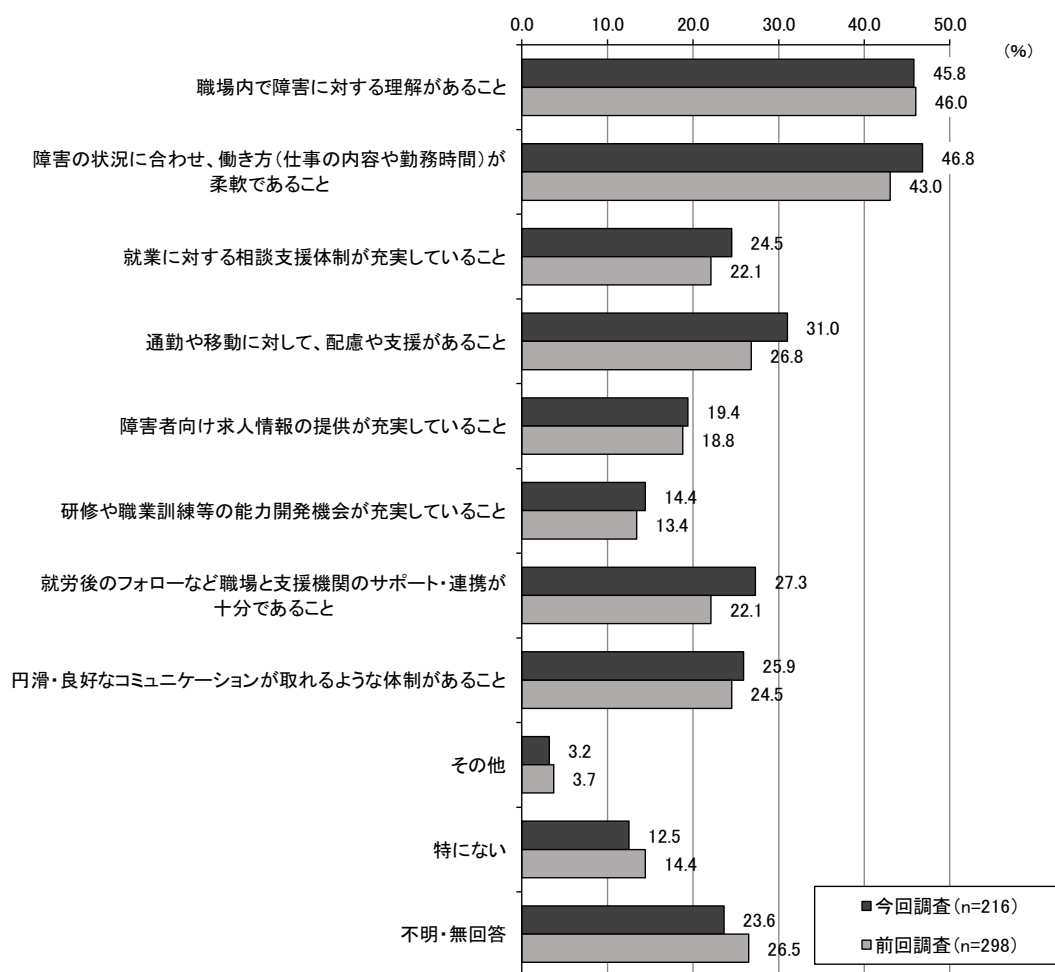


単位：%		一般就労したい	一般就労は希望しない	わからない	不明・無回答
全体 (n=71)		18.3	62.0	15.5	4.2
年齢別	20～29歳 (n=6)	33.3	16.7	50.0	0.0
	30～39歳 (n=7)	71.4	28.6	0.0	0.0
	40～49歳 (n=10)	20.0	30.0	30.0	20.0
	50～59歳 (n=12)	16.7	58.3	25.0	0.0
	60～69歳 (n=12)	8.3	91.7	0.0	0.0
	70～79歳 (n=21)	0.0	85.7	9.5	4.8
	80歳以上 (n=2)	0.0	100.0	0.0	0.0
障害種別	身体 (n=37)	10.8	81.1	5.4	2.7
	療育 (n=31)	25.8	48.4	19.4	6.5
	精神 (n=14)	14.3	50.0	35.7	0.0
	難病 (n=4)	0.0	100.0	0.0	0.0
	発達障害 (n=10)	10.0	60.0	30.0	0.0
	高次脳機能障害 (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0

希望する仕事に就くうえで、必要だと思う配慮についてみると、「障害の状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」が46.8%と最も高く、次いで「職場内で障害に対する理解があること」が45.8%、「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」が31.0%となっています。

前回と比較すると、「障害の状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」と「職場内で障害に対する理解があること」の順位が入れ替わっていますが、概ね上位の項目は同じ傾向がみられます。

◆希望する仕事に就くうえで必要だと思う配慮【複数回答】



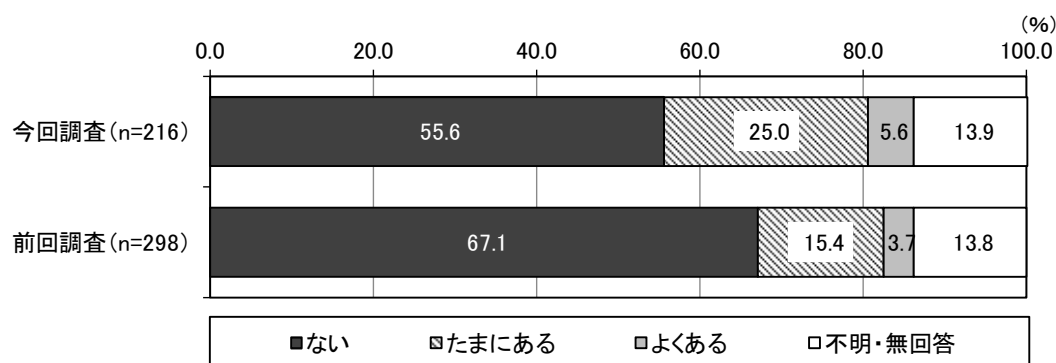
4. 障害者差別について（障害のある方用調査結果より）

差別されたり、いやな思いをしたことがあるかについてみると、「ない」が 55.6%と最も高く、次いで「たまにある」が 25.0%、「よくある」が 5.6%となっており、前回調査と比較すると「ない」人の割合が減少していることがわかります。

年齢別にみると、[20～29 歳][30～39 歳]では「たまにある」、その他の年齢では「ない」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[療育]では「たまにある」、[発達障害]では「ない」「たまにある」、[高次脳機能障害]を除く、その他の区分では「ない」が最も高くなっています。

◆障害等を理由に差別や、いやな思いをした経験の有無



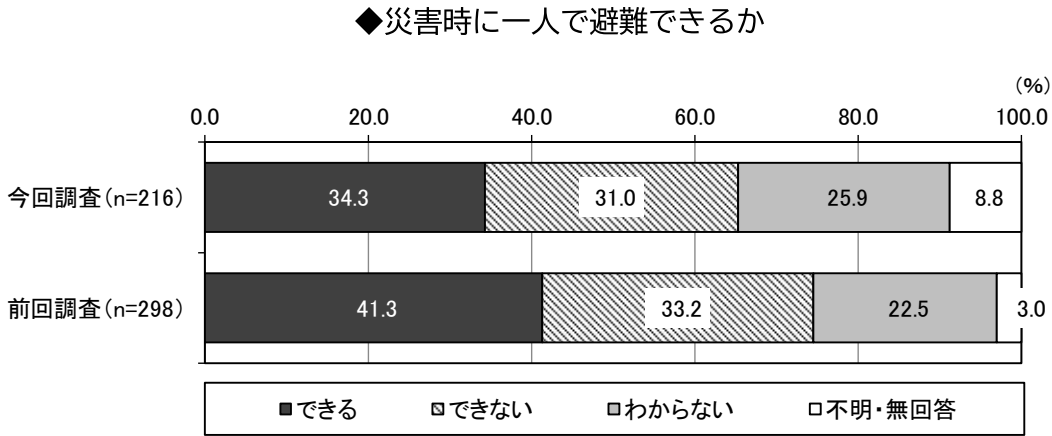
単位: %		ない	たまにある	よくある	不明・無回答
全体 (n=216)		55.6	25.0	5.6	13.9
年齢別	18～19歳 (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳 (n=16)	43.8	50.0	0.0	6.3
	30～39歳 (n=14)	42.9	50.0	7.1	0.0
	40～49歳 (n=24)	37.5	29.2	16.7	16.7
	50～59歳 (n=29)	48.3	37.9	3.4	10.3
	60～69歳 (n=44)	59.1	15.9	6.8	18.2
	70～79歳 (n=77)	64.9	16.9	3.9	14.3
	80歳以上 (n=7)	85.7	0.0	0.0	14.3
障害種別	身体 (n=151)	62.9	17.9	6.0	13.2
	療育 (n=54)	29.6	44.4	5.6	20.4
	精神 (n=37)	43.2	29.7	8.1	18.9
	難病 (n=21)	61.9	19.0	9.5	9.5
	発達障害 (n=22)	36.4	36.4	9.1	18.2
	高次脳機能障害 (n=3)	33.3	66.7	0.0	0.0

5. 防災について（障害のある方用調査結果より）

災害時に一人で避難できるかについてみると、「できる」が 34.3%と最も高く、次いで「できない」が 31.0%、「わからない」が 25.9%となっており、前回調査と比較すると「できる」人の割合が減少していることがわかります。

年齢別にみると、[20～29 歳][30～39 歳]では「できない」、[40～49 歳]では「できる」「できない」、[80 歳以上]を除く、その他の年齢では「できる」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[身体]では「できる」、[精神]では「わからない」、その他の区分では「できない」が最も高くなっています。



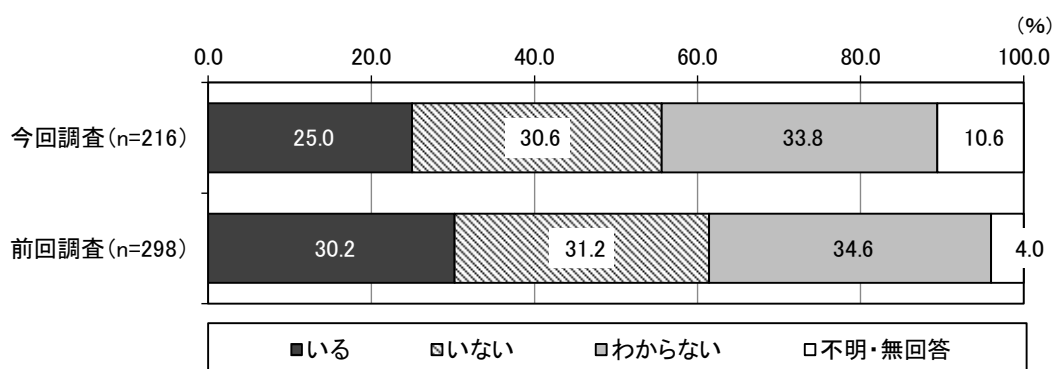
単位: %		できる	できない	わからない	不明・無回答
全体(n=216)		34.3	31.0	25.9	8.8
年齢別	18～19歳(n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳(n=16)	18.8	56.3	18.8	6.3
	30～39歳(n=14)	28.6	42.9	28.6	0.0
	40～49歳(n=24)	33.3	33.3	25.0	8.3
	50～59歳(n=29)	37.9	24.1	34.5	3.4
	60～69歳(n=44)	38.6	29.5	22.7	9.1
	70～79歳(n=77)	36.4	27.3	27.3	9.1
	80歳以上(n=7)	14.3	42.9	14.3	28.6
障害種別	身体(n=151)	37.7	27.2	25.2	9.9
	療育(n=54)	13.0	61.1	14.8	11.1
	精神(n=37)	29.7	21.6	40.5	8.1
	難病(n=21)	23.8	47.6	19.0	9.5
	発達障害(n=22)	13.6	54.5	22.7	9.1
	高次脳機能障害(n=3)	0.0	66.7	33.3	0.0

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいるかについてみると、「わからない」が 33.8%と最も高く、次いで「いない」が 30.6%、「いる」が 25.0%となっており、前回調査と比較すると「不明・無回答」の割合が増加していることがわかります。

年齢別にみると、[30～39 歳][40～49 歳][50～59 歳]では「いない」、その他の年齢では「わからない」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[身体][療育]では「わからない」、[高次脳機能障害]を除く、その他の区分では「いない」が最も高くなっています。

◆家族の不在時や一人暮らしの場合、近所の援助者の有無



単位: %		いる	いない	わからない	不明・無回答
全体 (n=216)		25.0	30.6	33.8	10.6
年齢別	18～19歳 (n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0
	20～29歳 (n=16)	18.8	31.3	43.8	6.3
	30～39歳 (n=14)	28.6	57.1	14.3	0.0
	40～49歳 (n=24)	29.2	37.5	16.7	16.7
	50～59歳 (n=29)	31.0	34.5	27.6	6.9
	60～69歳 (n=44)	29.5	22.7	38.6	9.1
	70～79歳 (n=77)	20.8	29.9	39.0	10.4
	80歳以上 (n=7)	14.3	14.3	57.1	14.3
障害種別	身体 (n=151)	27.8	29.8	31.8	10.6
	療育 (n=54)	24.1	27.8	33.3	14.8
	精神 (n=37)	8.1	43.2	35.1	13.5
	難病 (n=21)	19.0	38.1	28.6	14.3
	発達障害 (n=22)	13.6	40.9	27.3	18.2
	高次脳機能障害 (n=3)	0.0	0.0	66.7	33.3

6. 将来の暮らしについて（障害のある方用調査結果より）

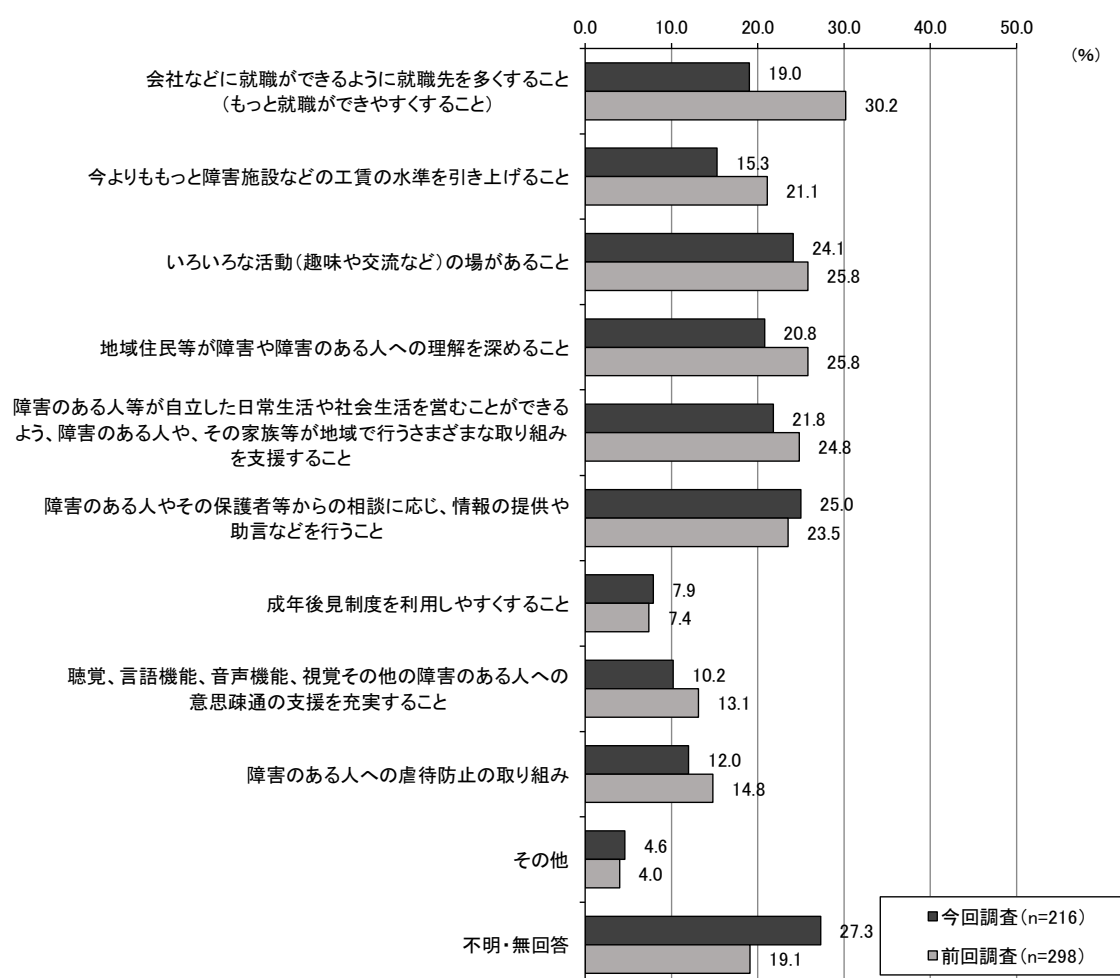
今後、障害者福祉に必要なと思うことについてみると、「障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと」が 25.0%と最も高く、次いで「いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること」が 24.1%、「障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行う様々な取り組みを支援すること」が 21.8%となっています。

前回と比較すると、「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」の割合が減少し、「障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと」「不明・無回答」の割合が増加していることがわかります。

年齢別にみると、[20～29 歳][30～39 歳]では「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」、[40～49 歳][60～69 歳]では「障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと」、[50～59 歳]では「今よりもっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること」、[70～79 歳]では「地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること」が最も高くなっています。

障害種別にみると、[身体]では「地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること」、[療育]では「いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること」、[高次脳機能障害]を除く、その他の区分では「障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと」が最も高くなっています。

◆今後の障害者福祉に必要なと思うこと【複数回答】



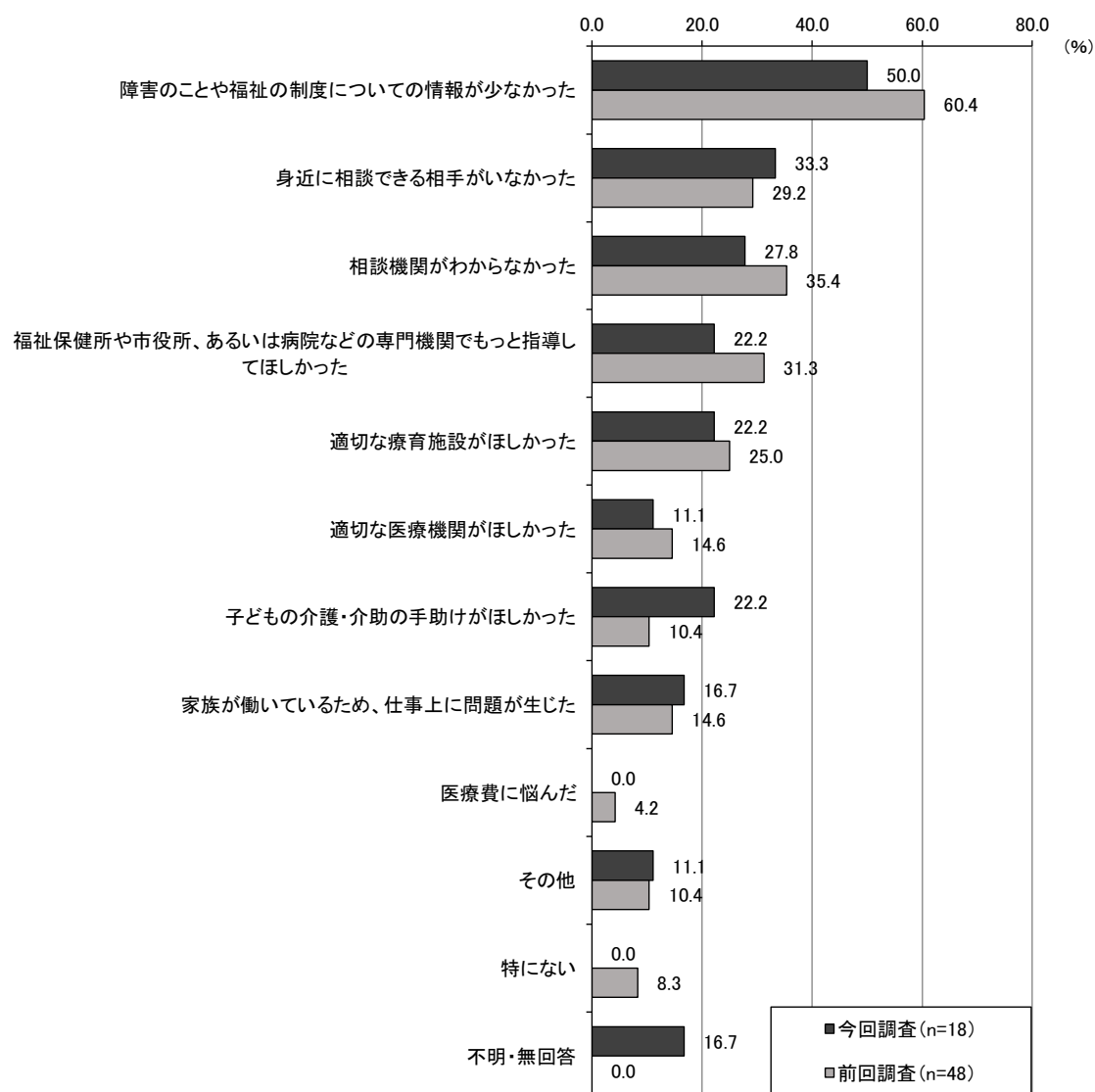
単位：％		会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もつと就職ができるようにすること）	今よりもつと障害施設などの工賃の水準を引き上げること	いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること	地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること	障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと	成年後見制度を利用しやすくすること	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること	障害のある人への虐待防止の取り組み	その他	不明・無回答
全体(n=216)		19.0	15.3	24.1	20.8	21.8	25.0	7.9	10.2	12.0	4.6	27.3
年齢別	18～19歳(n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	20～29歳(n=16)	43.8	37.5	31.3	6.3	18.8	31.3	18.8	0.0	12.5	6.3	18.8
	30～39歳(n=14)	35.7	7.1	14.3	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3	7.1	0.0	28.6
	40～49歳(n=24)	20.8	12.5	16.7	20.8	33.3	37.5	4.2	4.2	16.7	4.2	16.7
	50～59歳(n=29)	31.0	34.5	27.6	27.6	24.1	17.2	6.9	13.8	3.4	6.9	13.8
	60～69歳(n=44)	13.6	11.4	29.5	18.2	18.2	34.1	6.8	6.8	11.4	4.5	34.1
	70～79歳(n=77)	9.1	9.1	23.4	24.7	19.5	22.1	7.8	14.3	15.6	3.9	29.9
	80歳以上(n=7)	14.3	14.3	28.6	28.6	28.6	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3	28.6
障害種別	身体(n=151)	15.2	11.3	23.8	25.8	22.5	25.2	5.3	11.9	12.6	4.6	29.1
	療育(n=54)	18.5	24.1	29.6	11.1	14.8	22.2	20.4	7.4	9.3	1.9	25.9
	精神(n=37)	27.0	18.9	29.7	13.5	24.3	35.1	2.7	2.7	8.1	5.4	24.3
	難病(n=21)	0.0	14.3	14.3	23.8	19.0	33.3	0.0	9.5	23.8	4.8	33.3
	発達障害(n=22)	18.2	13.6	27.3	4.5	18.2	40.9	13.6	4.5	13.6	4.5	31.8
	高次脳機能障害(n=3)	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	66.7	0.0	33.3

7. お子さんの状況について（障害のある児童用調査結果より）

障害の状況について、診断・判定を受けた頃、ご家族にあった苦勞、悩み、不安についてみると、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」が 50.0%と最も高く、次いで「身近に相談できる相手がいなかった」が 33.3%、「相談機関がわからなかった」が 27.8%となっています。

前回と比較すると、「子どもの介護・介助の手助けがほしかった」「不明・無回答」の割合が大きく増加していることがわかります。

◆お子さんの障害の診断・判定を受けた時のご家族の苦勞・悩み・不安の有無【複数回答】

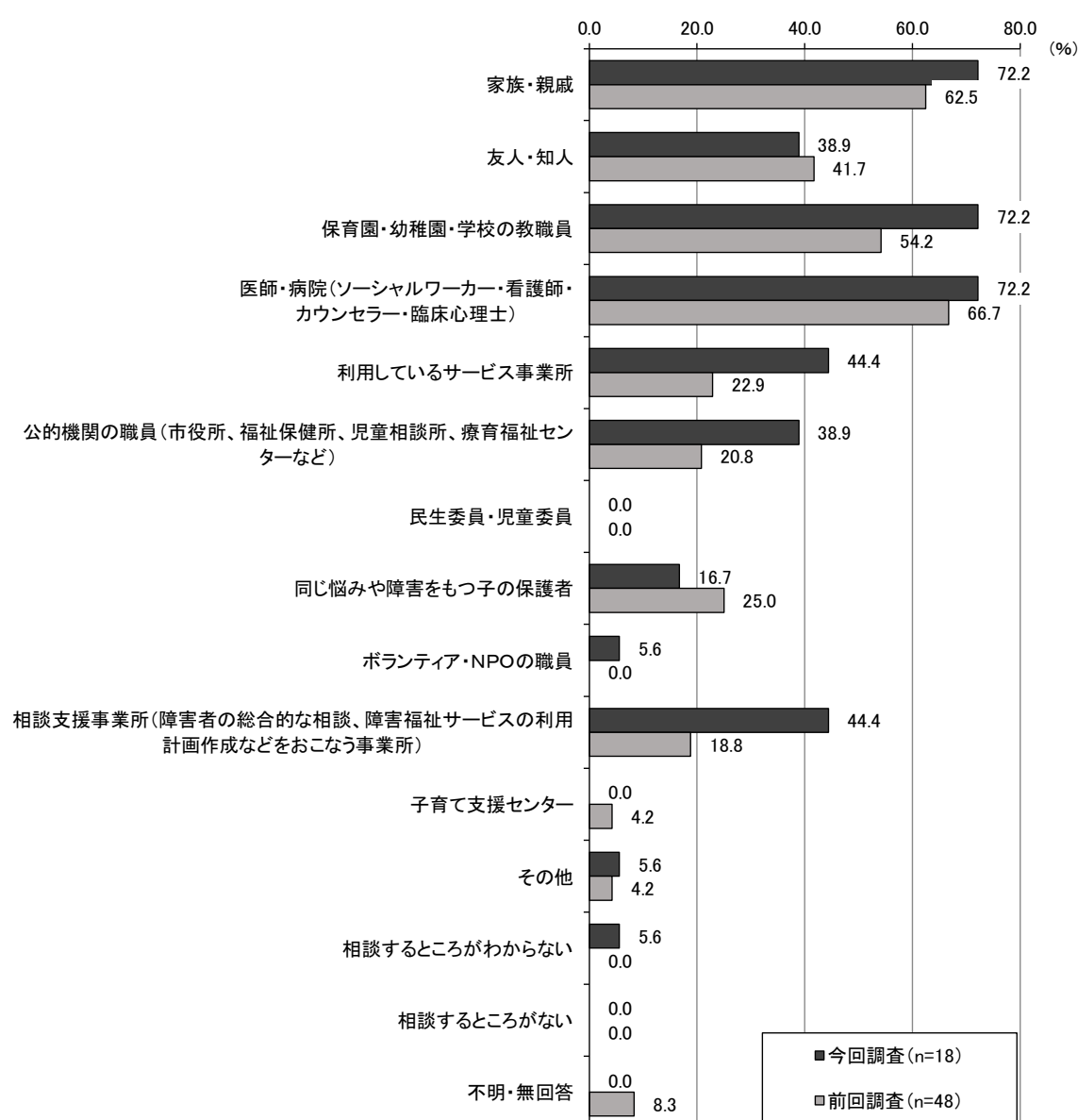


8. お子さんの相談について（障害のある児童用調査結果より）

相談するのは誰（どこ）かについてみると、「家族・親戚」「保育園・幼稚園・学校の教職員」「医師・病院（ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー・臨床心理士）」が 72.2%と最も高く、次いで「利用しているサービス事業所」「相談支援事業所（障害者の総合的な相談、障害福祉サービスの利用計画作成などを行う事業所）」が 44.4%、「友人・知人」「公的機関の職員（市役所、福祉保健所、児童相談所、療育福祉センターなど）」が 38.9%となっています。

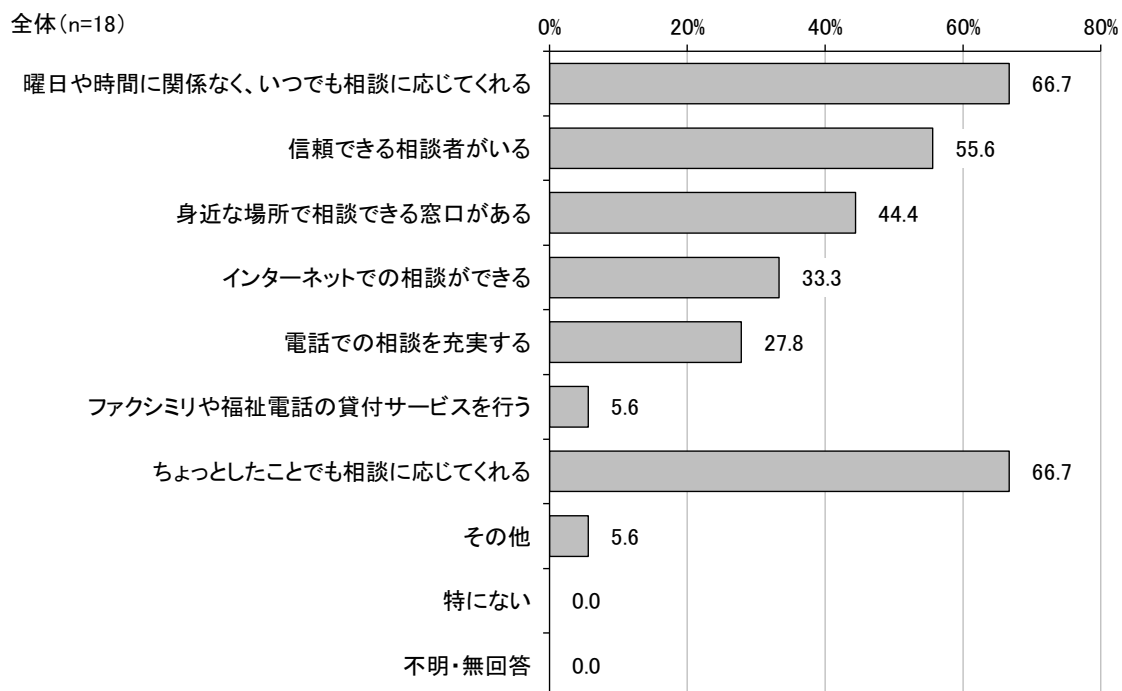
前回と比較すると、「家族・親戚」「保育園・幼稚園・学校の教職員」「医師・病院（ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー・臨床心理士）」「利用しているサービス事業所」「公的機関の職員（市役所、福祉保健所、児童相談所、療育福祉センターなど）」「相談支援事業所（障害者の総合的な相談、障害福祉サービスの利用計画作成などを行う事業所）」の割合が大きく増加していることがわかります。

◆お子さんのことで悩みごとや困ったことの相談相手【複数回答】



相談しやすい体制をつくるために必要なことについてみると、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」が 66.7%と最も高く、次いで「信頼できる相談者がいる」が 55.6%、「身近な場所で相談できる窓口がある」が 44.4%となっています。

◆お子さんのことで相談機関に相談しやすい体制をつくるために必要なこと【複数回答】

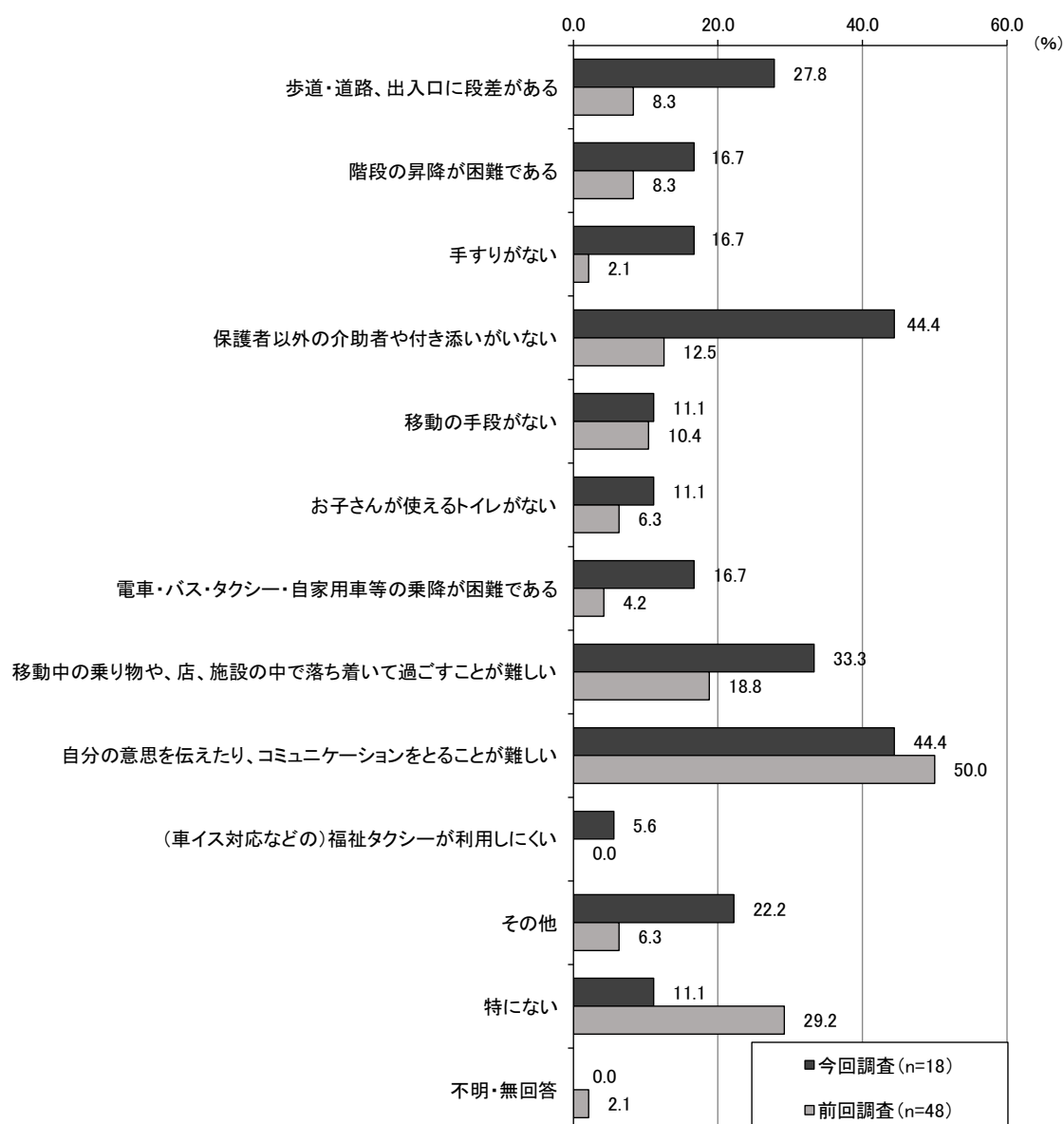


9. お子さんの外出について（障害のある児童用調査結果より）

お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出時に困ったり不便に感じたりすることについてみると、「保護者以外の介助者や付き添いがいない」「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が 44.4%と最も高く、次いで「移動中の乗り物や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい」が 33.3%、「歩道・道路、出入口に段差がある」が 27.8%となっています。

前回と比較すると、「保護者以外の介助者や付き添いがいない」ことに不便を感じる人の割合が大きく増加していることがわかります。

◆お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出時に困ったり、不便に感じること【複数回答】

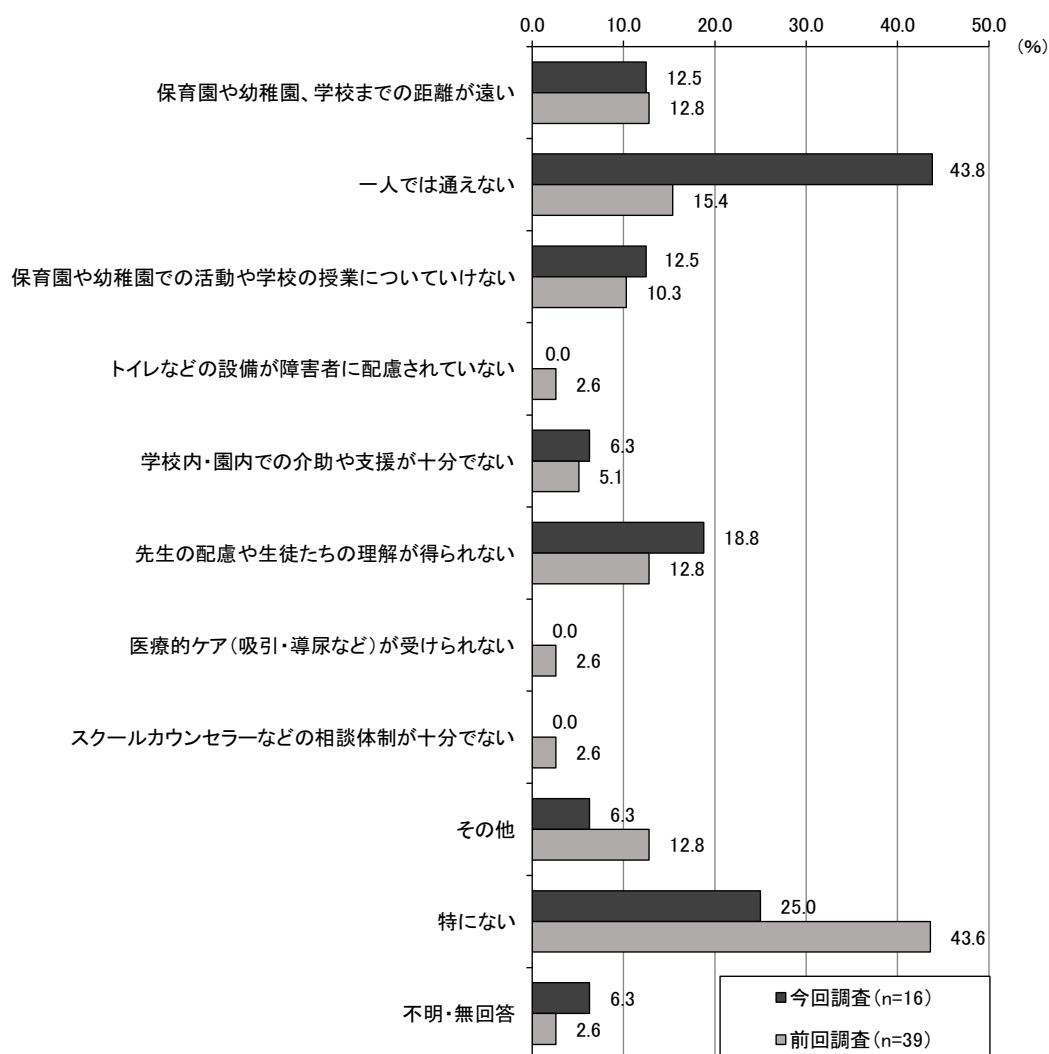


10. お子さんの療育や保育・教育について（障害のある児童用調査結果より）

通園・通学で困っていることについてみると、「一人では通えない」が 43.8%と最も高く、次いで「特にな
い」が 25.0%、「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」が 18.8%となっています。

前回と比較すると、「一人では通えない」人の割合が大きく増加していることがわかります。

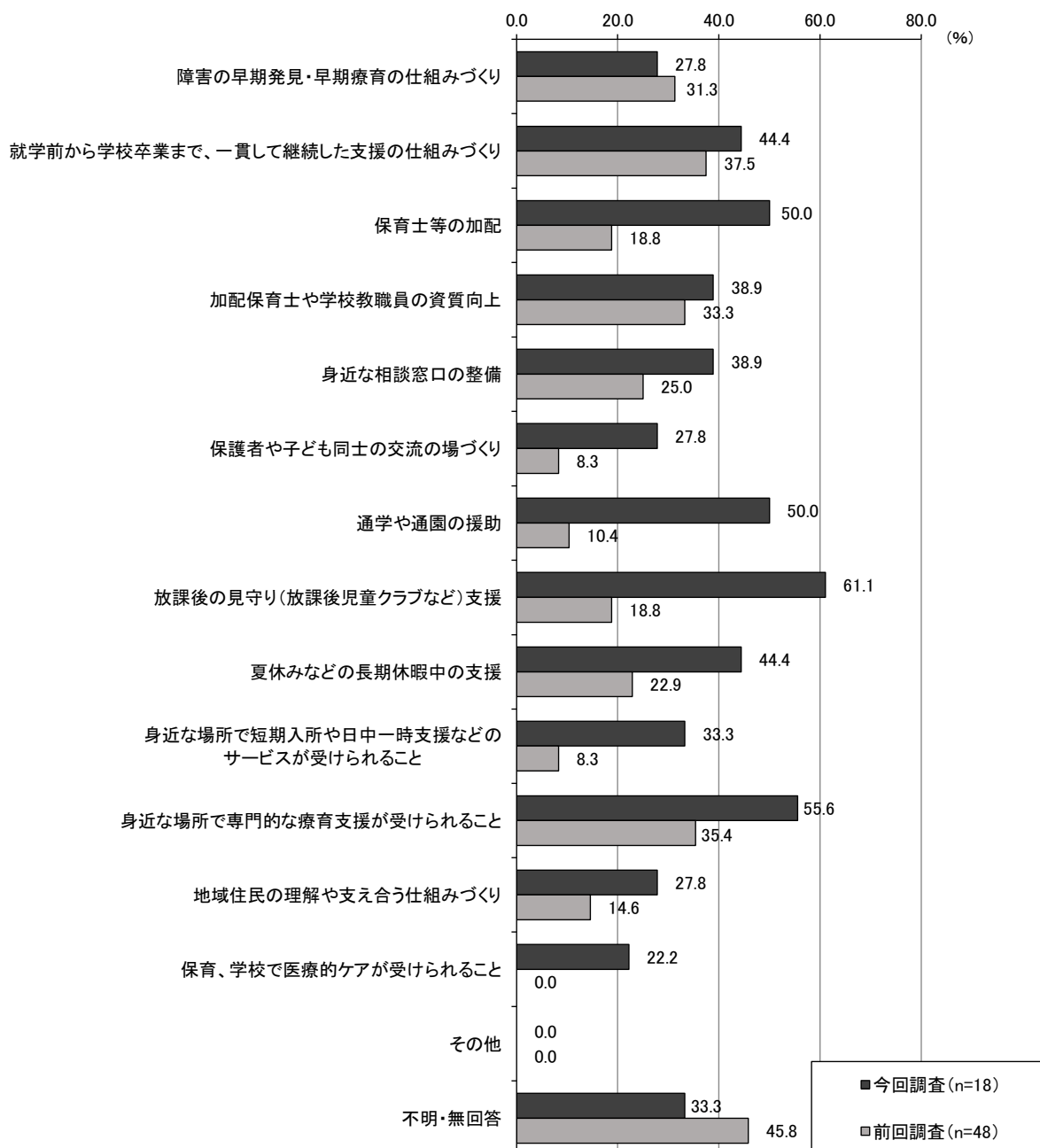
◆通園、通学で困っていること【複数回答】



ご本人(お子さん)が必要な支援についてみると、「放課後の見守り(放課後児童クラブなど)支援」が61.1%と最も高く、次いで「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」が55.6%、「保育士等の加配」「通学や通園の援助」が50.0%となっています。

前回と比較すると、「通学や通園の援助」「放課後の見守り(放課後児童クラブなど)支援」の割合が大きく増加していることがわかります。

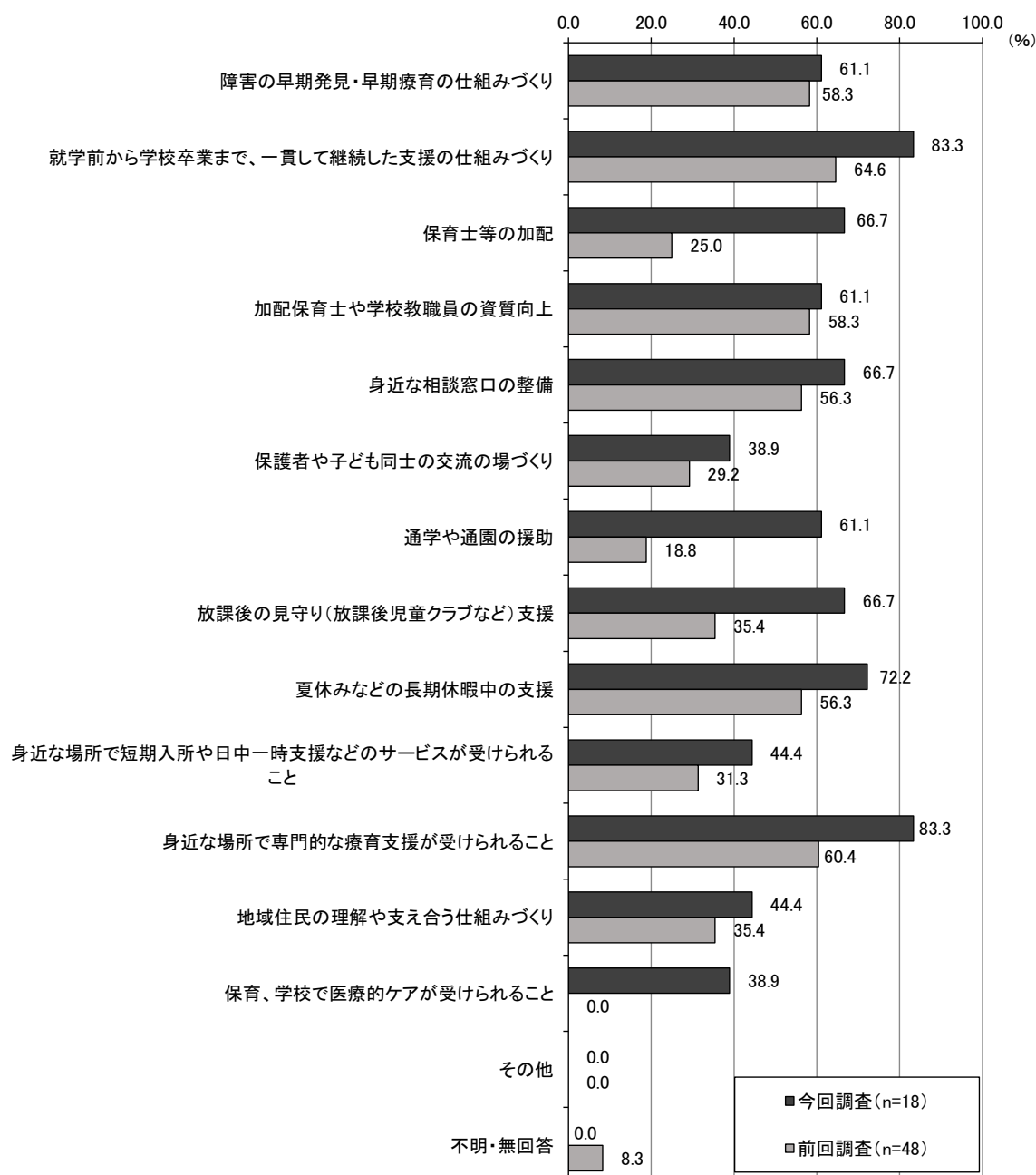
◆本人(お子さん)が必要だと思うことや必要だと思う支援【複数回答】



家族等が必要な支援についてみると、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」が 83.3%と最も高く、次いで「夏休みなどの長期休暇中の支援」が 72.2%、「保育士等の加配」「身近な相談窓口の整備」「放課後の見守り(放課後児童クラブなど)支援」が 66.7%となっています。

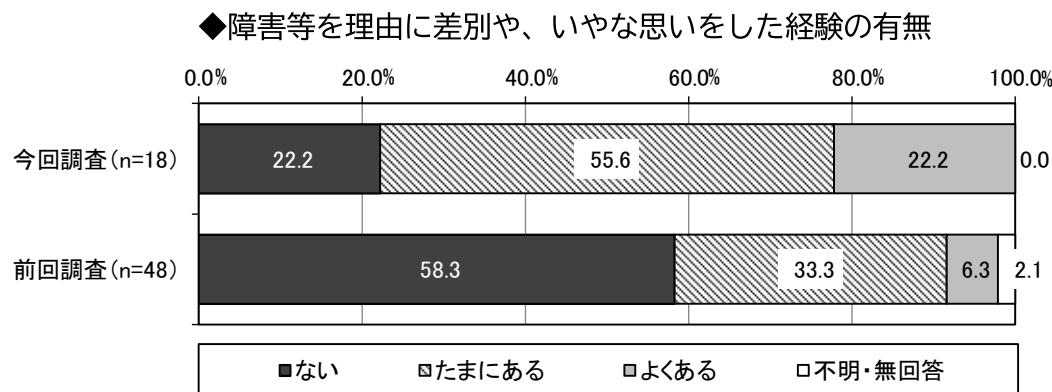
前回と比較すると、「保育士等の加配」「通学や通園の援助」「放課後の見守り(放課後児童クラブなど)支援」「保育、学校で医療的ケアが受けられること」の割合が大きく増加していることがわかります。

◆ご家族が必要だと思うことや必要だと思う支援【複数回答】



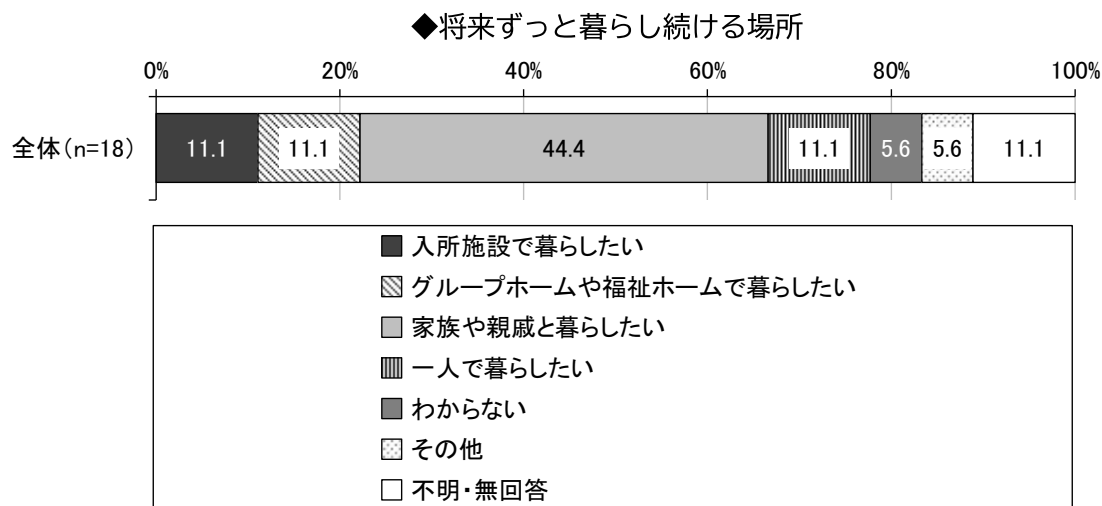
11. 障害者差別について（障害のある児童用調査結果より）

差別と感じたり、いやな思いをしたことがあるかについてみると、「たまにある」が 55.6%と最も高く、次いで「ない」「よくある」が 22.2%となっており、前回調査と比較すると「たまにある」人の割合が増加していることがわかります。



12. お子さんの将来の暮らしについて（障害のある児童用調査結果より）

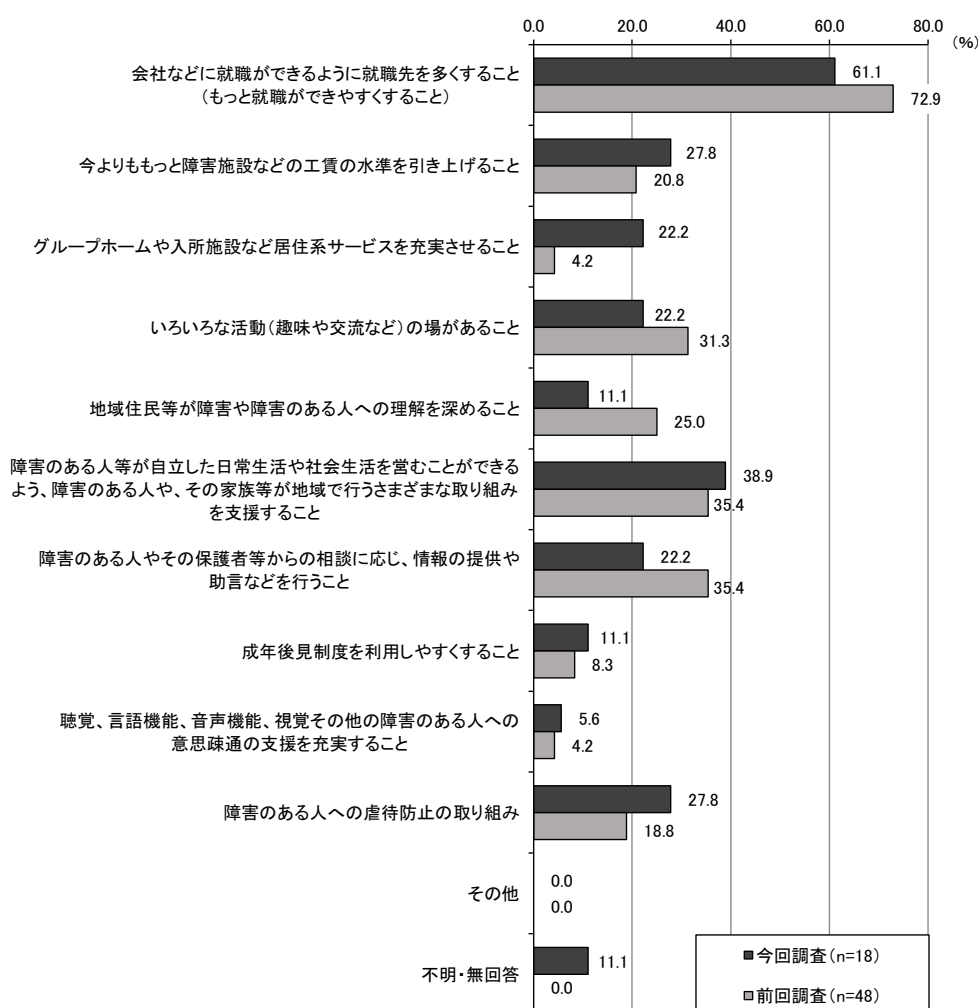
将来ずっと暮らし続ける場所についてみると、「家族や親戚と暮らしたい」が 44.4%と最も高く、次いで「入所施設で暮らしたい」「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」「一人で暮らしたい」が 11.1%、「わからない」が 5.6%となっています。



今後必要だと思うことについてみると、「会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職がでやすくなること)」が61.1%と最も高く、次いで「障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること」が38.9%、「今よりもっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること」「障害のある人への虐待防止の取り組み」が27.8%となっています。

前回と比較すると、「グループホームや入所施設など居住系サービスを充実させること」の割合が大きく増加していることがわかります。

◆今後お子さんのために必要だと思うこと【複数回答】



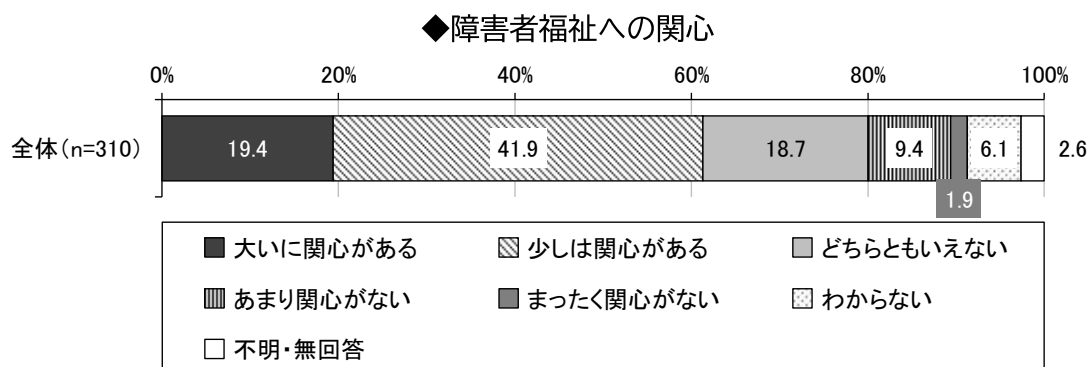
【自由回答より】

- ・高校入学へのハードルを下げしてほしい
- ・将来に向けての対策が取れるようセミナーに参加したい
- ・学校等に障害児のサポート全般に詳しい人材の配置

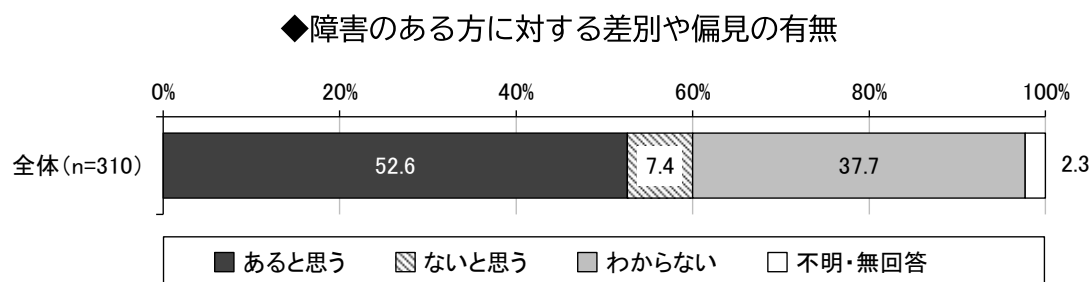
といったご意見もみられました。

13. 障害者福祉に関する意識について（一般市民用調査結果より）

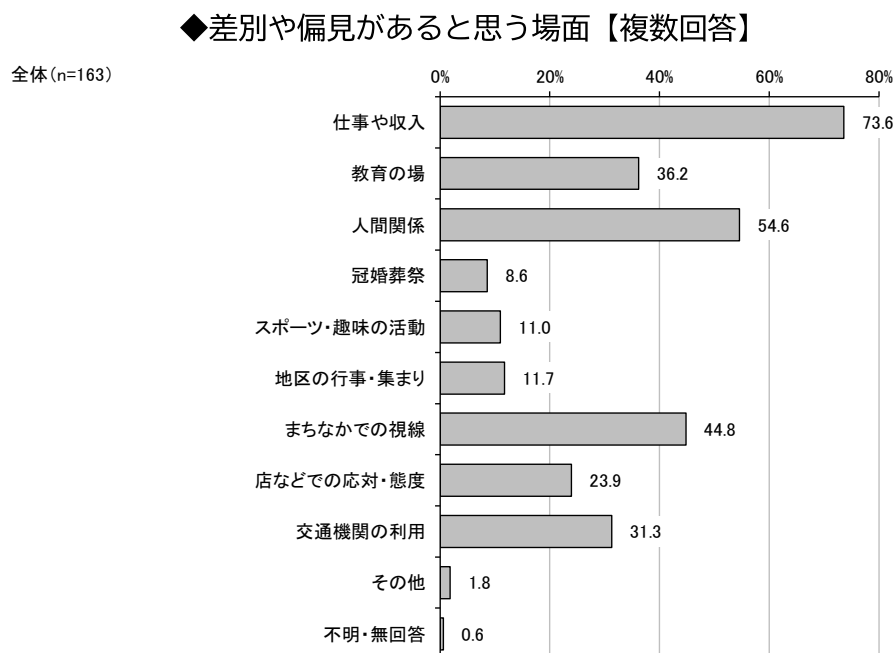
障害者福祉への関心度についてみると、「少しは関心がある」が 41.9%と最も高く、次いで「大いに関心がある」が 19.4%、「どちらともいえない」が 18.7%となっています。



障害のある方に対する差別や偏見についてみると、「あると思う」が 52.6%と最も高く、次いで「わからない」が 37.7%、「ないと思う」が 7.4%となっています。

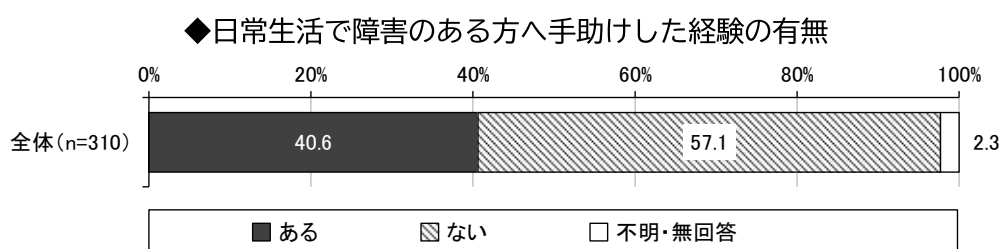


差別や偏見があると思う時についてみると、「仕事や収入」が 73.6%と最も高く、次いで「人間関係」が 54.6%、「まちなかでの視線」が 44.8%となっています。

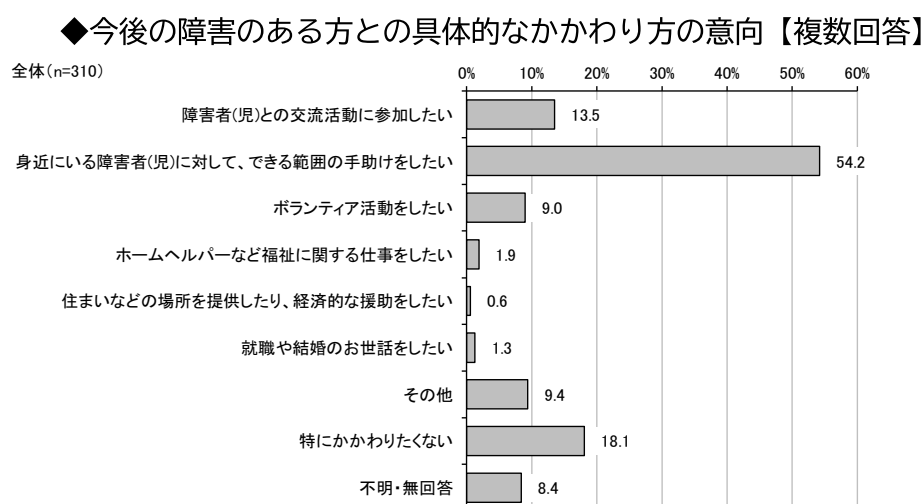


14. 日常生活における障害のある方との関わりについて（一般市民用調査結果より）

日常生活の中で、障害のある方に手助けをしたことの有無についてみると、「ない」が 57.1%と、「ある」の 40.6%を上回っています。

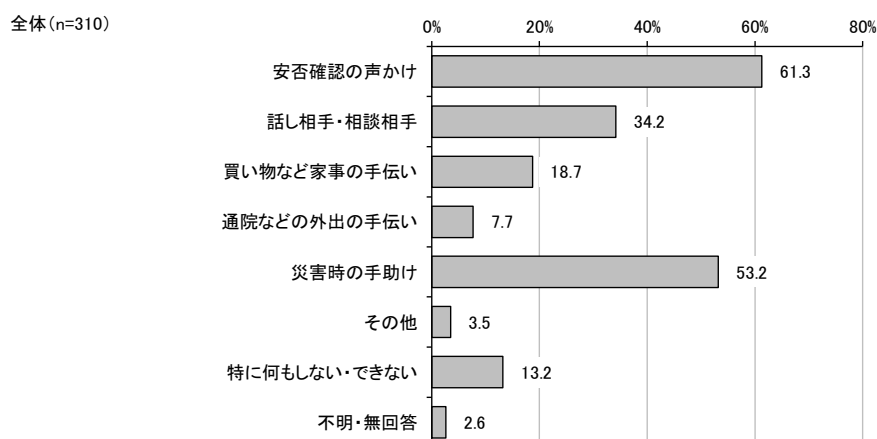


障害のある方とかかわるとすれば、どのような形でかかわりたいと思うかについてみると、「身近にいる障害者(児)に対して、できる範囲の手助けをしたい」が 54.2%と最も高く、次いで「特にかかわりたくない」が 18.1%、「障害者(児)との交流活動に参加したい」が 13.5%となっています。



近所に障害のある方の介助・介護などで困っている家庭があった場合、どのような手助けができと思うかについてみると、「安否確認の声かけ」が 61.3%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が 53.2%、「話し相手・相談相手」が 34.2%となっています。

◆障害のある方の介助・介護などで困っている家庭があった場合の手助けの仕方【複数回答】



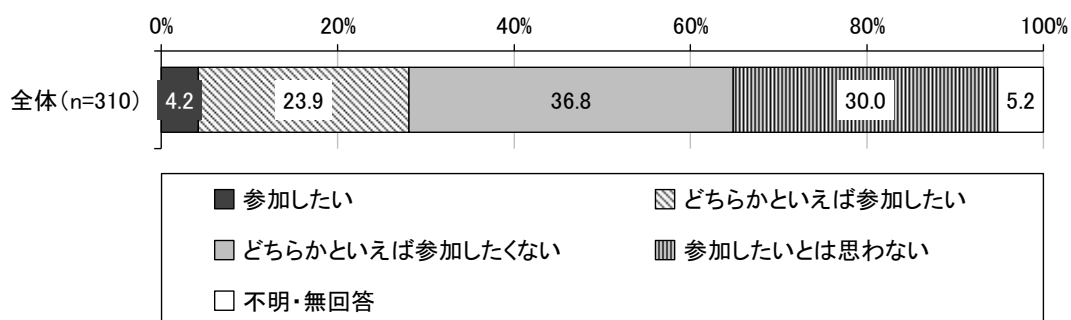
15. ボランティア活動について（一般市民用調査結果より）

今後の障害者（児）の福祉関係のボランティア活動への参加意向についてみると、「どちらかといえば参加したくない」が 36.8%と最も高く、次いで「参加したいとは思わない」が 30.0%、「どちらかといえば参加したい」が 23.9%となっています。

年齢別にみると、[20～29 歳]では「参加したいとは思わない」、[50～59 歳]では「どちらかといえば参加したい」、[19 歳以下]を除く、その他の年齢では「どちらかといえば参加したくない」が最も高くなっています。

身近な障害者の有無別にみると、[身近にいる]では「どちらかといえば参加したくない」、その他の区分では「参加したいとは思わない」が最も高くなっています。

◆今後の障害者（児）のボランティア活動への参加意向



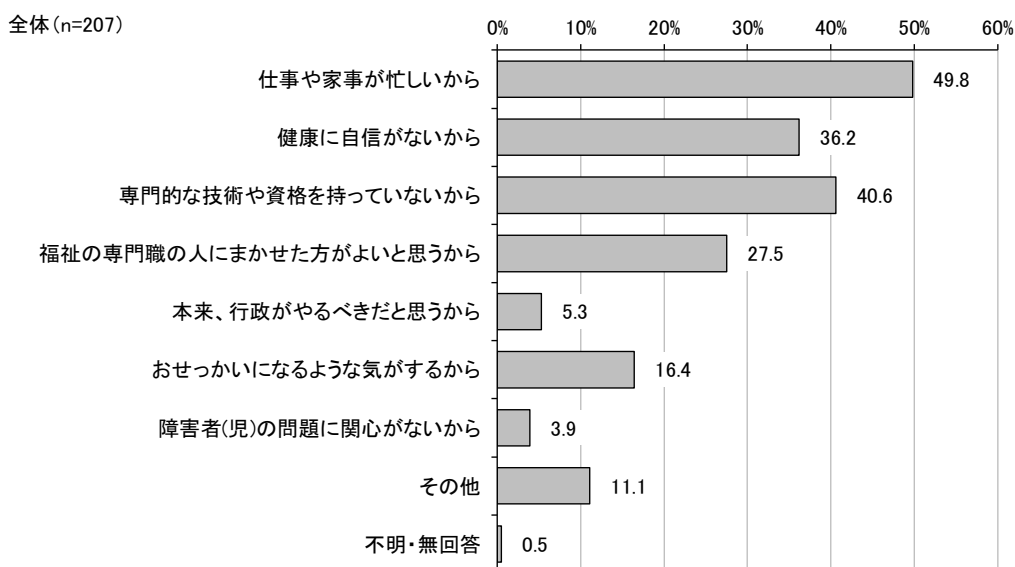
単位: %		参加したい	どちらかといえば参加したい	どちらかといえば参加したくない	参加したいとは思わない	不明・無回答
全体 (n=310)		4.2	23.9	36.8	30.0	5.2
年齢別	19歳以下 (n=6)	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0
	20～29歳 (n=14)	0.0	28.6	21.4	50.0	0.0
	30～39歳 (n=27)	3.7	18.5	40.7	33.3	3.7
	40～49歳 (n=57)	5.3	33.3	42.1	17.5	1.8
	50～59歳 (n=46)	2.2	37.0	32.6	26.1	2.2
	60～64歳 (n=27)	3.7	18.5	40.7	37.0	0.0
	65歳以上 (n=132)	4.5	15.9	36.4	33.3	9.8
者身の近 有な無障 別害	身近にいる (n=165)	6.1	26.1	38.8	24.8	4.2
	身近にはいない (n=124)	1.6	22.6	34.7	36.3	4.8
	知らない、わからない (n=20)	5.0	15.0	30.0	40.0	10.0

活動に参加したくない理由についてみると、「仕事や家事が忙しいから」が 49.8%と最も高く、次いで「専門的な技術や資格を持っていないから」が 40.6%、「健康に自信がないから」が 36.2%となっています。

年齢別にみると、[65 歳以上]では「健康に自信がないから」、その他の年齢では「仕事や家事が忙しいから」が最も高くなっています。

身近な障害者の有無別にみると、[知らない、わからない]では「健康に自信がないから」、その他の区分では「仕事や家事が忙しいから」が最も高くなっています。

◆活動に参加したくない理由【複数回答】

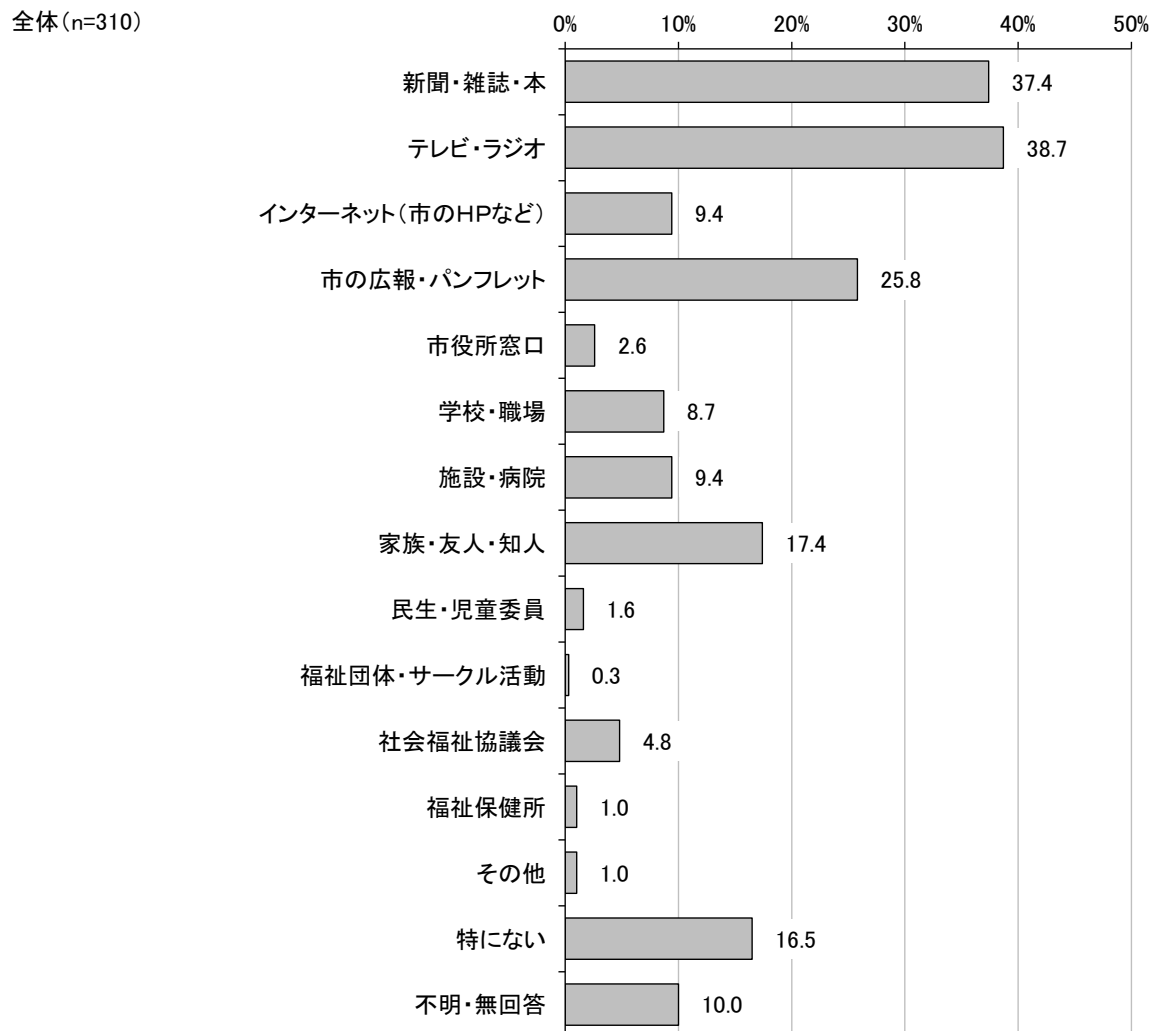


単位: %		仕事や家事が忙しいから	健康に自信がないから	専門的な技術や資格を持っていないから	福祉の専門職の人にまかせた方がよいと思うから	本来、行政がやるべきだと思うから	おせっかいになるような気がするから	障害者(児)の問題に関心がないから	その他	不明・無回答
全体 (n=207)		49.8	36.2	40.6	27.5	5.3	16.4	3.9	11.1	0.5
年齢別	19歳以下 (n=2)	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳 (n=10)	70.0	20.0	30.0	40.0	10.0	30.0	10.0	0.0	0.0
	30～39歳 (n=20)	75.0	20.0	40.0	20.0	10.0	10.0	5.0	20.0	0.0
	40～49歳 (n=34)	76.5	5.9	38.2	14.7	2.9	17.6	2.9	8.8	0.0
	50～59歳 (n=27)	63.0	33.3	48.1	29.6	0.0	22.2	3.7	11.1	0.0
	60～64歳 (n=21)	66.7	38.1	47.6	14.3	0.0	9.5	0.0	9.5	0.0
	65歳以上 (n=92)	23.9	52.2	38.0	34.8	7.6	16.3	4.3	12.0	1.1
者身の近 無障 別害	身近にいる (n=105)	57.1	32.4	45.7	24.8	4.8	15.2	2.9	9.5	0.0
	身近にはいない (n=88)	45.5	38.6	35.2	30.7	4.5	17.0	5.7	11.4	1.1
	知らない、わからない (n=14)	35.7	50.0	42.9	21.4	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0

16. 障害者福祉に関する情報について（一般市民用調査結果より）

障害者福祉に関する情報の入手先についてみると、「テレビ・ラジオ」が 38.7%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・本」が 37.4%、「市の広報・パンフレット」が 25.8%となっています。

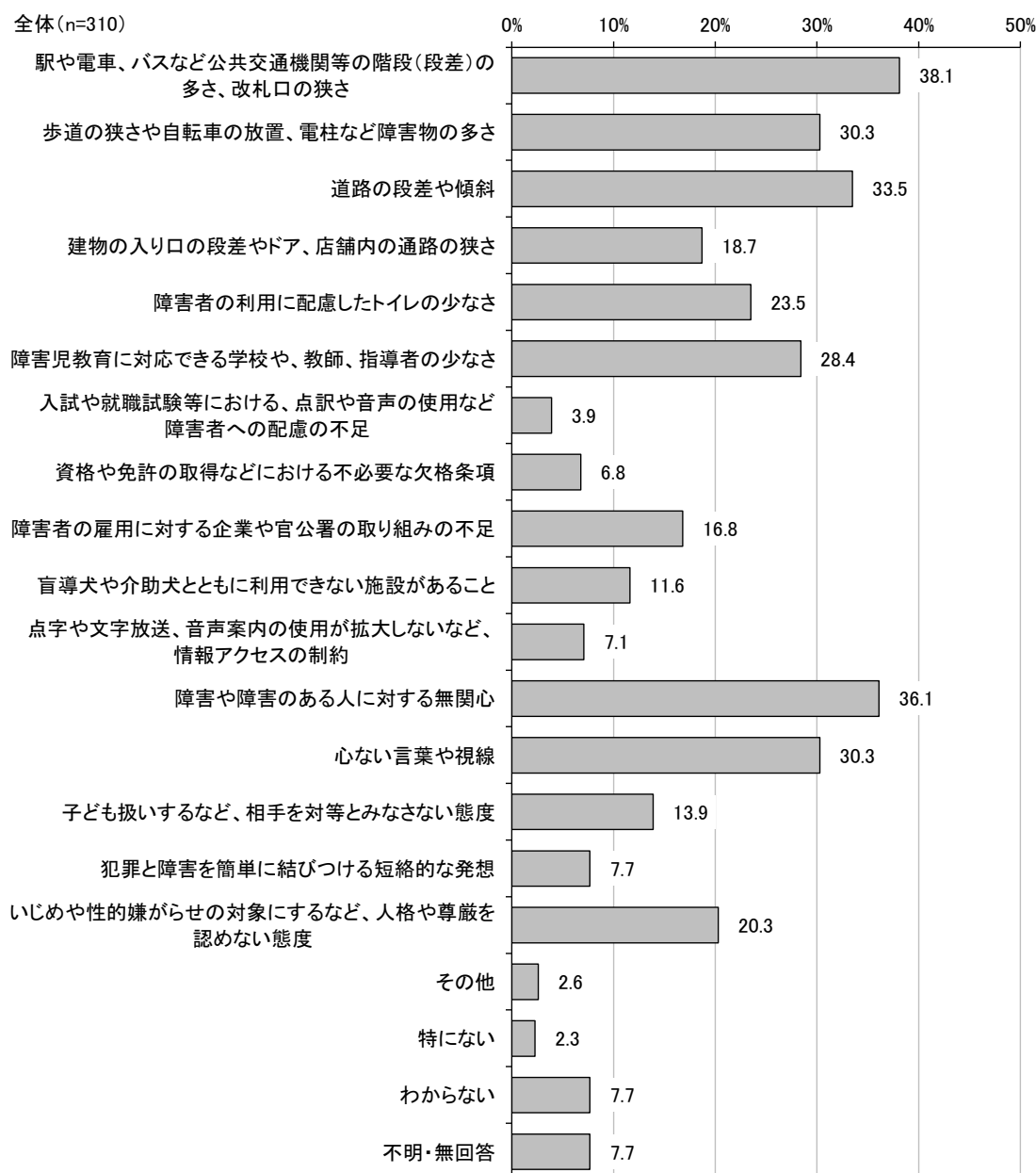
◆障害者福祉に関する情報の入手方法【複数回答】



17. 今後の障害者福祉について（一般市民用調査結果より）

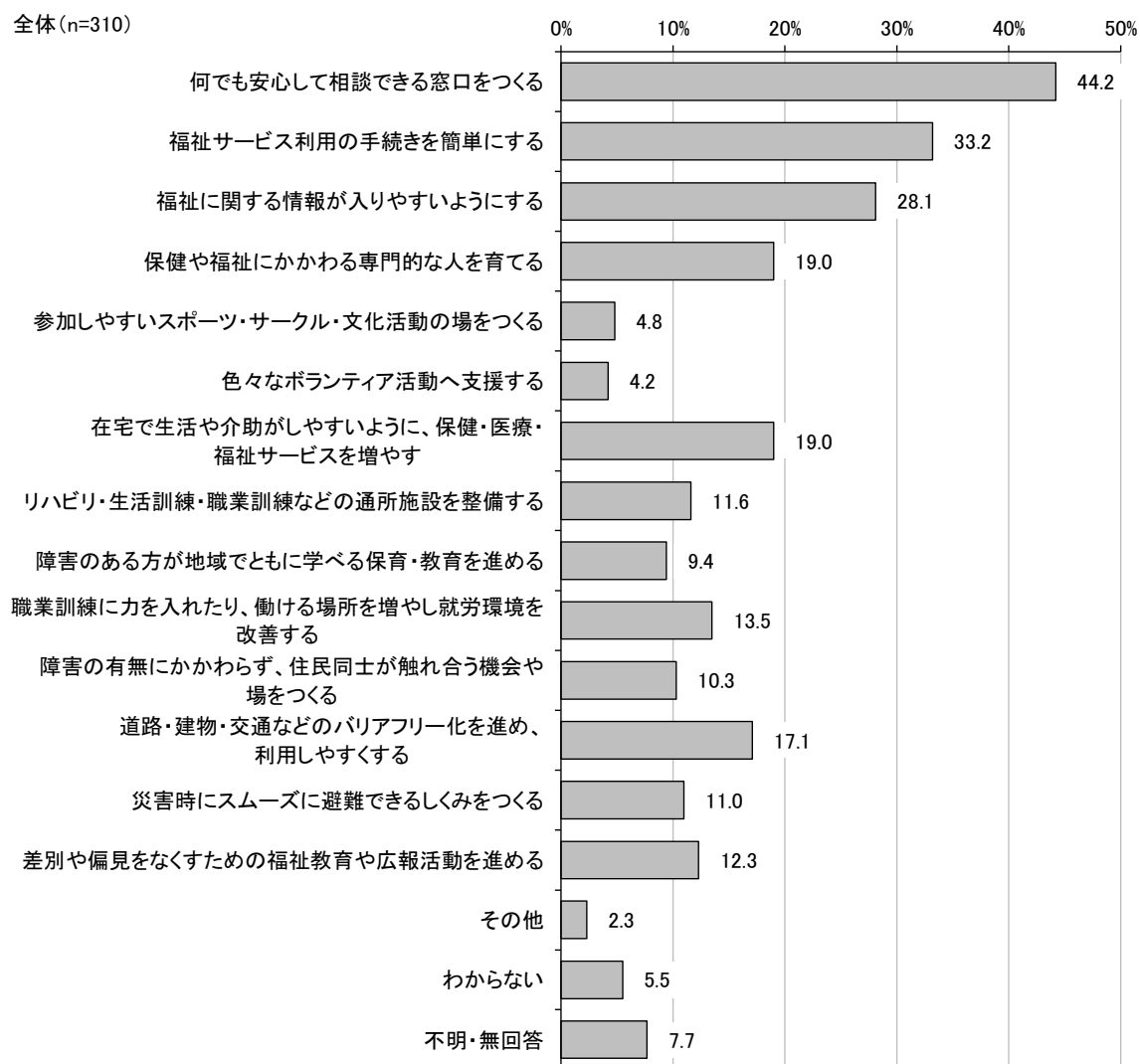
社会的障壁の除去に向けた、特に大きな課題についてみると、「駅や電車、バスなど公共交通機関等の階段(段差)の多さ、改札口の狭さ」が 38.1%と最も高く、次いで「障害や障害のある人に対する無関心」が 36.1%、「道路の段差や傾斜」が 33.5%となっています。

◆身の回りを考えた時、社会的障壁の除去のうち、特に大きな課題【複数回答】



障害のある方にとって住みやすいまちをつくるために、今後どのようなことが特に重要だと思うかについてみると、「何でも安心して相談できる窓口をつくる」が 44.2%と最も高く、次いで「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」が 33.2%、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」が 28.1%となっています。

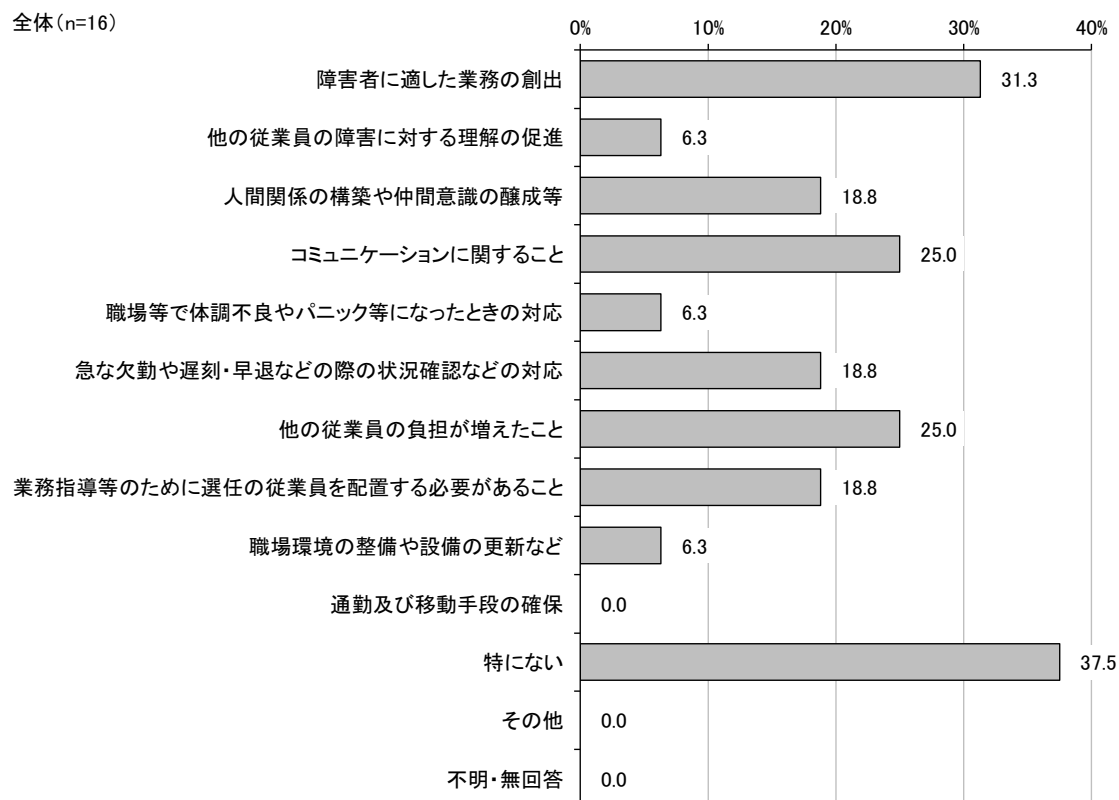
◆障害のある方にとって住みやすいまちをつくるために、今後特に重要だと思うこと【複数回答】



18. 障害のある方の雇用状況等について（事業所用調査結果より）

障害のある方を雇用して困ったことや負担に感じたことについてみると、「特にない」が 37.5%と最も高く、次いで「障害者に適した業務の創出」が 31.3%、「コミュニケーションに関すること」「他の従業員の負担が増えたこと」が 25.0%となっています。

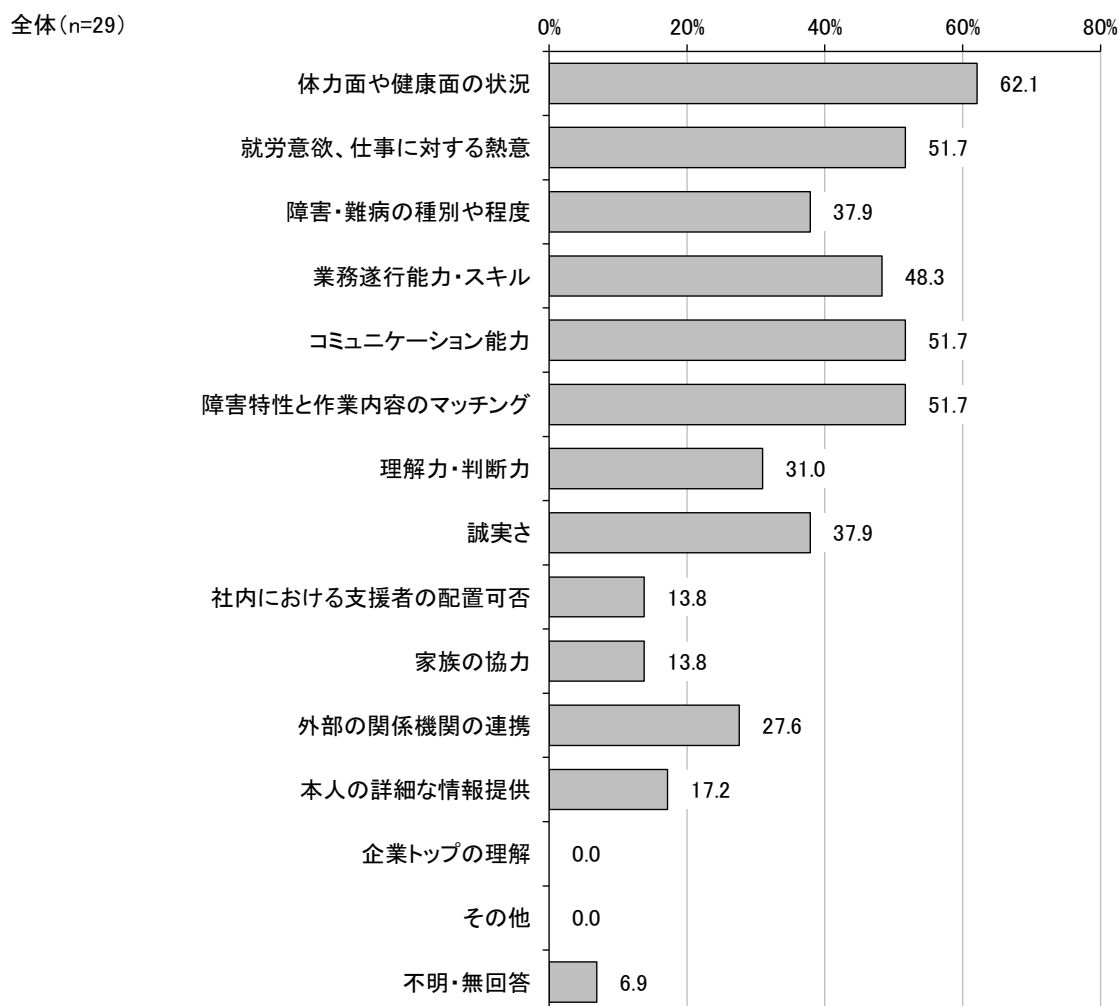
◆障害のある方を雇用して、困ったことや負担に感じたこと【複数回答】



19. 今後の障害のある方の雇用等について（事業所用調査結果より）

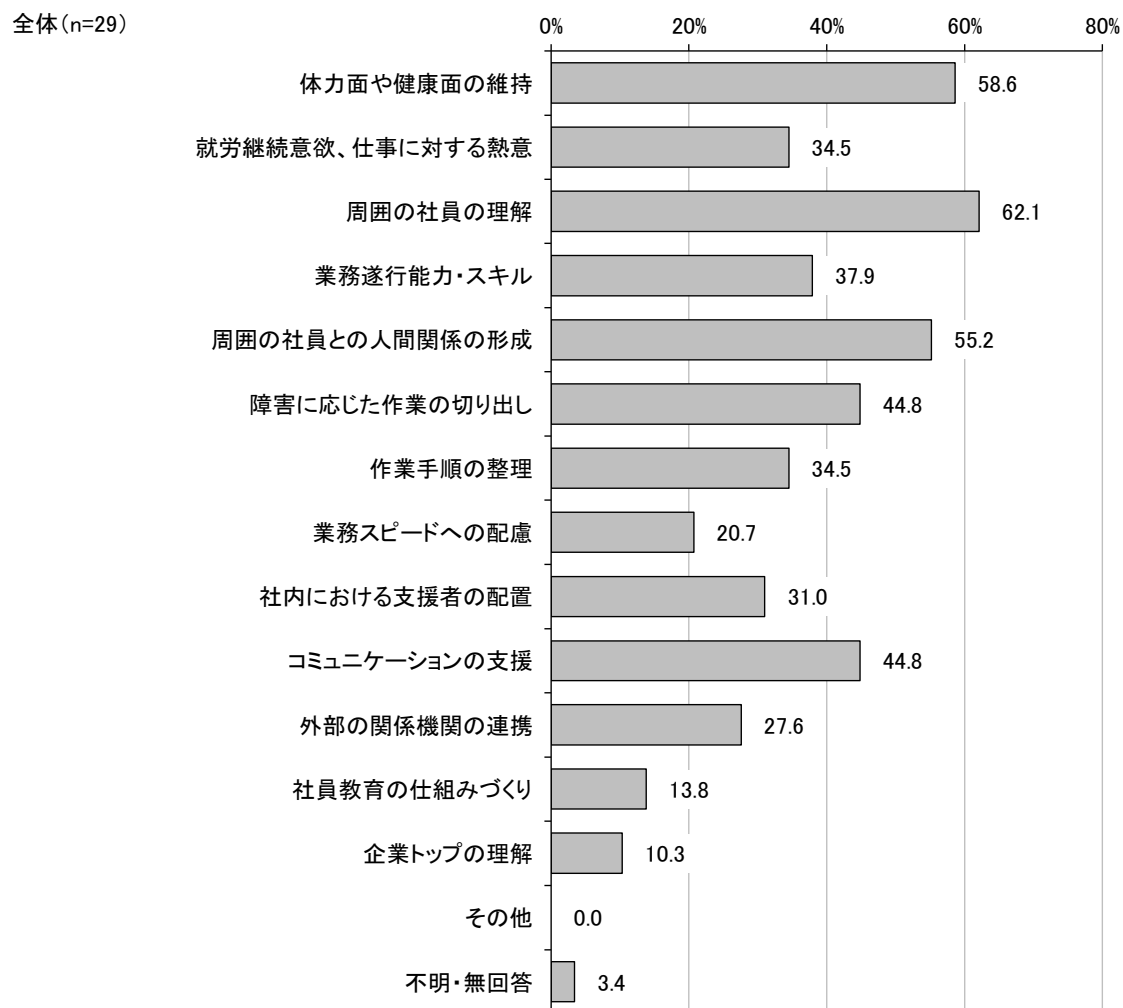
障害のある方を雇用するにあたってどのようなことを重視するかについてみると、「体力面や健康面の状況」が 62.1%と最も高く、次いで「就労意欲、仕事に対する熱意」「コミュニケーション能力」「障害特性と作業内容のマッチング」が 51.7%、「業務遂行能力・スキル」が 48.3%となっています。

◆障害のある方を雇用するにあたって、重視すること【複数回答】



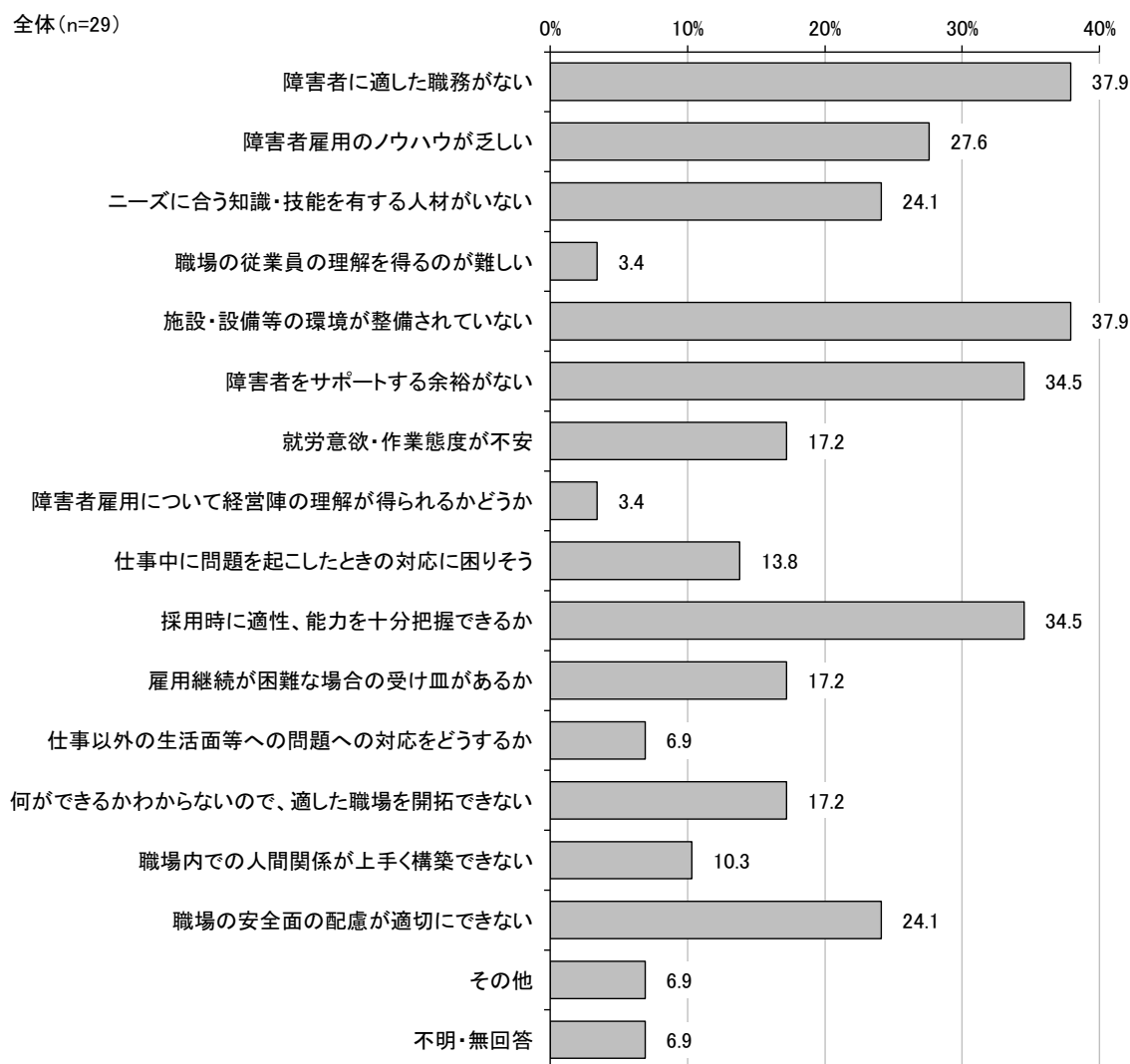
障害のある方が長く勤務し続けるために必要なサポートについてみると、「周囲の社員の理解」が62.1%と最も高く、次いで「体力面や健康面の維持」が58.6%、「周囲の社員との人間関係の形成」が55.2%となっています。

◆障害のある方が長く勤務するために必要だと思うサポート【複数回答】



障害のある方を雇用するにあたっての課題や制約についてみると、「障害者に適した職務がない」「施設・設備等の環境が整備されていない」が 37.9%と最も高く、次いで「障害者をサポートする余裕がない」「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が 34.5%、「障害者雇用のノウハウが乏しい」が 27.6%となっています。

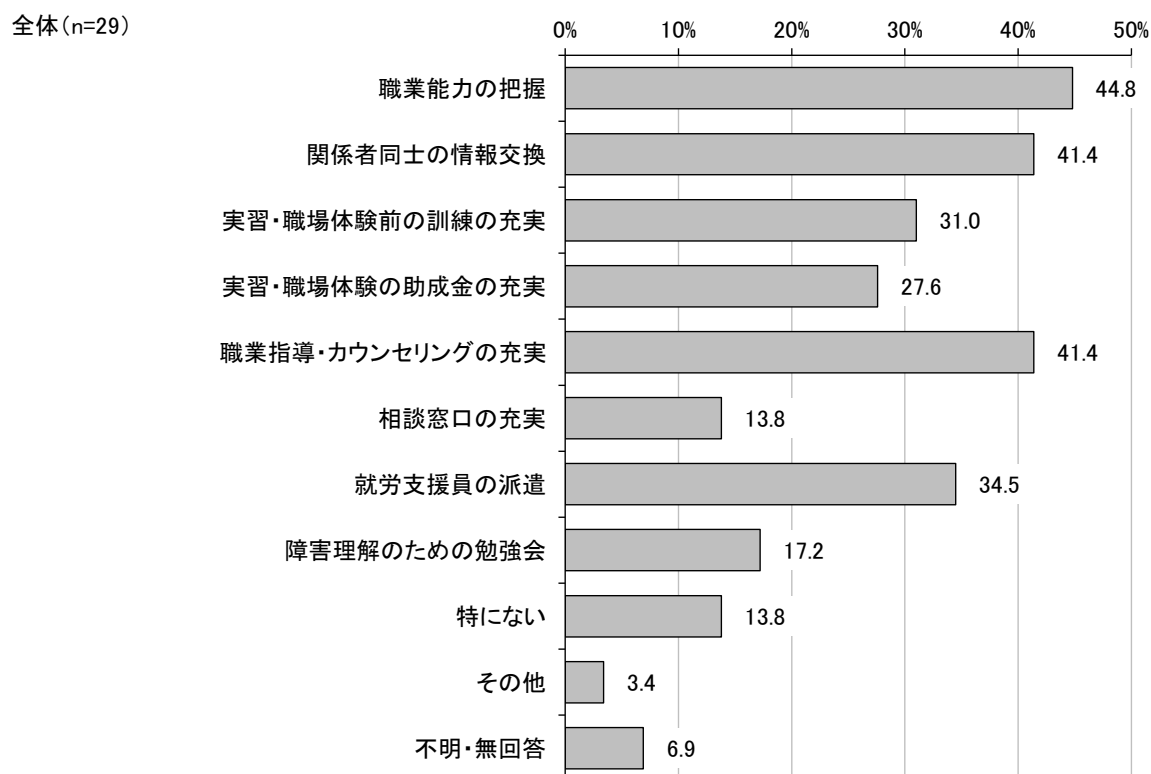
◆障害のある方を雇用するにあたっての課題や制約【複数回答】



20. 障害のある方向けの実習や職場体験について（事業所用調査結果より）

実習や職場体験の受け入れが可能となる支援についてみると、「職業能力の把握」が 44.8%と最も高く、次いで「関係者同士の情報交換」「職業指導・カウンセリングの充実」が 41.4%、「就労支援員の派遣」が 34.5%となっています。

◆実習や職場体験を受け入れるための支援・方策【複数回答】



21. 団体や特定相談支援事業所へのヒアリング結果

■ 特に取り組みが弱いと思われるサービス、今後必要となる・見直すべきサービスはありますか (記述式)

① 障害のある児童（障害のある子どもの発達支援や障害児通所支援）

・教育課程を終えた障害のある児童の地域生活へのつながりが不十分

② 障害のある方の就労機会や就労定着

・障害のある方の働ける場所が少ない（農福連携について消極的）
・就労体験できる企業等が少ない
・障害疑い等のきわめて軽度な知的障害などの方への支援

③ 社会参加・体験の機会・場づくり、文化振興

・連携体制の不足（家族への支援が必要なケースが少なからずあるが、相談支援専門員が抱えがちであり、どこに相談して誰と連携したら解決されるのかが分かりにくい）

④ 障害のある方の家族に対する支援

・障害のある方本人への支援はあっても家族に対する支援が少ない
・相談場所、家族への支援、サービスが増えてほしい
・高齢家族による介助の現状、親亡き後への懸念

⑤ 相談支援体制

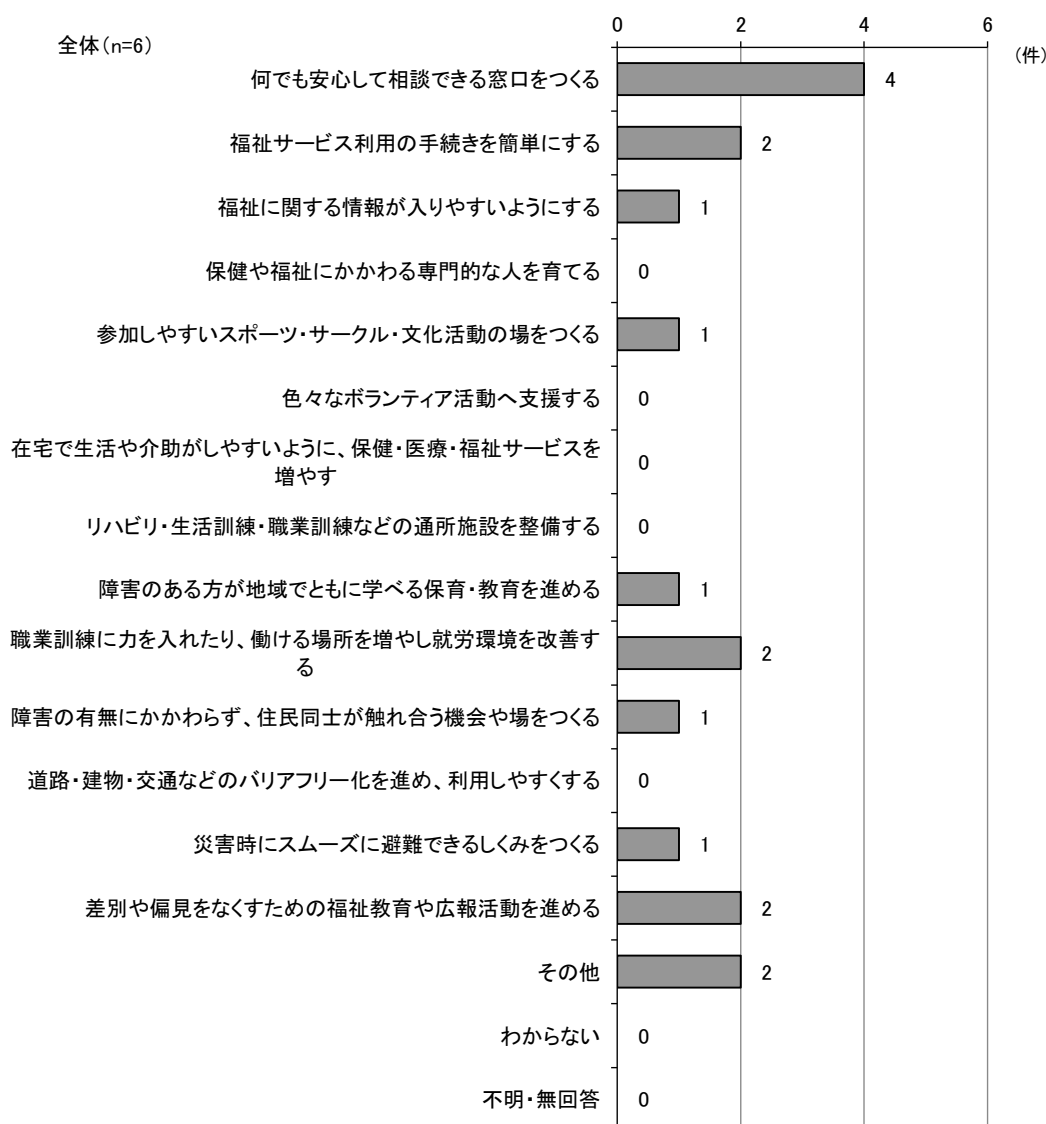
・夜間や休日含む 365 日 24 時間いつでも相談できる所が増えてほしい
・委託相談支援事業所が総合相談窓口としてどのように機能しているのか分からない

⑥ その他

・災害時における支援
・精神障害のある方のグループホーム等支援が少ない（高齢になっても安心して利用できるグループホームが必要）
・一人暮らし希望者への支援不足（サテライト型グループホームを無期限に）
・ひきこもりはサービスにつながりにくい
・金銭面での支援

■ 障害のある方にとって住みやすいまち（地域共生社会）をつくるために、今後どのようなことが特に重要だと思いますか。【複数回答】

地域共生社会のために、特に何が重要だと思うかについてみると、「何でも安心して相談できる窓口をつくる」が4件と最も高く、次いで「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」「職業訓練に力を入れたり、働ける場所を増やし就労環境を改善する」「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を進める」が2件となっています。



(3) 調査からみる課題のまとめ

各種アンケート調査結果や関係団体等へのヒアリング結果から見える課題について以下のとおり、整理しました。

1 障害への理解・啓発について

障害のある方の地域生活を支えるためには、様々な場面での障害に対する理解促進が大切です。障害を理由に差別されたり、いやな思いをした経験があるといった声や、特に就労の場面では、障害のある方用調査における希望する仕事に就くうえで必要な配慮の上位に「職場内で障害に対する理解があること」、事業所用調査における障害のある方が長く勤務するために必要なサポートの上位に「周囲の社員の理解」となっており、社会的障壁のない地域共生社会の実現に向けて、市民の障害に対する理解促進は引き続き取り組む必要があります。

2 切れ目のない障害児支援と家族への支援について

保育・療育から義務教育さらに高校、就職と、障害のある児童の将来を見据えた切れ目のない支援が求められるとともに、障害のある児童の将来に対する不安を抱える家族へのケアも必要です。障害のある児童用調査において、どのような苦労や悩み、不安があったかについてみると、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」「身近に相談できる相手がいなかった」「相談機関がわからなかった」などが上位に挙げられました。増加傾向にある障害のある児童・グレーゾーンの子どもたちとその家族への支援に引き続き取り組む必要があります。

3 雇用・就労支援について

就労に関しては、「障害の状況に合わせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」「職場内で障害に対する理解があること」「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」が障害のある方が求める必要な配慮の上位となっています。一方で市内事業所が、障害のある方を雇用するにあたって抱える課題や制約としては、「障害者に適した職務がない」「施設・設備等の環境が整備されていない」が上位に挙げられており、設備等のハード面と柔軟な働き方や職場内での理解といったソフト面双方に対する就労支援に取り組む必要があります。

4 社会参加・地域とのつながりについて

障害のある方の社会参加や就労、地域移行など、住み慣れたまちで自分らしく暮らせる、希望する生活を叶えるためには、周囲の理解や助け合い、つながりづくりが大切です。障害のある方用調査において、生きがいをお聞きしたところ「家族のだんらん 家庭のやすらぎ」「楽しめる趣味やスポーツを持っている」「気の合う友達や仲間がいる」が上位に挙げられ、周囲とのつながりを大事にしている人が多くなっています。

一方で、家族が不在などの場合近所に助けてくれる人の有無については、「いない」「わからない」があわせて6割となっており、緊急時も想定したつながりづくりを行う必要があります。

5 相談支援体制・情報提供体制の整備について

各種アンケート調査から、相談支援体制の整備に向けては、時間の制限や内容の大小にかかわらず応じる体制と、信頼できる相談者の配置が必要とされています。また、サービスに関する情報を十分に得られていない、少ないといったご意見もありました。国、県でも、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行などで、アクセシビリティへの対応に取り組む姿勢であるため、本市においても積極的に取り組む必要があります。



第3節 第3次計画の取組状況と課題

「第3次香美市障害者計画」について、令和4年度までの実行状況を施策ごとに評価し、5つの基本目標ごとに取組状況と課題についてまとめた結果は次のとおりとなります。

基本目標1 お互いが認め合い、支えあう地域社会の実現をめざして

- 障害に関する周知・啓発については、特に発達障害に関する周知が進み、障害児通所サービスの利用も増えてきた現状にあります。しかし、義務教育が終了した後は、進学・就職と大きな分岐点に加え、制度の変わり目でもあるため、相談窓口がわかりにくいという声も聞かれ、今後は義務教育終了後から成人期への支援が課題となってきました。
- 地域における福祉教育や人権教育については、新型コロナウイルス感染症の影響で交流及び共同学習の十分な実施ができていないため、学習や体験活動を充実させていく方法を検討していく必要があります。
- 権利擁護制度については、制度利用を希望される方は、生活が立ち行かなくなってきたからの相談が多いため、早めの制度利用検討のための研修会を開催しても参加者が少ないことや、費用負担が大きいこと、制度の担い手が不足していることなどが課題としてあげられます。

基本目標2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして

- 妊娠・出産から子育ての時期を通して、気軽に相談ができる場所としてこども家庭支援センターの周知や産後早期の訪問を実施し、保護者との関係性の構築、障害の早期発見や相談支援の充実に向け、福祉部門や子育て部門、医療機関等とも連携を継続していく必要があります。また相談対応時の児童発達の見立てや保護者への助言に関して保健師のスキルアップを図る必要もあります。
- 障害のある児童の集団保育に関しては、個別支援から集団の中での支援への至りにくさがあるため、クラス全体の子どもにとって過ごしやすい環境づくり等が必要です。
- 保育所において、特別支援保育コーディネーターを雇用し、保育園や関係機関との連携、支援会議の開催、引継ぎシートの作成支援等就学に向けての支援を行っていますが、各園や各保育士によつての資質の差もみられます。市内小中学校においては、オンライン授業など教室環境の整備や特別支援コーディネーターの役割の重要性和若年層のコーディネーター担当教員の増加、また支援会議の増加による学校現場の多忙化が課題となっています。
- 香美市支援ファイルの取り扱いについては一定整理されてきているため、今後は義務教育終了後から成人期にかけて就労や生活に係る支援にスムーズにつながる仕組みづくりが課題となります。
- 医療的ケアが必要な子どもたちやその家族については、必要に応じて関係機関と情報を共有し、個別ケース会等の充実を図り、対応等について協議する必要があります。

基本目標3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

- 健康づくりに関するイベントや養成講座が近年は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できていないため、実施できるよう関係機関にも働きかけ、障害の有無にかかわらず市民が健康づくりに関心をもてる機会を創出する必要があります。
- 身体障害者手帳・療育手帳の重度の方を対象とした医療費の助成、経済的負担の軽減については、引き続き、障害者手帳の取得状況や転出・転入等の住民異動情報取得のため関係部署との連携が必要となっています。
- 補装具の購入や修理等に要する費用の一部支給については、制度の周知の促進が必要です。また、担当職員の補装具への知識も求められています。

基本目標4 いきいきと社会参加できるまちをめざして

- 地域活動支援センターの利用要件について、市内のセンターの利用ができない場合等の取り扱いについて近隣市町村のセンター利用ができるように調整が必要です。
- 障害の有無にかかわらず気軽に集える場づくりについては、高齢者の利用がほとんどで、今後は、ひきこもりや障害のある方等、地域のニーズを把握し、状況に応じた運営が必要です。
- 本市では、外出や移動の支援、障害のある方本人が自動車の改造をする場合や自動車運転免許を取得する際に要する経費の一部助成、「福祉タクシー利用券」の交付等を行っており、これらの事業についてのさらなる周知が必要です。
- 障害のある方の雇用促進については、障害のある方に対する就労支援は様々な機関が行っており、本人の特性、能力、意向に合わせた情報提供が必要と思われます。一般相談の内容からも就労に関するニーズは多く、障害のある方の雇用の促進や拡大が課題となっています。

基本目標5 住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざして

- 相談支援事業については、市内の相談支援専門員、特に障害のある児童を担当できる相談支援専門員が不足しており、新規案件の受け入れが難しい状況が出てきています。
- 市ホームページでは、これまでも、見やすいページ作成をするよう職員への周知を定期的に行ってきましたが、十分に行き届いていないと思われます。
- 障害福祉の推進に向け、サービスやボランティア等の地域活動の周知、高知県運営適正化委員会などの関係機関との連携を図る必要があります。
- ハード・ソフト両面でのバリアフリーの整備を進めてきましたが、特にハード面の区画線（白）については、市内全域で補修が必要な状況であり、整備が全く追いついていないことや財源の確保が課題です。
- 交通安全教室については、受講者のレベルに応じた指導方法の模索及び継続した指導の実施が必要です。

第4節 計画の重点課題

第3節にまとめた第3次障害者計画の課題や障害のある方へのアンケート調査結果、関係団体ヒアリング調査結果、障害者制度改革の方向等を踏まえた総合的な見地から、この計画の重点課題は次のように整理・集約されます。

① 障害への理解・啓発の促進

- ◆障害者差別解消法が改正され、障害のある方に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより求められていますが、現状、障害のある方や障害のある方に関わる人は様々な場面で差別・偏見を感じています。
- ◆職場や教育現場、行政職員の福祉サービスに対する理解の向上や、様々な障害の特性について知っておいてほしいという声もあります。

⇒これまでに引き続き、様々な場面・方法での障害に関する理解促進に取り組む必要があります。

② 情報提供や相談支援の充実

- ◆障害や福祉サービス等に関する情報の入手先は年齢や障害種別によって異なり、手段や媒体によって情報の偏りがないようにすることが重要です。
- ◆アンケート調査から、相談支援体制の整備に向けては、時間の制限や内容の大小にかかわらず応じる体制と、信頼できる相談者の配置が必要とされています。

⇒これまで以上の情報提供、必要な情報が必要な人に行き届くためのアクセシビリティの向上と、相談支援窓口の周知や充実に取り組む必要があります。

③ 障害のある児童やその家族への継続的な支援の充実

- ◆障害のある児童用調査において、どのような苦労や悩み、不安があったかについてみると、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」「身近に相談できる相手がいなかった」「相談機関がわからなかった」などが上位に挙げられました。
- ◆保育や学校教育等の中で、引継ぎシートなどを用いた申し送りは行っていますが、園や保育士の個人差、学校現場での教師負担の懸念などがあります。
- ◆義務教育終了後から成人期にかけて就労や生活に係る支援にスムーズにつながる仕組みづくりが課題です。

⇒妊娠期から子どもが成人するまでの一貫性のある障害児支援と家族への情報提供等の支援に取り組む必要があります。

④ 希望する働き方を叶える雇用・就労支援

◆就労に関しては、「障害の状況に合わせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」「職場内で障害に対する理解があること」「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」が障害のある方が求める必要な配慮の上位となっています。

◆障害のある方の雇用の促進や拡大が課題となっていますが、市内事業所が、障害のある方を雇用するにあたって抱える課題や制約としては、「障害者に適した職務がない」「施設・設備等の環境が整備されていない」が上位に挙げられています。

⇒設備等のハード面と柔軟な働き方や職場内での理解、障害特性とのマッチングといったソフト面の双方に対する就労支援に取り組む必要があります。

⑤ 社会参加の機会の確保

◆障害のある方用調査において、家族のだんらんや趣味・スポーツ、気の合う友達や仲間がいることを生きがいとしている人が多いことから、周囲とのつながりを大事にしている人が多くなっています。

◆スポーツや文化・芸術活動、地域活動などにおいて、一人ひとりの障害特性に応じた日中活動の場を選択できるよう、地域のニーズを把握し、状況に応じた運営を行うことが求められています。

◆社会参加のためには、移動支援も必要で、現在は特に不便を感じていない人が多く占めていますが、将来障害のある方本人や家族の高齢化により自家用車の運転が困難になった際に備えるための移動支援の充実と支援制度の周知が大切です。

⇒引き続き、障害のある方が住み慣れた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援の継続と、移動支援等に関する情報周知・利用促進に取り組む必要があります。

第2章

計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の基本理念と将来像

本市では、第1次障害者計画において、「ノーマライゼーション」を基本理念に、“完全参加と平等”をテーマとした「国際障害者年」の精神を汲み、「障害のある人もない人も、誰もが主体的に生き、ともに支えあう地域づくり」をめざして、障害者福祉を推進してきました。

「改正障害者基本法」においては、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの考えにのっとり、一人ひとりが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざしていくことが基本とされています。

第2次及び第3次障害者計画では、第1次障害者計画からの基本理念「ノーマライゼーション」とテーマ「完全参加と平等」を継承しつつ、「改正障害者基本法」の考え方を踏まえ、“障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現”を基本理念に掲げて計画を推進してきました。

本計画においても、以下の基本理念を引き継ぎ、香美市に住むすべての人が住み慣れた地域で、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支えあう社会の実現をめざし、計画を推進します。

**障害のある人もない人も、
一人ひとりの人格と個性を尊重し合う
共生のまち・香美市の実現**

第2節 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて「第3次香美市障害者計画」の目標を継承しつつ、本市の現状を踏まえ、以下の方向性で基本目標を設定します。

基本目標 ① お互いが認め合い、支えあう地域社会の実現をめざして

障害のある方の特性や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のない地域社会の実現をめざします。ボランティア活動などを活性化させ、地域での支えあいの仕組みづくりを行うことで、市民同士での支えあう意識を向上させます。加えて、障害のある方の尊厳を保持するための取組や、市内事業者に対する合理的配慮の普及・拡大、情報アクセシビリティの向上などにも取り組みます。

基本目標 ② こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして

本市において増加傾向にある特別な支援を要する子どもたちとその家族の地域生活を支えるため、障害の特性や発達段階に応じた支援の仕組みづくりをめざします。各種健診や、保護者や保育・教育施設、保健医療機関と連携を強化し、障害の早期発見・早期療育を推進します。

また、就学前から就学後、卒業後までを見据え、関係機関の連携のもと、相談・保育・療育・特別支援教育など、切れ目のない伴走型の支援の推進に取り組みます。

基本目標 ③ 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

保健・医療やスポーツ・レクリエーション活動などの視点から、心身の健康の維持・増進に向けた健康づくり・医療体制整備をめざします。早期発見のためのこころの健康相談含む健康相談や健康診査、保健活動に取り組むとともに、その中で難病患者等への支援や精神保健・医療の充実に向けた関係機関との連携も図ります。

また、通院・入院にかかる医療費の負担軽減等、障害の特性に応じた適切な支援にも取り組みます。

基本目標 ④ いきいきと社会参加できるまちをめざして

障害の有無にかかわらず、個人の希望に応じて地域での様々な活動参加や移動、就労ができるまちづくりをめざします。就労の機会づくりや定着・継続に向けた支援に取り組むとともに、社会参加に向けた日中活動・余暇活動、団体活動の支援と移動手段の確保にも取り組みます。

基本目標 ⑤ 住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざして

障害の状態や個々のライフステージ等に応じて必要となる生活基盤の整備や、相談等サービス提供が行える支援体制づくりを進め、障害のある方が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざします。生活支援や相談支援体制の整備、バリアフリー等のハード整備、防災・防犯等の環境整備に取り組みます。

第3節 計画の施策の体系

基本理念	基本目標	施策展開
一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現 障害のある人もない人も、	1 お互いが認め合い、 支えあう地域社会の 実現をめざして	1-1 障害に対する理解や配慮の促進
		1-2 住民参加の促進
		1-3 障害のある方の尊厳の保持
		1-4 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実
	2 こどもの成長に応じた 支援の仕組みづくりを めざして	2-1 障害の早期発見・早期療育の推進
		2-2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と 支援が継続する体制づくり
	3 生涯を支える 健康づくり・医療を めざして	3-1 健康づくりの推進
		3-2 医療費負担の軽減への支援
	4 いきいきと 社会参加できる まちをめざして	4-1 社会参加の促進
		4-2 就労支援の充実
	5 住み慣れた地域で自立し、 安心して暮らせるまちを めざして	5-1 生活支援の充実
		5-2 総合的な相談支援体制の充実
		5-3 住みよさを支える快適な環境の整備
		5-4 安心・安全な環境の整備

第 3 章

第 4 次障害者計画の内容

基本目標Ⅰ

お互いが認め合い、支えあう

地域社会の実現をめざして

1-1 障害に対する理解や配慮の促進

(1) 障害理解を深めるための啓発活動の推進

方向性

「ノーマライゼーション」の理念を具体化し、「個人の尊厳」の確立と「完全参加と平等」の社会の実現をめざして、あらゆる機会を通じ、障害や障害のある方に対する理解を深める啓発活動を推進します。

主な事業

主な事業等	内容
意識啓発の推進	障害のある方への理解を促進するため、広報「香美」や市ホームページにおいて計画的に障害福祉の周知を行います。
発達障害の理解や相談窓口の周知	発達障害に関する知識の普及やその理解を深めることを目的としたパンフレットを市内の小中学校1年生に配布します。また、義務教育終了から成人期までのつなぎの支援について協議し、相談窓口の周知を主な目的としたパンフレットを市内の中学3年生に配布します。
人権啓発の推進	様々な人権課題の一つとして、ふれあいじんけん学習会やじんけんフェスティバル等の各種イベントにおいて障害のある方等の人権問題に対する市民意識の啓発を図ります。 また、他事業・他団体等と協同して新たな啓発の場や手法を創出します。
人権広報「あけぼの」の周知	年4回人権広報「あけぼの」を発行し、人権啓発に努めます。 読者層を広げるため、若い世代にスポットを当てた内容や、中高生の子を持つ子育て世代も関心を持てる記事掲載を心がけます。

(2) 福祉教育・人権教育の推進

方向性

障害や障害のある方に対する正しい認識、理解を得られるよう、あらゆる教育機会を通じて、意識啓発を行います。

主な事業

主な事業等	内容
学校教育における福祉教育の充実	障害者施設・団体、NPO、香美市社会福祉協議会などと連携して、学校教育の場を中心に障害のある方との交流及び共同学習などを市全体で推進します。 また、ボランティア教育にも積極的に取り組み、子どもたちのボランティア精神を育みます。
地域における福祉教育の充実	障害のある方に対する地域住民の正しい理解と認識を深めるため、よってたかって生涯学習フォーラムやじんけんサークル「まごころ」などの様々な生涯学習の場において、ボランティア活動への参加体験、福祉に関する講座などを開催し、地域における福祉教育の充実を図ります。
人権教育の推進	じんけんサークル「まごころ」などを中心に、市内中高生や市民を対象に障害の有無にかかわらずお互いの人権を尊重し合う教育を推進します。 その際、参加者に興味を持ってもらえる内容の検討や開催時期・日時の調整をすることで参加者の増加につなげます。
市職員の福祉に対する意識の高揚	こうち人づくり広域連合の研修や市独自での職員研修の中で、障害のある方への理解を深めるための研修受講機会を設けます。

1-2 住民参加の促進

(1) 地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進

方向性

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、ともに支えあう社会の実現をめざします。

主な事業

主な事業等	内容
ボランティアの育成	香美市社会福祉協議会やあったかふれあいセンター等と連携し、市民への周知啓発を行い、特に若い世代へのアプローチやボランティア活動への参加意識の高揚を図ります。
ボランティア・NPO等の活動支援	市民が積極的にボランティア、NPO 活動を行えるよう、情報提供や交流の場の提供に努めます。 また、ボランティア協議会へ補助金を交付し、活動を支援していきます。



1-3 障害のある方の尊厳の保持

(1) 権利擁護制度の利用促進と意思決定支援

方向性

『香美市成年後見制度利用促進基本計画』に基づき、成年後見制度の周知や、判断能力が十分でない方に対する権利擁護に関する相談体制の充実と利用促進及び意思決定支援を推進します。

主な事業

主な事業等	内容
権利擁護制度の周知	令和5年4月に権利擁護に係る中核機関を設置し、認知症や知的障害、精神障害等の理由により、財産の管理または日常生活に支障がある方が、成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行っています。引き続き、香美市社会福祉協議会と連携して成年後見制度等の権利擁護制度の周知に取り組みます。
意思決定支援の推進	障害のある方が望む暮らしを実現できるよう、相談支援専門員等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ることにより、意思決定支援を推進します。

(2) 障害を理由とする差別の解消と虐待防止

方向性

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消と虐待に向けた体制づくりを行います。

主な事業

主な事業等	内容
障害者差別解消法の推進	『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』について広く周知するとともに、特に事業者による合理的配慮の提供（令和6年4月より法的義務化）を普及・拡大します。
障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止センターにおいて、高齢部門や関係機関との連携のもと障害のある方への虐待防止の取組を推進します。また、虐待通告を受けた後の対応について、職員の能力向上にも努めます。

1-4 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

方向性

障害福祉に関する情報について、市広報誌及びホームページ等を活用し周知徹底に努めます。障害のある方が生活していくうえで必要な情報を容易に入手交換できるよう、効果的な情報提供を行います。

主な事業

主な事業等	内容
ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページについて、障害の有無にかかわらず利用しやすさ、わかりやすさに配慮したホームページの作成を行います。 また、市職員への操作説明と合わせて、見やすいページ作成やアクセシビリティに関する周知を行います。
「声の広報」の発行	視覚障害のある方に対して、市広報誌を音訳した「声の広報」を発行していきます。
バリアフリー図書の推進	図書館では、大活字本、LLブック、点字・録音図書の充実を継続するとともに、録音図書再生機器の貸出し、対面音訳のサービスを実施します。

(2) コミュニケーション支援の充実

方向性

障害のある方が自立し、社会参加できるよう、必要な情報コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障害がある方に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方等とその他の者の意思疎通を支援する職員の派遣等を行います。
手話奉仕員の養成	聴覚障害者協会や南国市・香南市と連携し、手話奉仕員養成講座を開催します。

基本目標2

こどもの成長に応じた

支援の仕組みづくりをめざして

2-1 障害の早期発見・早期療育の推進

(1) 障害の早期発見・相談支援の充実

方向性

障害や発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や保健事業の充実を図るとともに、保護者に寄り添いながら早期に適切な支援に結び付けられるよう体制整備に努めます。

主な事業

主な事業等	内容
こども家庭センターの周知	妊娠・出産～子育ての時期を通して、気軽に相談ができる場所として、母子健康手帳交付や母子保健事業等を通じて、こども家庭センターや、地区担当（エリア担当）の周知を行います。 また、母子保健コーディネーターを配置し、医療や福祉、子育て等関係機関と連携し、切れ目のない相談支援に努めます。
訪問・相談支援による早期支援体制の整備	妊娠期から助産師による電話相談や訪問等を行い、出産前後の母子の健康状態をタイムリーに共有し、早期に支援ができるよう、医療機関との連絡体制を整備します。 また、産後早期の訪問を実施し、発育や育児に関する不安に寄り添い、保護者との関係性を構築していきます。
乳幼児健康診査による早期発見	乳幼児期の健康の保持増進を図り、運動機能・精神発達について支援の必要な乳幼児の早期発見に努め、健診の受診勧奨、健診時の適切なスクリーニングや指導、事後フォロー、集団健診未受診者の状況把握なども行います。
のびのび相談室 のびのび園訪問	発達障害や子育てに支援が必要な保護者に対する個別相談（のびのび相談室）や、専門職による保育所等への訪問・助言（のびのび園訪問）を行い、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。 また、個別相談に応じる保健師のスキルアップも図ります。

(2) 早期療育の支援

方向性

保健、教育、福祉、医療等の専門機関が連携を強化し、一人ひとりの持つ力を伸ばすことができるよう、早期療育の体制整備を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
早期療育体制の整備	障害や発達に遅れの疑いがある場合、児童通所支援サービス等により社会生活への適応力を伸ばすことができるよう、早期療育体制の充実に努めます。 また、身近な相談の場である乳幼児健康診査やのびのび相談室を継続し、関係機関や近隣自治体と連携しながらできるだけ早期に適切な療育につなげることができるよう児童の支援体制の充実に努めます。



2-2 年齢や障害特性に応じた 保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり

(1) 障害のある児童への保育と特別支援教育の充実

方向性

障害のある児童一人ひとりのニーズに応じて就学前から一貫した保育・教育を行い、自立や社会参加に向けて、それぞれの能力・可能性を最大限伸ばせるよう、年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実に努めます。

主な事業

主な事業等	内容
保育環境の充実	集団保育が可能で日々通所できる障害のある児童の受け入れを促進できるよう、保育士の加配や環境整備等の保育体制・保育環境の充実に努めます。
保育職員の資質向上	個人の知識や技能を修得し、資質の向上を図ることで保育全体の質向上につながるよう、専門家による講義の実施や研修への積極的な参加を推進します。
保育人材の確保	特別支援担当保育士などの保育士のみを対象に行っている研修に保育士以外も参加できるよう検討し、保育人材の確保に努めます。
特別支援保育 コーディネーターの配置	保育所において、関係機関や保護者との連携調整役として特別支援保育コーディネーターを配置し、実際に保育士と一緒に保育をしながら就学に向けての適切な引き継ぎができるよう努めます。
インクルーシブ教育等 教育環境の充実	学校教育内において、特別な支援を必要とする児童・生徒を早期に把握し、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を通して、適切な学習機会の確保に取り組みます。
学校教職員等の資質向上	学校内でも専門的な支援ができるよう、研修等を通じて学校教職員のスキルアップを図ります。 また、市内の特別支援学校教育コーディネーターが連携を図り、支援の質を担保できるようマニュアル等の作成、共有・活用により特別支援教育を推進します。
ICT を活用した 学びの場の確保	個別最適な学びの確保に向け、タブレット端末やデジタル教科書等の ICT を活用したアクセシブルな学習機会の確保に努めます。
家庭との連携強化	保育所や学校が家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図るとともに、個別支援計画作成等の適切な早期支援や気になる子どもの見取りについても取り組んでいきます。

(2) 支援が継続する体制づくり

方向性

特別な配慮や支援を必要とする子どもたちについて関係機関とさらなる連携を図り、適切な支援が引き継がれるような体制づくりに努めます。

主な事業

主な事業等	内容
関係機関との連携による療育・教育の一貫性の確保	健康推進課（保健師）・福祉（児童発達支援センター等）・教育（就学指導事務担当者等）との連携強化を図り、療育・教育の一貫性の確保に努めます。 また、保健師とさらに連携、情報共有を行うことで、教育相談対象にはならない子どもや家庭、乳幼児健診フォロー児への支援について、充実を図っていきます。
香美市支援ファイルの作成	乳幼児期からの一貫した支援を効果的に行うため、各コーディネーターや保護者・本人の思いを十分考慮した「香美市支援ファイル」を作成し、個別の教育支援計画・個別の指導計画が、日々の学校活動(授業等)に反映され、子ども達の学びが保障されるよう努めます。
香美市内の事業所との連携の体制整備	引き続き、庁内関係部署及び地域の事業所との協議の場を設け、連携体制を強化します。

(3) 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援

方向性

医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して生活し、保育・教育を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携します。

主な事業

主な事業等	内容
医療的ケア児とその家族への支援体制の整備	香美市障害者自立支援協議会の子ども支援部会を活用し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について学習し、安心して保育所や学校に通うことができるよう関係機関の連携を強化していきます。

基本目標3

生涯を支える健康づくり・医療をめざして

3-1 健康づくりの推進

(1) 家族も含めた健康づくり事業の推進

方向性

心身の健康に関する正しい知識の普及を図り、健康づくりを支援します。

主な事業

主な事業等	内容
健康相談事業	市民に対して、心身の健康や食生活について相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、健康相談事業の充実に努めます。 また、特定健診やがん検診の受診勧奨、相談窓口の周知、健康に関する情報の発信等、市民の健康意識を高める働きかけを実施します。
こころの健康づくり	医療機関をはじめ福祉保健所等、関係機関との連携のもとに、精神保健相談の充実に図り、こころの健康づくりを推進します。 また、こころの病気の早期発見、早期対応ができるよう、地域の受け皿づくりや知識の普及啓発や相談窓口の周知を行います。
障害のある方やその家族の休息の確保	障害のある方やその家族がリフレッシュできる期間をつくるため、短期入所等レスパイトケアサービスの充実や周知を行います。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

方向性

障害の特性を踏まえた多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図り、健康の維持、体力の向上を推進します。

主な事業

主な事業等	内容
スポーツ・レクリエーションの普及	障害の種別や程度にかかわらず、すべての障害のある方が自身の健康づくりに取り組むことができるよう、香美市福祉体育大会をはじめ、軽スポーツ大会等への参加を促すなど、スポーツ推進委員や障害者福祉施設等関係機関と協力し、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
障害者スポーツ大会への参加促進	高知県障害者スポーツ大会参加への支援（案内・申込等）を継続するとともに、その他の障害者スポーツイベントについても、市ホームページに積極的に掲載する等を通して普及に努めます。

(3) 保健・医療活動の推進

方向性

障害のある方の地域での自立した生活を支えていくため、医療機関との連携を強化し、医療の充実を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
医療体制の充実	障害のみならず、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が図れるよう、関係機関と地域課題について共通認識を持ち、個別支援での関わりだけでなく、地域の中で福祉資源等の発掘や資源の整理を行います。
難病の方への支援	難病の方等の在宅での療養生活を支援するため、福祉保健所と連携し、保健師による訪問や健康相談等の充実に努めます。

3-2 医療費負担の軽減への支援

(1) 経済的負担の軽減

方向性

自立支援医療費や福祉医療費の助成による医療費支出の軽減を通じて、障害のある方の経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）の給付	18 歳以上の身体障害者手帳を持っている方や 18 歳未満の身体に障害があるか、そのままと将来障害を残すと認められる方を対象として、指定医療機関において、障害の除去または軽減、機能の回復等を行う手術等に要する医療費の一部を公費で負担します。 また、精神疾患により継続的に通院を要する方を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費（県）で負担します。
福祉医療の給付	身体障害者手帳または療育手帳を持っている方のうち、重度の方を対象に医療費の自己負担分（保険適用分）を助成し、障害のある方の経済的負担の軽減を図ります。

基本目標4

いきいきと社会参加できるまちをめざして

4-1 社会参加の促進

(1) 日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実

方向性

障害のある方の芸術・文化・余暇活動を促進していくため、活動や発表の場の拡大に努めます。

主な事業

主な事業等	内容
活動・発表の場の確保	障害のある方及び障害者団体の芸術・文化活動に市の公共施設や、香美市芸術祭等のイベントを活用し、発表の場の確保と参加への呼びかけを行います。
余暇活動への支援	障害者手帳を持っている方に対し、香美市立美術館や吉井勇記念館、やなせたかし記念館等の入館料の減免を継続するなど、障害のある方が各文化施設へ気軽に訪れることができるよう継続して働きかけを行います。
地域活動支援センター事業の実施・充実	地域活動支援センターは、障害のある方を対象に、創作的活動、生産活動の機会や、社会との交流ができる場所を提供し、地域生活支援の促進を図るための施設です。関係機関と地域の課題についての情報共有や連携を行い、障害のある方の多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施・充実に努めます。
居場所づくりの支援	あったかふれあいセンター事業を活用して、障害の有無にかかわらず気軽に集える場づくりを、香美市社会福祉協議会やボランティア等と連携しながら実施します。また、市内の関係機関とも情報共有しながら、支援方法について協議します。

(2) 移動手段の確保と参加機会の拡充

方向性

障害のある方の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和または解消し、社会参加の促進を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
移動支援の充実	屋外での移動が困難な障害のある方等に対して、外出や余暇活動等のために移動支援事業を実施し、本事業の周知を行い地域における自立生活及び社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費への助成	障害のある方本人が自動車の改造をする場合や、自動車運転免許を取得する際に要する経費の一部を助成することで、障害のある方の活動範囲を拡大し、社会参加につなげます。
福祉タクシー利用券の交付	障害のある方に対してタクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」を交付し、障害のある方の外出を支援していきます。
選挙における投票者への配慮	障害のある方が投票しやすい環境整備のため、車イス用の投票記載台、点字による候補者名簿、点字器、老眼鏡、文鎮など、障害のある方がより投票しやすい設備や備品を準備しており、今後も他自治体の事例等を参考にしながら誰もが投票しやすい環境整備を進めます。 また、選挙権を適切に行使できるよう、郵便（自宅等）で投票を行う不在者投票の周知を徹底し、障害のある方の社会参加の促進を図ります。
公共交通機関の運賃割引制度等の周知	障害のある方の社会参加を促進するため、公共交通機関の運賃割引制度や有料道路の料金割引制度について、市広報誌や市ホームページへの掲載等、より一層の周知を図ります。

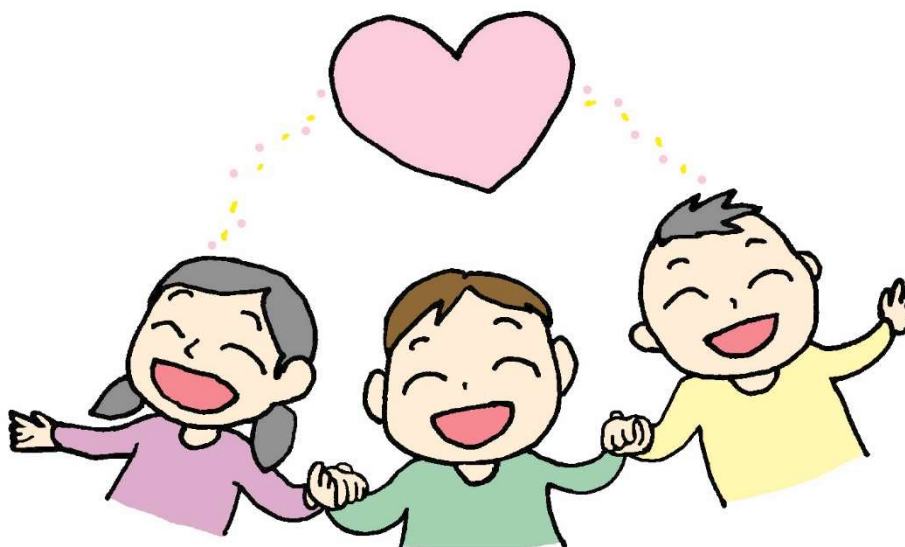
(3) 障害者団体の活動支援

■ 方向性

障害のある方の社会参加を促進するため、障害のある方自らの主体性を尊重しつつ、障害者団体の自主的な活動を支援していきます。

■ 主な事業

主な事業等	内容
障害者団体や自主グループ等の活動支援	障害のある方の自立と社会参加を促進し、障害のある方の交流の促進をするため、障害者団体や自主グループ等との連携を図り、ニーズを踏まえた支援施策の検討を行うとともに、様々な事業展開の支援に努めます。



4-2 就労支援の充実

(1) 一般就労の拡大

方向性

障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、商工団体等関係機関との連携を図りながら、事業者に対し、障害のある方の就労に対する理解を深め、障害のある方の能力と適性に応じた就労の場の確保に努めます。

主な事業

主な事業等	内容
障害者雇用の促進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある方の雇用の促進に対し、理解・協力を求めるとともに、香美市障害者自立支援協議会の就労支援部会において、障害のある方の多様な働き方の実現のため、就労支援について協議します。また、農福連携の取組について検討を進めます。
「香美市障害者活躍推進計画」に基づく市役所の雇用促進	障害のある方の特性や個性に応じたの能力を発揮できることを目指すため、「香美市障害者活躍推進計画」のもと、職員全員が働きやすい職場となるよう取り組みます。

(2) 就労支援の充実

方向性

一般就労の困難な障害のある方の就労・訓練の場として、関係機関と連携し、就労継続支援事業など、福祉的就労の場の拡大・充実を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
関係機関との連携による就労支援	就労を希望する障害のある方やその家族から相談があった場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、円滑な就職に結びつくよう支援します。
物品等の優先調達の推進	「香美市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市の調達する物品等について障害者就労施設等からの調達と公共団体への受注促進に努めるとともに、毎年実績の公表を行います。

基本目標5

住み慣れた地域で自立し、 安心して暮らせるまちをめざして

5-1 生活支援の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

方向性

障害のある方が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供を行います。

また、介護者である家族の高齢化が進むなど生活の環境が変化する中で、障害のある方が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、様々な支援を組み合わせ提供する地域生活支援拠点等の整備に努めます。

主な事業

主な事業等	内容
障害福祉サービスの充実	障害の特性や一人ひとりのニーズに応じてきめ細やかなサービスを適正に提供できるよう、関係機関と連携し、サービスの充実と提供体制の整備に努めます。
苦情解決体制の推進	福祉サービスの利用者からの苦情については、各機関と連携し、解決に努めます。 また、「福祉サービス困りごと解決委員会」の周知を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
近隣自治体との 情報共有の場の確保	南国市・香南市と障害福祉サービスの提供等に関する情報共有や広域での支援体制の整備に向けた協議の場を設けます。

(2) 年金や各種手当等経済的制度の周知

方向性

生活基盤となる所得を保障し、障害のある方の生活の安定を確保するため、各種年金・諸手当制度の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

主な事業

主な事業等	内容
年金制度・各種手当制度等の周知	障害のある方等を対象に、年金制度、障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当などの各種手当制度や心身障害者扶養共済制度に関する内容を、市広報誌及び市ホームページへの掲載、パンフレットの配布等、様々な媒体による周知を行います。
税制度等の周知	市広報誌や市ホームページ、障害者手帳の交付や更新時などの様々な場面で、税法上の優遇制度、公共料金の割引制度等の周知を行います。

(3) 福祉用具の普及促進と利用支援

方向性

補装具や日常生活用具を給付し、日常生活をより安心して過ごせるように支援します。

主な事業

主な事業等	内容
日常生活用具の給付	障害のある方等に対し、ストマ用装具や紙おむつ等の日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図り、障害のある方等の福祉の向上に努めます。 また、用具の耐用年数の設定が明確になっていないことから、要綱の見直しを検討します。
補装具の給付	身体障害のある方や難病の方に対し、車イスや補聴器などの補装具の購入や修理等に要する費用の一部を支給することで、職業上その他日常生活の能率の向上に努めます。

5-2 総合的な相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

方向性

障害のある方やその家族の多様化するニーズに対応し、総合的な相談が受けられるよう、相談支援体制の強化・充実を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
障害者相談支援事業の充実	障害者相談支援事業の委託先（地域活動支援センター「香美」）において、障害のある方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。また、研修会等への参加により、相談員の専門性の強化に努めます。
身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備	身体・知的障害者相談員の体制整備については、身体・知的障害者相談員への相談がほとんどないため、相談受付の体制の見直しも含めて、よりよい相談支援体制の整備に向けて検討していきます。
ケアマネジメント体制の充実	基幹相談支援センターを設置し、障害の多様化・複雑化や家族の状況等、様々なニーズに対応できるよう、相談支援事業所に対して、専門的な指導・助言を行い、資質向上を図ります。

(2) 障害者自立支援協議会の体制強化

方向性

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場である障害者自立支援協議会の体制強化に努めます。

主な事業

主な事業等	内容
香美市障害者自立支援協議会の運営	地域の関係機関との連携強化を図るとともに、障害のある方等の支援施策について検討します。また、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況について研究・検証を行います。相談支援部会をはじめとする専門部会の充実を図り、体制強化に努めます。

5-3 住みよさを支える快適な環境の整備

(1) 住居の改善

方向性

障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう、生活の基本となる住居の改善を推進します。

主な事業

主な事業等	内容
住宅改修・住宅改造への助成	障害のある方が安心して快適に暮らせる住居の整備を促進するため、在宅で身体に障害のある方を対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など住宅の改修・改造に要する費用の一部を助成します。 なお、本助成利用の際には、高知県住宅等改修アドバイザー事業を利用して適切に事業を進めます。
公営住宅のバリアフリー化	公営住宅等の建替事案が生じた場合は、ユニバーサルデザイン設計に基づくプログラム等を検討します。また、既存住宅においては模様替申請により手すりやスロープ等の設置を承認していきます。

(2) 建築物・道路等のバリアフリー化の推進

方向性

障害のある方が住みやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建築物や道路等のバリアフリー化を推進します。

主な事業

主な事業等	内容
公共施設の整備	新築施設についてはバリアフリー化を実施し、既存施設については「香美市公共施設個別施設計画」に基づいた改修を推進します。また、公園については木柵手すりの交換や階段の改修を行います。
道路等のバリアフリー化の推進と財源確保	道路や歩道の段差解消及び、白線の補修や点字ブロックの敷設を行うとともに、特に既設路線におけるバリアフリー化の推進に向け、財源確保に努めます。

5-4 安心・安全な環境の整備

(1) 防災対策の推進

方向性

近い将来発生が予想される大規模な地震や、風水害及びその他の災害などから障害のある方を守るため、防災体制の整備充実を進め、安全な生活の確保を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
家具転倒防止対策の推進	障害のある方やその世帯に対して、災害時における家具の転倒防止の必要性を市広報誌及び市ホームページや個別訪問、自主防災組織連絡協議会等で働きかけるとともに、住宅耐震の補助事業利用者にパンフレットを配布するなど、制度利用者の拡大を図ります。
災害時の要配慮者への支援強化	引き続き、香美市社会福祉協議会等と連携して、避難行動要支援者へ支援を強化します。 また、避難行動要支援者名簿の更新と個別避難行動支援計画の作成にも努めます。
難病患者の把握	災害時に向けて県から提供される難病等の対象者リストにて把握を行います。
福祉避難所の指定・確保とあり方の検討	発災時の避難先として障害者福祉施設や高齢者施設等との福祉避難所に係る協定締結を進めつつ、市内の福祉避難所でつくる連絡会において、福祉避難所の在り方について検討を進めていきます。



(2) 消防・救急体制の充実

方向性

会話に不自由な聴覚や言語に障害のある方が、音声によらない119番通報ができるように整備を進め、安心・安全な生活の確保を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
通報緊急システム (Net119)の利用促進	会話に不自由な聴覚や言語に障害のある方が、スマートフォン等を用いて、いつでもどこからでも音声によらない119番通報を行うことができる「Net119」について、利用促進に向け市ホームページ等での周知を行います。

(3) 防犯・交通安全対策の推進

方向性

犯罪から障害のある方を守るため、防犯体制の整備充実を進め、安全な生活の確保を図ります。また、障害のある方が安全かつ安心して社会参加できるように、障害のある方や市民への交通安全意識の啓発を図ります。

主な事業

主な事業等	内容
防犯知識の普及等 防犯活動の推進	安全で安心なまちづくりを推進するため、市防犯協会、警察、自主防犯団体等を中心に市民の協力を得て、障害のある方や家族に対する防犯知識の普及、啓発を行うとともに、防犯パトロールの強化や回覧、安全メールにて犯罪情報の提供をより一層進めます。
交通安全教育の充実	市、警察、県、関係団体及び家庭がお互いに連携をとり、交通安全に対する指導、啓発の充実を図ります。 また、交通安全教室においては、交通安全関係機関と連携し、受講者のレベルに応じた柔軟な指導を行い、交通安全知識の習熟を図ります。
「心のバリアフリー」の普及	路上駐車や歩道へのはみだし駐輪、商品陳列や立看板など、歩行の妨げとなる行為について市民に啓発を行うとともに、整理員も配置し、障害のある方に配慮する「心のバリアフリー」についての普及を図ります。

第 4 章

第 7 期障害福祉計画・ 第 3 期障害児福祉計画 の内容

第 1 節 計画の基本的な考え方

「第7期香美市障害福祉計画・第3期香美市障害児福祉計画」は、サービス提供体制の確保に関する計画で、障害者施策全般にわたる「第4次香美市障害者計画」の生活支援、就労支援、療育支援、相談支援等の分野の実施計画と位置づけられる計画です。

国の基本指針の基本的理念との整合を図り、障害のある方等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、次の5項目を基本方針とします。

① 障害のある方の自己決定の尊重・意思決定の支援と一元的な障害福祉サービスの実施

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず障害のある方等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害のある方等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

② 地域社会への移行の推進と地域生活の継続の支援

障害のある方等の自立の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。特に入所等から地域生活への移行を進めるため、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用や地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

また、地域精神保健医療福祉の一体的な取組を推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組

市民が「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

④ 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害のある児童のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害のある児童が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらずすべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを進めます。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着

障害のある方の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、それを担う人材の確保・定着に努めます。

第2節 障害福祉サービスの体系

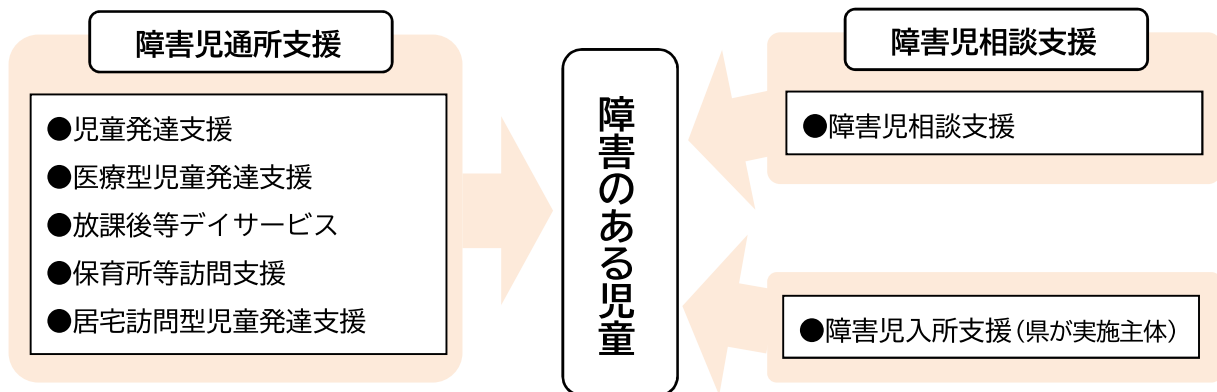
2-1 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらずサービスが提供されます。同法で規定されるサービス体系は、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と利用料を含む具体的な内容を市町村が主体的となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できる「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援事業」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。



2-2 児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法で規定されるサービス体系は、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」と「障害児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援」に大別されます。



第3節 令和8年度の目標値（成果目標）の設定

国の基本指針では、障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」及び「障害児支援の提供体制の整備」等に関して、成果目標を設定することとされています。

本市では、国の基本指針に即し、第6期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、令和8年度（計画前期）を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。

3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

- ・ 令和4年度末時点の福祉施設の入所者数の6%以上が地域生活に移行。
- ・ 令和8年度末時点の入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減。
- ・ 第6期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みの時は、その未達成割合を目標値に加える。

【本市における方針】

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点で福祉施設に入所している障害のある方（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとされています。

本市においては、第6期障害福祉計画における地域生活移行者数の目標値は既に達成しているものの、新たな施設入所支援利用者数が見込みより増えたため、入所者数は2人増加となっています。

国の指針に基づく本市における令和8年度末時点の施設入所者の地域生活移行目標値及び施設入所者の削減目標値は3人以上（5.7%）、2人以上（3.8%）が基本となりますが、これまでの実績の推移及び、これから地域生活へ移行が予定される方を予測し、2人（3.8%）と設定しました。施設入所者の削減目標値は、在宅生活されている障害のある方またはその介助者の高齢化及び施設入所の待機者数を考慮した場合、削減することは困難な状況にあり、現状維持（0%）としました。

本市においては、福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けて、個別事例ごとにきめ細やかな対応策を検討していきます。特に日中サービス支援型指定共同生活援助を活用することにより、地域生活への移行を促進していきます。また、地域生活への移行後の障害のある方の社会参加や自立を促進するため、地域生活支援拠点等の整備を進めることで、安心して地域生活を送れるよう、地域での受け入れ体制の充実を図ります。

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
令和元年度末時点の施設入所者数	49 人	
【前回目標値】 地域生活移行者数	1 人 (2.0%)	
令和2年度から令和4年度までの 地域生活移行者	2 人	
令和2年度から令和4年度までの 新たな施設入所支援利用者数	5 人	
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	52 人	
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	2 人 (3.8%)	これまでの実績の推移及び、これから地域生活へ移行が予定される方を予測し、設定。
新たな施設入所支援利用者数 (C)	3 人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
地域移行以外の事由による減少 (E)	1 人	高齢者施設への移行者等
令和8年度末の入所者数 (E)	52 人	令和5年度末の利用人員見込み [A - B + C - E]
【目標値】 施設入所者数の削減見込み	0 人 (0%)	差し引き減少見込み数 [A - E]

3-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

- ・精神障害のある方の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上。

【本市における方針】

長期入院をされている精神障害のある方の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者だけでなく、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブ（包括的）な社会を構築していく必要があります。

本市においては、令和元年度からは、地域移行支援への取組を開始しています。しかし、令和2年度からの3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響から地域移行支援の実施が非常に困難な状況にあり、計画の実行が滞りました。新型コロナウイルス感染症についても一定の落ち着きを取り戻しており、今後は、地域移行支援を活用し、地域移行を進めると同時に退院後も継続して支援する自立生活援助事業所の整備に取り組んでいきます。

さらに、社会福祉法第106条の3に定める包括的な支援体制の整備を進めていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
令和4年度における 精神障害のある方の地域移行支援利用者数	0人	新型コロナウイルス感染症の影響から実績なし
【目標値】 令和8年度における 精神障害のある方の地域移行支援利用者数	2人	精神科病院からの退院にあたり、地域移行支援を利用する方の見込み数
令和4年度における 精神障害のある方の自立生活援助利用者数	0人	新型コロナウイルス感染症の影響から実績なし
【目標値】 令和8年度における 精神障害のある方の自立生活援助利用者数	1人	サービス提供事業所の整備が課題 地域移行支援利用者の利用を見込む

3-3 地域生活支援拠点等の整備

【国指針の主旨】

- ・令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1か所以上確保。
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備。

【本市における方針】

国の基本指針では、障害のある方の高齢化、重度化等の対応や“親亡き後”を見据え、障害のある方が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障害のある方の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的として、令和8年度末までに各市町村または各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも1か所確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などが目標とされています。

本市においては、これまで近隣市町村と調整のうえ、圏域内に地域生活支援拠点等が整備されていないことから、地域生活移行や親元からの自立等のための相談・助言・就労支援や、短期入所、一人暮らしの体験（自立生活体験室の整備など）、日中の見守り等の緊急時の受け入れ・対応などの機能を備えた地域生活支援の拠点の整備を検討してまいりましたが、近隣市町村との調整が進まないことから、香美市内での整備を軸に検討していきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
【目標値】 地域生活支援拠点設置数	1か所	香美市内での整備を検討

3-4 福祉施設から一般就労への移行 等

【国指針の主旨】

- ・障害のある方の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人数を令和3年度の移行実績の1.28倍以上を基本とする。
- ・就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ・令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行する者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とする。
- ・就労継続支援B型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の1.41倍以上とする。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。
- ・第6期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。

【本市における方針】

本市における目標値については、令和8年度の一般就労への移行者数を2人、令和8年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を1人としました。

なお、福祉施設から一般就労への移行については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター及び就労系事業所などと連携し、一般就労に向けた取組を支援していきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
令和3年度中の年間一般就労移行者数	2人	
【前回目標値】 令和5年度中の年間一般就労移行者数	2人	
【目標値】 令和8年度中の年間一般就労移行者数（A）	2人	（B）+（C）
令和3年度中の就労移行支援事業の利用者数	1人	
【前回目標値】 令和5年度中の就労移行支援事業の利用者数	未設定	
【目標値】 令和8年度中の就労移行支援事業の利用者数	2人	本市には、就労移行支援事業所がないため、就労移行支援事業の利用者を設定する。

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

項目	数値等	備考（本市における考え方）
令和３年度中の就労移行支援事業を利用し ての一般就労への移行者数	１人	
【前回目標値】 令和５年度中の就労移行支援事業を利用し ての一般就労への移行者数	１人	
【目標値】 令和８年度中の就労移行支援事業を利用し ての一般就労への移行者数（Ｂ）	１人	
令和３年度中の就労継続支援Ａ型またはＢ 型事業を利用し、ての一般就労への移行者数	２人	
【前回目標値】 令和５年度中の就労継続支援Ａ型またはＢ 型事業を利用し、ての一般就労への移行者数	１人	
【目標値】 令和８年度中の就労継続支援Ａ型またはＢ 型事業を利用し、ての一般就労への移行者数 （Ｃ）	１人	
令和３年度中における就労移行支援事業等 を通じて一般就労に移行した者のうち、就 労定着支援事業の利用者数	０人	
【前回目標値】 令和５年度中の就労移行支援事業等を通じ て一般就労に移行する者のうち、就労定着 支援事業の利用者数	１人	
【目標値】 令和８年度中の就労移行支援事業等を通じ て一般就労に移行する者のうち、就労定着 支援事業の利用者数	１人	本市には、就労定着支援事業所がない ため、就労定着支援事業の利用者を設 定する。

3-5 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備 等

【国指針の主旨】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置。（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）
- ・令和8年度末までに、各市町村において、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上設置。（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での設置も可）。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村に設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上で、圏域での設置も可）

【本市における方針及び成果目標】

令和3年2月現在、「児童発達支援センター」は中央東圏域に1か所整備されています。引き続き、障害のある児童の発達支援と保護者への家族支援などの地域支援体制を強化していきます。

障害のある児童が在籍する保育所等を支援員が訪問し、障害のある児童が集団生活に適應することができるよう、保育士等に本人の特性や支援方法等の専門的な指導を行う「保育所等訪問支援事業所」は、市内に1か所、中央東圏域に3か所整備されており、サービスの利用が進んでいます。さらにこうした障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための協議の場として、自立支援協議会内に子ども支援部会を設置し、課題の検討を重ねています。

主に重症心身障害のある児童を支援する児童通所支援事業所は圏域に1か所ありますが、今後もサービス提供事業所や相談支援事業所、行政とが連携し、近隣自治体とも情報交換を行いながら支援体制を整備していきます。

また、医療的ケアが必要な児童やその家族を地域で支えることができるよう、広域での協議の場を令和3年12月に設置しており、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参加の下、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図っています。

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
【目標値】 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制整備	整備済	自立支援協議会内の子ども支援部会を位置づけ。
【目標値】 医療的ケア児のための保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関の協議の場	設置済	自立支援協議会内の子ども支援部会を位置づけ。
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーター数	1人	市職員1名のほか市内の相談支援事業所に複数の医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者が配置されている。

3-6 相談支援体制の充実・強化等

【国指針の主旨】

- ・令和8年度までに地域の相談支援事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成や個別事例の支援などの機能を持った基幹相談支援センターを設置する。
- ・相談支援事業所の参画による事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【本市における方針及び成果目標】

令和6年2月現在、本市に指定特定相談支援事業所は3事業所、指定障害児相談支援は1事業所、一般相談支援事業所は1事業所が設置されていますが、基幹相談支援センターは未設置の状況です。

今後は、基幹相談支援センターの整備について検討していくとともに、香美市障害者自立支援協議会における相談支援部会において、市内の相談業務を担う事業所との情報共有と地域課題の洗い出しに取り組んでいきます。

地域課題の解決にあたっては、各専門部会にて協議を重ねていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考（本市における考え方）
【目標値】 基幹相談支援センター	設置	令和6年度中に設置
【目標値】 令和8年度における基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言回数	4回	
【目標値】 令和8年度における基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への人材育成への取組回数	4回	
【目標値】 令和8年度における基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証回数	4回	

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

項目	数値等	備考（本市における考え方）
【目標値】 専門部会の設置数	3種類	
【目標値】 専門部会の実施回数	6回／年	

3-7 障害福祉サービス等の質を向上させるための

取組に係る体制の構築

【国指針の主旨】

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有

【本市における方針及び成果目標】

障害福祉サービス等の利用者へ必要としているサービス等を適切に提供するため、障害福祉サービス等に係る研修へ市職員を参加させます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所からの請求過誤を無くす取組を進めていきます。

高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査へ参加することで適正なサービスの提供に努めていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考 (本市における考え方)
令和4年度市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	8人	延べ人数
【前回目標値】 市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	3人	延べ人数
【目標値】 市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	5人	延べ人数
令和4年度の請求過誤の件数	43件	月毎の請求過誤の事業者数の累積数
【目標値】 令和8年度の請求過誤の件数	35件以下	月毎の請求過誤の事業者数の累積数
令和4年度の高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	0回	

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

【成果目標】

項目	数値等	備考 (本市における考え方)
【前回目標値】 高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	2回	
【目標値】 令和8年度の高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	1回	

第4節 障害福祉サービス等の見込量及び 提供体制確保のための方策

障害福祉サービス等について、利用実績と今後の本市の障害のある方（児童）が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ見込量を設定します。

4-1 介護給付・訓練等給付

(1) 介護給付・訓練等給付の概要

※このほか、サービスを受けるためには要件があります。

	サービス名	サービスの内容	対象者
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または重度の知的障害のある方もしくは精神障害により著しい困難を有する方であって、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分4以上
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方。
	行動援護	自己判断が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害支援区分3以上
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気などのときに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上
	療養介護	医療を必要とする方のうち、常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	医療及び常時介護を必要とする障害のある方のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害のある方で障害支援区分5以上の方。

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

	サービス名	サービスの内容	対象者
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方を対象として、病院を退院もしくは特別支援学校を卒業した後、地域生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。(標準利用期間1年6月間)	自立した日常・社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等が必要な身体障害のある方。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害のある方を対象として、病院や施設を退院、退所したり、特別支援学校を卒業した後、地域生活を営むことができるよう、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。(標準利用期間2年間)	自立した日常・社会生活を営むことができるよう生活能力の維持・向上等のために支援・訓練等が必要な知的障害または精神障害のある方。
	就労継続支援 (A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障害のある方。
	就労継続支援 (B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づかないで就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方で、次のいずれかに該当する方。 1. 就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な方。2. 就労移行支援事業を利用した結果、B型事業の利用が適当と判断された方。3. 上記1、2に該当せず、50歳に達している方または障害基礎年金1級を受給している方。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。	障害のある方で、生活を送るのにサポートが必要な方。
	自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	施設入所やグループホーム等を利用していただいていた障害のある方で、一人暮らしへ移行した方。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(標準利用期間2年間)	就労を希望する65歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。

	サービス名	サービスの内容	対象者
訓練等給付	就労定着支援	企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援の利用を経て、一般就労に移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方。
	就労選択支援【新規】	障害のある方の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある方の就労を支援します。	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある方（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む）。

（２）介護給付・訓練等給付の利用実績及び見込量

				第 6 期障害福祉計画			第 7 期障害福祉計画 (前期)		
No.	サービス名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護給付	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間／月	見込値	425	430	435	641.5	641.5	641.5
			実績値	558	608	630			
		人／月	見込値	21	21	20	22	22	22
			実績値	25	21	22			
	短期入所 (ショートステイ)	人日／月	見込値	43	40	37	53	58	63
			実績値	16	19	49			
		人／月	見込値	10	10	10	12	13	14
			実績値	3	6	9			
	療養介護	人／月	見込値	9	10	11	10	10	10
			実績値	10	11	11			
	生活介護	人日／月	見込値	1,904	1,950	1,997	1,874	1,897	1,943
			実績値	1,867	1,959	1.856			
		人／月	見込値	95	97	100	94	95	97
			実績値	91	91	92			
	施設入所支援	人／月	見込値	49	50	50	52	51	52
			実績値	49	52	52			
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	人日／月	見込値	18	18	18	22	22	22
			実績値	0	21	21			
		人／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	1	1			

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

				第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (前期)		
No.	サービス名	単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訓練等給付	自立訓練 (生活訓練)	人日／月	見込値	135	100	82	66	66	32
			実績値	153	70	67			
		人／月	見込値	8	6	5	4	4	2
			実績値	8	4	4			
	うち精神障害の ある方の利用	人／月	見込値				4	4	2
			実績値	11	6	4			
	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日／月	見込値	413	420	427	394	394	407
			実績値	468	414	376			
		人／月	見込値	21	21	21	20	20	21
			実績値	24	20	19			
	就労継続支援 (B型=非雇用 型)	人日／月	見込値	599	596	593	760	776	792
			実績値	742	799	761			
		人／月	見込値	39	40	41	46	47	48
			実績値	45	46	45			
	共同生活援助 (グループホーム)	人／月	見込値	54	57	60	67	68	69
			実績値	54	65	66			
	うち精神障害の ある方の利用	人／月	見込値				20	20	20
			実績値	23	25	20			
	自立生活援助	人／月	見込値	0	1	1	0	0	0
			実績値	2	0	0			
	うち精神障害の ある方の利用	人／月	見込値				0	0	1
			実績値	0	0	0			
	就労移行支援	人日／月	見込値	126	133	138	40	40	40
			実績値	59	8	1			
		人／月	見込値	8	8	9	2	2	2
			実績値	3	1	0			
	就労定着支援	人／月	見込値	5	6	6	1	1	2
			実績値	0	0	0			
就労選択支援 【新規】	人／月	見込値					1	1	
		実績値							

※1) 実績値は年度末時点だが、令和5年度のみ見込実績を掲載。

※2) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

（３）介護給付・訓練等の給付提供体制確保のための方策

障害のある方のニーズに合わせて、地域生活支援事業との併用も行いながらサービスの提供を行います。特別支援学校等への情報提供などサービスの周知に努めるとともに、在宅の障害のある方だけでなく病院を退院した障害のある方が地域で生活できるように、関係機関と連携しながら事業を推進していきます。

また、社会資源が不足していることから、近隣自治体とも情報交換を行いながら、サービス提供体制の確保に努めます。

4-2 相談支援事業

（１）相談支援事業の概要

No.	サービス名	サービスの内容
1	計画相談支援	障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。
2	地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障害のある方が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービスです。
3	地域定着支援	居宅で一人暮らししている障害のある方に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービスです。

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

(2) 相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (前期)		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1	計画相談支援	人/月	見込値	48	49	50	46	46	46
			実績値	64	57	52			
2	地域移行支援	人/月	見込値	1	1	1	1	1	2
			実績値	0	0	0			
	うち精神障害の ある方の利用	人/月	見込値				1	1	2
			実績値	2	0	0			
3	地域定着支援	人/月	見込値	0	0	0	1	1	1
			実績値	0	0	0			
	うち精神障害の ある方の利用	人/月	見込値				1	1	1
			実績値	0	0	0			

※1) 実績値は年度末時点だが、令和5年度のみ見込実績を掲載。

(3) 相談支援事業の見込量確保のための方策

「計画相談支援」においては、すべてのサービス利用者が利用できるよう、体制整備に努めます。
また、事業所間の情報交換の場を持ち、質の確保に努めます。

「地域移行支援」においては、地域生活への移行推進に向けて、指定一般相談支援事業者を中心に、
病院や施設関係者等と連携を図ります。

「地域定着支援」においては、現在サービスの利用実績がなく、今後も見込みはありませんが、利
用希望があった場合には、指定一般相談支援事業者を中心とした関係機関との連携を図り、地域定
着を推進します。また、自立生活援助（訓練等給付）を活用し、地域移行後も継続して支援できる仕
組みを検討していきます。

4-3 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者によって、育成医療、更生医療、精神通院医療があります。

今後もニーズに応じながら、適正に給付等を行います。

4-4 補装具

身体上の障害を補い、生活を行いやすくするための車椅子、装具、補聴器等の用具を給付するサービスです。

今後もニーズに応じながら、適正に給付等を行います。

4-5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。今後もサービス内容の周知に努めます。また、ニーズの把握に努め、予算を確保しながら、必要に応じて事業を実施していきます。

(1) 地域生活支援事業の概要

※このほか、サービスを受けるためには要件があります。

No.	サービス名	サービスの内容
1	理解促進研修・啓発事業	障害のある方等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある方等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
2	自発的活動支援事業	障害のある方等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害のある方等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
3	相談支援事業	障害のある方やその家族などからの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言などを行います。 <事業の内訳> (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
4	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある方に対し、成年後見制度の利用を支援します。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。
6	意思疎通支援事業	日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚、音声機能、言語機能の障害のある方に無料で手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

No.	サービス名	サービスの内容
7	日常生活用具給付等事業	在宅で生活している障害のある方に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。 ＜事業の内訳＞ 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費） ＜用具の種類＞ 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ストマ用装具・頭部保護帽など
8	手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能または音声機能の障害のため意思疎通を図ることに障害のある方等に対して社会参加を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に、円滑に外出ができるように移動支援を行います。
10	地域活動支援センター	障害のある方に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。
11	福祉ホーム	現に住居を求めている障害のある方につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある方の地域生活を支援します。
12	日中一時支援	障害のある方の日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息の確保等に利用できます。（日常生活支援）
13	声の広報等発行	文字による情報の入手が困難な視覚障害のある方に、市広報誌を音声訳した声の広報「香美」を毎月発行します。（社会参加支援）
14	自動車運転免許取得・改造助成	身体障害や知的障害のある方の自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助します。（社会参加支援）
15	障害者虐待防止対策支援事業	障害のある方への虐待防止や虐待を受けた方に対する支援を図り、また、強度行動障害を有する方に対して適切な支援を行う職員の人材育成を行うことを目的として研修を実施します。

(2) 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

				第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (前期)		
No.	サービス名	単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1	理解促進研修・ 啓発事業	実施の	見込値	有	有	有	有	有	有
		有無	実績値	無	有	有			
2	自発的活動支援 事業	実施の	見込値	無	無	無	無	無	無
		有無	実績値	無	無	無			
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
4	成年後見制度利 用支援事業	実施の	見込値	有	有	有	有	有	有
		有無	実績値	1	1	3			
5	成年後見制度法 人後見支援事業	実施の	見込値	無	無	有	有	有	有
		有無	実績値	無	無	無			
6	意思疎通支援事 業	実人数	見込値	50	50	50	5	5	5
		／年	実績値	1	0	0			

7 日常生活用具給付等事業				第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (前期)		
No.	サービス名	単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①	介護・訓練支援 用具	件	見込値	1	1	1	1	1	1
		／年	実績値	0	1	5			
②	自立生活支援用 具	件	見込値	2	2	2	2	2	2
		／年	実績値	1	5	6			
③	在宅療養等支援 用具	件	見込値	3	3	3	3	3	3
		／年	実績値	0	4	3			
④	情報・意思疎通 支援用具	件	見込値	6	6	6	6	6	6
		／年	実績値	2	4	2			
⑤	排泄管理支援用 具	件	見込値	860	870	880	820	830	840
		／年	実績値	757	749	846			
⑥	居宅生活動作補 助用具（住宅改 修費）	件	見込値	1	1	1	1	1	1
		／年	実績値	1	0	0			

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

				第 6 期障害福祉計画			第 7 期障害福祉計画 (前期)		
No.	事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8	手話奉仕員養成 研修事業	実施の有無	見込値	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	未実施	未実施	実施			
9	移動支援事業	延時間 ／年	見込値	500	800	900	300	350	400
			実績値	64	12	75			
		実人数 ／年	見込値	12	14	16	8	9	10
			実績値	5	1	7			
10	地域活動支援セ ンター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
		実人数 ／年	見込値	28	30	32	32	34	36
			実績値	31	32	29			
11	福祉ホーム	月数 ／年	見込値	12	12	12	12	12	12
			実績値	12	12	12			
		実人数 ／年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
12	日中一時支援	箇所	見込値	9	9	9	6	7	8
			実績値	8	7	5			
		実人数 ／年	見込値	5	5	5	7	8	9
			実績値	3	1	6			
13	声の広報等発行	実人数 ／年	見込値	3	4	5	4	4	4
			実績値	3	3	4			
14	自動車運転免許 取得・改造助成	実人数 ／年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	2	2			
15	障害者虐待防止 対策支援事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施			

※1) 実績値は年度末時点だが、令和5年度のみ見込量を掲載。

（３）地域生活支援事業の提供体制確保のための方策

今後も、サービスの周知とニーズの把握に努め、予算を確保しながら、必要に応じて事業を実施していきます。

「相談支援事業」については、令和６年度に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談体制の強化に努めていきます。

「成年後見制度法人後見支援事業」については、成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については近隣自治体の状況を注視し、県からの助言を受けながら広域での実施も含め検討します。

「日常生活用具給付等事業」については、医療の高度化により、医療行為の必要な障害のある方が在宅生活を送ることが多くなっていることから、今後も利用希望者の増加が予想されます。サービス内容を周知し、必要に応じて対応していきます。

「手話奉仕員養成研修事業」については、平成３０年度に香南市と共催で「基礎編」を開催し、受講者のフォローアップとして手話教室を実施しつつ、再度、香南市と共同で令和４年度から令和５年度には「手話奉仕員養成研修事業」の「入門編」、「基礎編」を実施することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から令和４年度に手話教室、令和５年度に「手話奉仕員養成研修事業」の「入門編」を実施し、令和６年度に「基礎編」を実施予定です。

「地域活動支援センター」については、障害のある方の社会参加の第一歩を踏み出す場として体制を整え、利用促進に努めます。令和６年度からの６年間では、課題となっている通所支援（送迎など）や就労に向けての取組を強化していきます。

「声の広報等発行」については、利用者の拡大に向けて周知をしていきます。

4-6 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援の概要

※このほか、サービスを受けるためには要件があります。

No.	サービス名	サービスの内容
1	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
2	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
3	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
4	保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
5	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある児童で外出することが困難な障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のための訓練等を行います。

(2) 障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (前期)		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1	児童発達支援	人日 ／月	見込値	38	35	32	82	86	102
			実績値	106	75	46			
		人 ／月	見込値	10	9	9	11	12	15
			実績値	20	13	12			
2	医療型児童発達支援	人日 ／月	見込値	0	0	0	6	6	6
			実績値	0	0	6			
		人 ／月	見込値	0	0	0	1	1	1
			実績値	0	0	1			
3	放課後等デイサービス	人日 ／月	見込値	458	453	448	739	789	8
			実績値	535	713	695			
		人 ／月	見込値	37	39	39	55	60	65
			実績値	34	49	50			
4	保育所等訪問支援	人日 ／月	見込値	36	40	43	39	43	47
			実績値	20	31	42			
		人 ／月	見込値	23	25	27	24	26	28
			実績値	16	21	22			

			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (前期)		
No.	サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
5	居宅訪問型児童 発達支援	人日 ／月	見込値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0		
		人 ／月	見込値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0		

※1) 実績値は年度末時点だが、令和5年度のみ見込実績を掲載。

※2) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(3) 障害児通所支援の提供体制確保のための方策

「児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」については、ニーズはあるが社会資源も少なく利用者数・利用量ともに横ばいになると考えられます。

「医療型児童発達支援」については、利用実績から利用者・利用量を見込んでいます。

また、利用希望があった場合にはサービス提供の確保に努めます。

「放課後等デイサービス」については、ニーズが高く、利用者・利用量の増加を見込んでいます。

「居宅訪問型児童発達支援」については、社会資源の整備が遅れることが予想されるため、利用が難しいと考えられます。

各サービスとも、サービス提供事業所や相談支援事業所との連携を図り、サービス見込み量の確保に努めるとともに、教育・保育等の関係機関との連携により、障害のある児童やその家族に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した効果的な支援を提供するために必要な実施体制の整備に努めます。

4-7 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援の概要

No.	サービス名	サービスの内容
1	障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

(2) 障害児相談支援の見込量

				第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (前期)		
No.	サービス名	単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1	障害児相談支援	人 ／月	見込値	23	25	27	25	26	27
			実績値	32	24	23			

※1) 実績値は年度末時点だが、令和5年度のみ見込実績を掲載。

(3) 障害児相談支援の見込量確保のための方策

「障害児相談支援」については、年々利用者が増えており、今後も増えていくことが見込まれることから、今後もすべてのサービス利用者が利用できるように体制を整えます。また、事業所間の情報交換の場を持ち、質の確保に努めます。

(4) 発達障害（児）者に関する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを通じて、発達障害（児）者及びその家族等に対する支援体制を整備していきます。

第5章

計画の進行

第 1 節 計画の推進体制

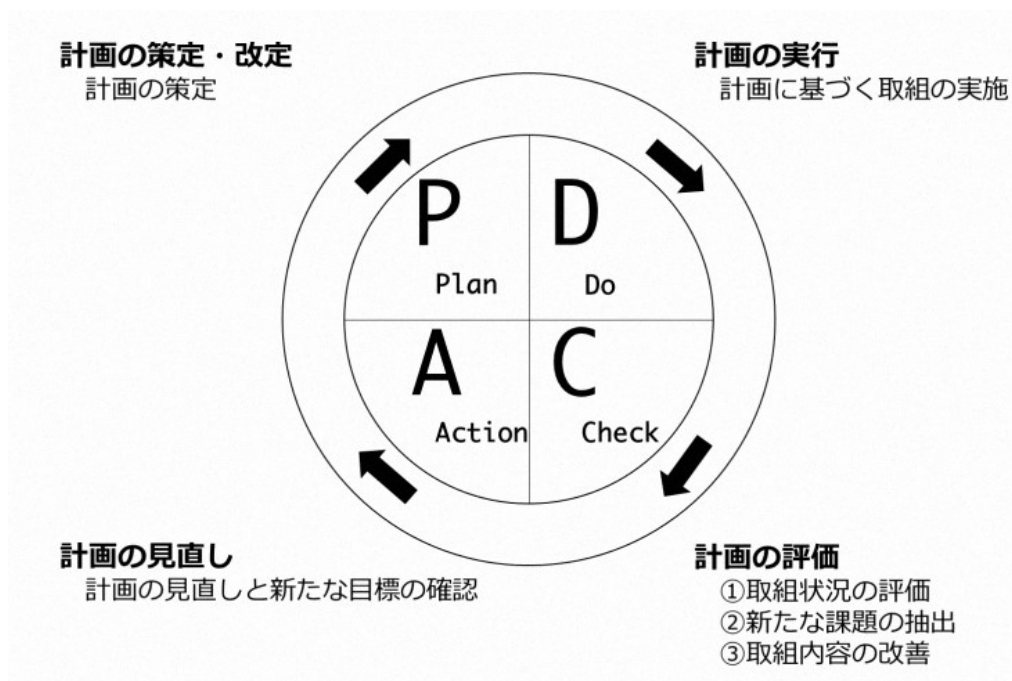
本計画については、広報誌・ホームページへの掲載等を通じて広く一般に周知します。

また、サービス提供事業所などの関係機関や民生委員等住民組織への周知にも努めます。

本計画は、行政だけですべての事業を実施していくことはできません。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所その他の関係機関や住民組織など行政外の関係機関や地域との連携を大切にして取り組みます。行政内部でも、保健・福祉・医療・教育、その他の関係部署と連携し、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、計画を推進するためには、香美市障害者自立支援協議会が機能的に動いていくことが重要と考えています。本市では、情報の共有化や地域の関係機関によるネットワークの構築、社会資源の開発等を図るため、平成 19 年に香美市障害者自立支援協議会を設置しました。地域の現状や課題について、事例を通して現場レベルで共有する相談支援部会をはじめに、課題ごとに議論を深める専門部会や各部会で協議されたことを確認したり、地域の課題を情報共有・協議、施策提案等を行う全体会から構成されています。

本市では、計画の推進にあたり、PDCA サイクルに基づき、香美市自立支援協議会（全体会）で計画全体の進捗状況の確認、目標達成度の点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。



また、計画の達成状況の点検、評価に対する香美市障害者自立支援協議会（全体会）の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



資料編

資料Ⅰ 香美市障害者自立支援協議会

Ⅰ-Ⅰ 香美市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児(者)団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等
- (9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。

3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 全体会の委員は、再任することができる。

5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。

3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長は、専門部会の会議を招集する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。

6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、令和元年9月1日から施行する。

1-2 香美市障害者自立支援協議会委員名簿

※令和5年9月時点

番号	所 属	職 名	氏 名
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	岡本 圭美
2	かがみの育成園	園長	田中 正哉
3	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	西尾 悠平
4	COMPASS.香美	児童発達支援管理責任者	堀内 みき
5	香美市身体障害者連盟	会長	福島 富雄
6	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎
7	香美市知的障害者相談員		秋友 英稔
8	同仁病院	相談室室長	石元 康豊
9	香美市商工会	副部長	上島 陽子
10	高知公共職業安定所香美出張所	所長	森 英司
11	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	主任就業支援担当	高橋 佳宏
12	高知県立山田特別支援学校	副校長	正岡 佳代
13	高知県中央東福祉保健所	所長	谷脇 淑代
14	香美市教育委員会	指導主任	宗石 千佳
15	香美市健康推進課	課長	宗石 こずゑ
16	香美市福祉事務所	所長	野邑 裕江
17	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中 博通
18	香美市婦人会	副会長	立川 徳江

《アドバイザー》

職 名	氏 名
高知県相談支援アドバイザー	住友 芳美

(敬称略)

資料2 本計画策定の経緯（スケジュール）

2-1 策定の経過

年月日	実施事項	備考
令和5年 3月28日	第1回香美市障害者自立支援協議会計画作成部会	
令和5年 7月5日 ～7月28日	アンケート調査実施	
令和5年 7月7日	第2回香美市障害者自立支援協議会計画作成部会	
令和5年 7月24日 ～8月14日	関係団体ヒアリング調査実施	
令和5年 9月22日	第3回香美市障害者自立支援協議会計画作成部会	
令和5年 10月26日	第1回香美市障害者自立支援協議会	
令和6年 1月16日	第4回香美市障害者自立支援協議会計画作成部会	
令和6年 2月1日 ～2月29日	パブリックコメント実施	意見なし
令和6年 3月25日	第2回香美市障害者自立支援協議会	

2-2 香美市障害者自立支援協議会計画作成部会委員名簿

番号	所属	氏名
1	地域活動支援センター「香美」	畑中 功介
2	高知県中央東福祉保健所	西村 真木
3	香美市福祉事務所	岡崎 宏司
4	香美市健康推進課	並川 智哉子
5	香美市教育委員会	小串 真紀
6	香美市教育委員会	小松 幸春

資料3

第3次香美市障害者計画 部門別施策評価シート

基本目標	部門	施策の取組状況	施策の課題	評価
1 お互いが認めあい、支えあう地域社会の実現をめざして	1 障害に対する理解や配慮の促進	・発達障害に関するパンフレットを市内小中学校の家庭に配布 ・人権広報「あけぼの」を発行による人権啓発 ・ふれあいじんけん学習会やじんけんフェスティバルで障害者の人権をテーマとした講演会等の実施 ・鏡野中学校とかがみの育成園との交流 ・じんけんサークル「まごころ」での学生を対象とした各種人権教育。 ・市職員への福祉及び人権に関する研修の積極的な取り入れ。	・義務教育終了後から成人期への進学・就職・自立への支援の推進。 ・広報等、若い世代にも関心が持てる記事を掲載した周知が必要。 ・人権問題は多岐にわたることから、障害のある方等の人権問題に係る啓発事業が毎年実施できると限らない。 ・学習や体験活動を充実させていく方法の検討。	概ね
	2 障害のある方の尊厳の保持	・福祉事務所、包括支援センター共同で勉強会を実施。 ・合理的配慮について理解の促進。 ・香美市障害者虐待防止等連携協議会開催。	・権利擁護制度利用にあたって利用負担が大きく早期利用が進まない。 ・相談を受けても具体的対策につなげることが困難。 ・職員の人員不足解消、能力向上、成熟が必要。	不十分
2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして	1 障害の早期発見・早期療育の推進	・母子健康手帳交付時や出生届出時に面接し、ハイリスク妊婦の早期状況把握や相談対応、子育て世代包括支援センターについて周知を実施。 ・全妊婦に助産師の電話相談での状況把握・保健指導の実施。 ・発達障害や発達遅延の疑いのある児童の観察及び保護者に対する個別相談を実施。 ・保健師や管理栄養士等の訪問や来所及び電話での健康に関する相談実施。保健師による精神保健に関する相談実施。 ・のびのび相談室、のびのび園訪問を実施。	・障害の早期発見や相談支援の充実に向けて、福祉部門や子育て部門、医療機関等との連携継続。 ・相談支援を継続し、保護者との関係性構築。 ・相談対応時において児童の発達の見立てや保護者への助言に関して保健師のスキルアップ。	概ね
	2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり	・保育士、保育士補助員の加配による保育体制・環境の充実 ・障害児保育についての研修の受講 ・特別支援保育コーディネーターの配置 ・香美市教育支援委員会の実施 ・特別支援教育学校コーディネーター研修の実施 ・障害を持つ児童の保育の質の向上のため個別支援計画作成 ・定期的な支援会議の開催 ・子ども支援部会の設置	・個別支援から集団の中での支援への移行時の環境づくり。 ・各園や各保育士の支援格差の是正。 ・ICTを活用した個々の学びの特性への対応。 ・要支援児童増加に伴う事務負担の増加。 ・支援会議の増加による学校現場の多忙化。 ・義務教育終了から成人期にかけて就労、生活への地域移行。	概ね

基本目標	部門	施策の取組状況	施策の課題	評価
3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして	1 健康づくりの推進	- 健康に関する相談について来所や電話で対応。 - 各種検診において、相談窓口等についてチラシを配布し周知。 - ファミリースポーツフェスティバル、グランドゴルフ大会の開催。 - 高知県障害者スポーツ大会参加への支援 - 難病の方等の支援について中央東福祉保健所と連携し、訪問、健康相談の実施	- 庁内関係機関と連携し、それぞれの機関の役割の中でできる啓発活動が必要。 - 相談窓口周知の限局、固定化。 - 災害時等を踏まえた難病等の方の地区担当エリアでの把握。	概ね
	2 医療・障害の軽減への支援	- 自立支援医療、福祉医療の給付。 - 制度について市広報、ホームページで周知。 - 日常生活用具、補装具の給付。	- 転出・転入等による関係部署との連携が必要。 - 障害者手帳の交付が条件の場合、取得までの間、自己負担となるケースがある。 - 担当職員の補装具、日常生活用具等について、種目に対する専門的な知識が必要。	概ね
4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	1 社会参加の促進	- 香美市芸術祭文化展の開催。 - 入館料の減免 - 地域活動支援センター事業の実施。 - あったかふれあいセンター事業による集いの場の提供。 - 移動支援事業の実施。自動車改造や運転免許取得に要する経費の一部助成。 - 福祉タクシー利用券の交付による障害者の通院の支援。 - 広報香美の音訳版の無料配布。 - 手話奉仕員養成講座の開催。手話通訳者や要約筆記者の派遣。 - 選挙における投票所の整備及び郵便投票の周知。 - 公共交通機関、有料道路の割引制度の周知。 - 香美市身体障害者連盟に対する補助金。	- 障害の有無にかかわらず相互に理解を深める機会の確保。 - 診断はないが発達障害の特性や就学、就職の行詰まりから引きこもりや生きづらさを抱えているケースに対する手立てがない。 - あったかふれあいセンターは、より地域のニーズに応じた運営が求められる。 - 各制度についての周知が必要。 - 運転免許取得について、体調面等で取得に至らないケースがある。 - 団体構成員の高齢化、減少傾向にある。	概ね
	2 就労支援の充実	- 障害者就業 - 生活支援センターとの連携。 - 障害者就労施設と連携し、公共団体への受注促進。	就労についてのニーズの把握や就労先の確保。	概ね
5 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちをめざして	1 総合的な相談支援体制の充実	- 委託による相談支援事業の実施。 - 身体・知的障害者相談員による相談受付を実施。 - 市内指定特定相談事業所連絡会を開催。 - 専門部会の実施。	- 相談支援専門員の不足 - 身体・知的障害者相談員への相談が少ない。 - 地域課題の抽出、協議ができていない。	概ね
	2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実	- 見やすさ、文字の大きさに配慮したホームページの作成。声の広報の発行。 - 意思疎通支援事業の実施。手話奉仕員養成研修の実施。	- 利用者が少ない。 - 制度の周知不十分。	不十分

基本目標	部門	施策の取組状況	施策の課題	評価
5 住み慣れた 地域で自立 して安心して暮らせる まちをめざして	3 生活支援の 充実	・相談支援事業所連絡会により指定特定相談支援事業所との連携強化。 ・年金制度、障害児福祉手当等各種手当制度や心身障害者扶養共済制度の周知。 ・ホームページや広報による制度周知。	・市内特定相談支援事業所について、支援員不足により利用者受入れ困難。 ・パンフレットの配布等周知が必要。	概ね
	4 住民参加の 促進	・ボランティア育成研修会の開催。 ・香美市社会福祉協議会が実施するボランティア活動事業費の補助。	・ボランティア参加者の高齢化、新規参加者少ない。若年層への周知が必要。	不十分
	5 住みよさを 支える快適な 環境の整備	・住宅改修、住宅改造の費用一部助成。 ・都市公園の手すり新設、改修を実施。 ・道路、歩道の段差解消、白線の補修を実施。	・借家の場合利用できない。 ・財源の確保。 ・区画線については、市内全域で補修が必要な状況であり、整備が追い付かない。	概ね
	6 安心・安全な 環境の整備	・家具転倒防止対策の推進で購入及び取付に対する費用の補助。 ・災害時避難行動要支援者を対象に個別避難行動支援計画の策定を推進。 ・福祉避難所の指定・確保のための協定。 ・「Net119 緊急通報システム」の周知。 ・交通安全教室の実施。 ・駅駐輪場に、はみ出しの注意喚起看板の設置や整理員の配置。	・市広報、ホームページや講習会で周知しているが実施件数が伸びていない。 ・放置自転車の問題など利用者のモラル。	概ね

資料4 香美市福祉避難所一覧

施設種別	施設名	住 所 電話番号	受入予定人数		
				内、 要配慮者	内、 介助者
障害者施設	かがみの育成園※	香美市土佐山田町楠目 3660 0887-53-2174	14	7	7
障害者施設	障害者支援 白ゆり※	香美市土佐山田町山田 1192-1 0887-52-4131	34	17	17
障害者施設	ワークセンター 第二白ゆり※	香美市土佐山田町山田 1189-1 0887-57-0358	24	12	12
障害者施設	ワークセンター白 ゆり※	香美市土佐山田町山田 1319 TEL:0887-52-1160 FAX:0887-57-0337	30	20	10
特別支援学校	県立山田特別支 援学校※	香美市土佐山田町山田 1361 0887-52-2195、 0887-54-2233	80	40	40
高齢者施設	養護老人ホーム白 寿荘	香美市香北町永野 2100 0887-59-2287	10	5	5
高齢者施設	特別養護老人 ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2152 0887-59-2287	10	5	5
高齢者施設	特定施設入所者 生活介護事業所ケ アハウス好日館	香美市土佐山田町 550-6 0887-52-3353	10	5	5
高齢者施設	特別養護老人ホー ム ウエルプラザ やまだ荘	香美市土佐山田町 550-2 0887-52-2122	10	5	5
障害者施設	ウィツシュ かがみの※	南国市陣山 531 0887-53-2174	60	30	30
障害者施設	南海学園※	南国市大堀 2288 088-864-2221	40	10	30

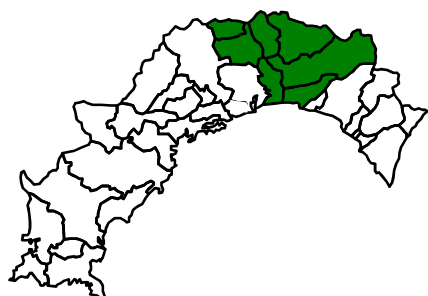
※は広域福祉避難所

資料5 中央東圏域におけるサービス基盤整備計画

※「第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画」一部抜粋

中 央 東 圏 域

南 国 市 香 南 市
香 美 市 本 山 町
大 豊 町 土 佐 町
大 川 村



◆ 圏域内の障害のある人の状況(R5.3.31 現在)

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	113, 823		40, 507	35. 6%
身体障害者手帳交付者数	6, 912	6. 07%	5, 507	79. 7%
療育手帳交付者数	1, 142	1. 00%	172	15. 1%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	1, 042	0. 92%	204	19. 6%
(参考) 自立支援医療（精神通院）受給者証交付件数 1, 990 人				

※ 人口は、R5.3.1 現在(高知県人口推計調査より)

1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

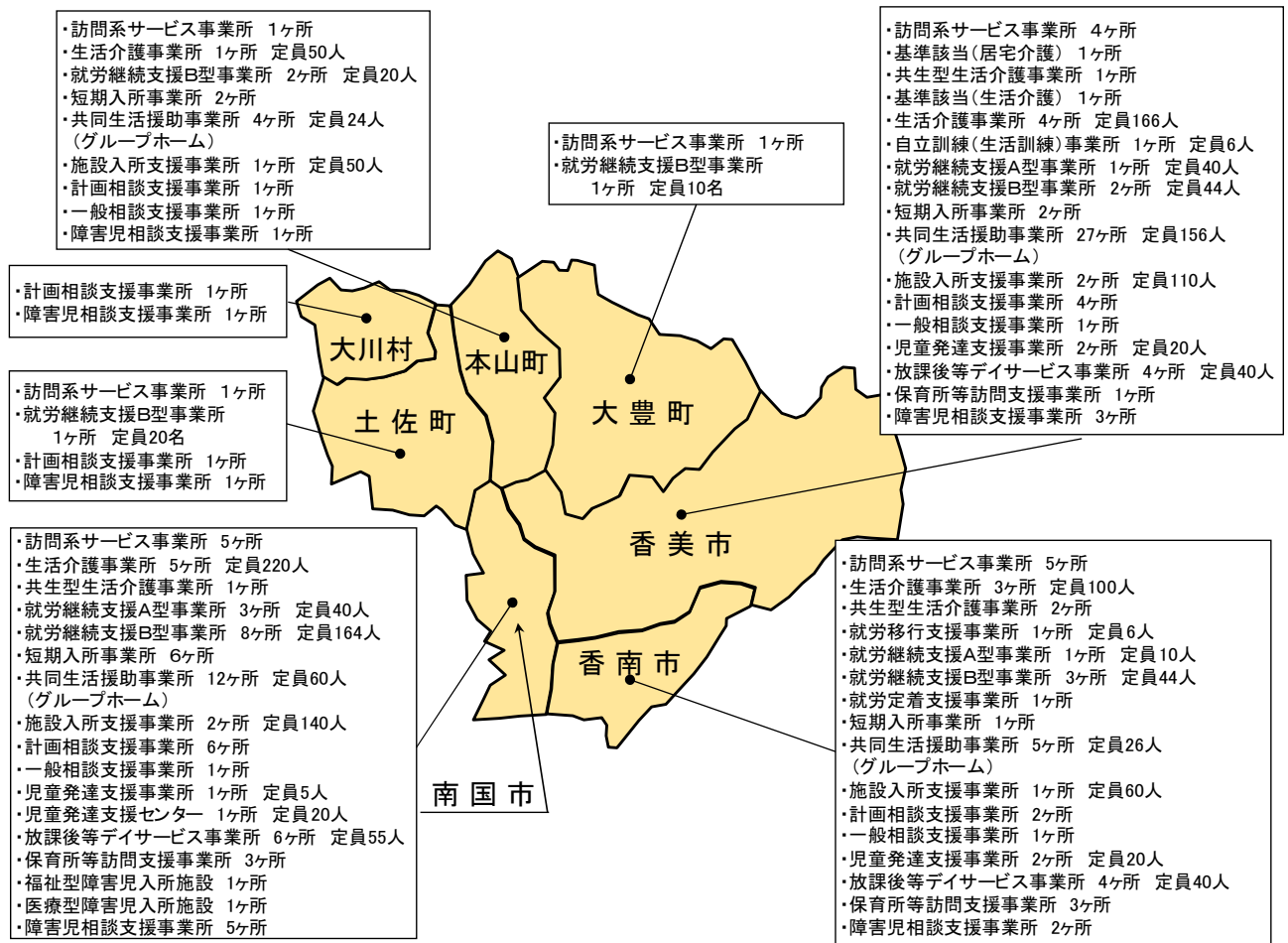
- 平野部にある3市と中山間地域に位置する嶺北4町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。
- 南国、香南、香美の3市では、障害福祉サービス事業所は比較的多いですが、一方で、新たな利用希望者の受け入れが困難な状況も見られ、サービス事業所（通所系・訪問系・居住系）全般で、利用者の障害特性の多様化や高齢化への対応が課題となっています。
嶺北地域は、通所サービス、訪問系サービスともに事業所が限られており、また移動手段の確保も難しい状況があります。さらに、事業所の整備や介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用など、身近な地域でのサービスの提供体制の確保が課題となっています。
- 就労支援については、農福連携を含め多様な就労先の確保や職場定着に向けて、市町村と教育（特別支援学校等）、労働分野等との連携の体制づくりが課題となっています。

- 他の圏域と比べてグループホーム等居住系サービスの整備は進んでいますが、体験利用等のニーズや、増加している新規の利用ニーズ等への対応が困難な状況にあります。今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、事業所等と連携しながら、更に整備を進めていく必要があります。
- 特別支援学校等の卒後進路選択等にともない、重度の障害のある人の受け入れ先を確保することが困難なケースが見られます。その背景には、利用者の障害特性の多様化及び複雑化と相まって、事業所側のサービス受入体制や支援者等の人材確保と育成が課題となっていることが考えられます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増えてきています。圏域内に事業所も増えてきていますが、利用ニーズが充足できているとは言えない状況にあります。

今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、身近なところでの事業所整備等を進めていく必要があります。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【令和5年7月31日現在】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項 目	目 標 値	備 考
在宅生活等への移行者数	8 人	第6期計画の目標値：4 人 令和5年7月末時点の実績：7 人
令和8年度末入所者数	191 人	第6期計画の目標値：191 人 令和4年度末時点の実績：196 人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目 標 値	備 考
令和 8 年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	13 人	第 6 期計画の目標値：16 人 令和 4 年度の実績：8 人
令和 8 年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	7 人	令和 4 年度の実績：5 人
令和 8 年度における就労継続支援 A 型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4 人	令和 4 年度の実績：3 人
令和 8 年度における就労継続支援 B 型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2 人	令和 4 年度の実績：0 人
令和 8 年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	7 人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度 見込量	7 年度 見込量	8 年度 見込量
居 宅 介 護	1,397 時間/月	1,396 時間/月	1,489 時間/月	1,585 時間/月	1,664 時間/月	1,742 時間/月
	103 人	97 人	101 人	104 人	109 人	114 人
重度訪問介護	197 時間/月	278 時間/月	350 時間/月	382 時間/月	382 時間/月	382 時間/月
	4 人	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人
行 動 援 護	— 時間/月	1 時間/月	2 時間/月	8 時間/月	8 時間/月	8 時間/月
	— 人	1 人	1 人	3 人	3 人	3 人
同 行 援 護	129 時間/月	150 時間/月	144 時間/月	148 時間/月	148 時間/月	148 時間/月
	6 人	7 人	9 人	9 人	9 人	9 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	6,649 人日/月	7,094 人日/月	6,815 人日/月	7,071 人日/月	7,177 人日/月	7,306 人日/月
	325人	328人	334人	353人	358人	364人
自立訓練 (機能訓練)	111 人日/月	66 人日/月	82 人日/月	108 人日/月	108 人日/月	108 人日/月
	5人	3人	4人	5人	5人	5人
自立訓練 (生活訓練)	212 人日/月	141 人日/月	147 人日/月	162 人日/月	162 人日/月	105 人日/月
	11人	8人	9人	9人	9人	6人
就労選択支援	—人	—人	—人	—人	6人	6人
就労移行支援	203 人日/月	226 人日/月	130 人日/月	280 人日/月	300 人日/月	269 人日/月
	11人	13人	7人	17人	18人	16人
就労継続支援 (A型)	1,444 人日/月	1,593 人日/月	1,386 人日/月	1,411 人日/月	1,388 人日/月	1,363 人日/月
	74人	78人	72人	74人	72人	71人
就労継続支援 (B型)	5,501 人日/月	5,821 人日/月	5,542 人日/月	5,889 人日/月	6,064 人日/月	6,239 人日/月
	309人	315人	322人	337人	647人	357人
就労定着支援	5人	4人	4人	6人	6人	10人
療養介護	47人	47人	46人	47人	46人	45人
短期入所 【福祉型】	72 人日/月	120 人日/月	192 人日/月	219 人日/月	255 人日/月	291 人日/月
	9人	15人	23人	33人	39人	45人
短期入所 【医療型】	46 人日/月	72 人日/月	53 人日/月	64 人日/月	64 人日/月	64 人日/月
	10人	16人	14人	14人	14人	14人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	－ 人	－ 人	－ 人	1 人	1 人	2 人
共同生活援助 (グループホーム)	189 人	208 人	213 人	225 人	234 人	243 人
施設入所支援	195 人	198 人	197 人	194 人	193 人	192 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	280 人/月	272 人/月	196 人/月	216 人/月	217 人/月	218 人/月
地域移行支援	－ 人/月	－ 人/月	－ 人/月	3 人/月	3 人/月	4 人/月
地域定着支援	－ 人/月	－ 人/月	－ 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	405 人日/月	537 人日/月	425 人日/月	470 人日/月	480 人日/月	506 人日/月
	80 人	89 人	65 人			
医療型 児童発達支援	5 人日/月	11 人日/月	9 人日/月	86 人	88 人	94 人
	2 人	3 人	3 人			
放課後等 デイサービス	2,518 人日/月	2,806 人日/月	3,039 人日/月	3,312 人日/月	3,612 人日/月	3,977 人日/月
	185 人	210 人	238 人	318 人	345 人	377 人
保育所等 訪問支援	63 人日/月	94 人日/月	117 人日/月	130 人日/月	140 人日/月	152 人日/月
	44 人	73 人	85 人	80 人	86 人	93 人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅訪問型 児童発達支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
障害児相談支援	112 人	118 人	79 人	92 人	104 人	116 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項 目	6年度	7年度	8年度
生 活 介 護	536 人	圏域内事業所利用見込者数	525 人	525 人	525 人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
自 立 訓 練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		定員を超える利用見込数	(5人)	(5人)	(5人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	—	—
自 立 訓 練 (生活訓練)	6 人	圏域内事業所利用見込者数	3 人	2 人	2 人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労移行支援	6 人	圏域内事業所利用見込者数	8 人	13 人	8 人
		定員を超える利用見込数	2 人	5 人	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	—

サービス 種 別	圏域内定員 (5 年 7 月末現在)	項 目	6 年度	7 年度	8 年度
就労継続支援 (A 型)	90 人	圏域内事業所利用見込者数	88 人	87 人	87 人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (B 型)	302 人	圏域内事業所利用見込者数	340 人	344 人	352 人
		定員を超える利用見込数	38 人	4 人	8 人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1 ケ所	1 ケ所	—

サービス 種 別	圏域内事業所数 (5 年 7 月末現在)	項 目	6 年度	7 年度	8 年度
短 期 入 所	11 ケ所	圏域内事業所利用見込者数	76 人	81 人	86 人
		定員を超える利用見込数	(76 人)	(81 人)	(86 人)

※「定員を超える利用見込数」の（ ）は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (5 年 7 月末現在)	項 目	6 年度	7 年度	8 年度
共同生活援助 (グループホーム)	266 人	圏域内事業所利用見込者数	233 人	237 人	240 人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—

(3) 障害児通所支援等

サービス 種 別	圏域内定員 (5 年 7 月末現在)	項 目	6 年度	7 年度	8 年度
児童発達支援	65 人	圏域内事業所利用見込者数(A)	73 人	76 人	81 人
		1 日あたりの利用見込者数 (月 6 回利用) $A \times 6 / 22$ 日	20 人	21 人	22 人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—

サービス 種 別	圏域内定員 (5 年 7 月末現在)	項 目	6 年度	7 年度	8 年度
放 課 後 等 デイサービス	135 人	圏域内事業所利用見込者数(A)	186 人	215 人	245 人
		1 日あたりの利用見込者数 (週 3 回利用) $A \times 3/5$ 日	111 人	129 人	147 人
		定員を超える利用見込数	—	—	12 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	2 ケ所

3 今後の取り組み

(1) サービス提供体制の充実

○ 障害特性の多様化や重度化、高齢化などにより増加が見込まれる訪問系サービスのほか、短期入所やグループホームについては、利用者のニーズや利用量等を把握し、市町村と事業所の連携を図りながらサービスの充実に取り組んでいきます。

一方でサービス利用に至らない障害のある人も少なからずみられるため、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、障害のある人が身近な地域で安心して生活することができるよう、連携支援体制の整備に努めます。

○ 市町村や社会福祉協議会、就労支援事業所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害のある人が就労しやすい環境整備に取り組んでいきます。

○ 嶺北地域では、身近なところでサービスが受けられるよう、事業所への通所手段の確保支援、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あったかふれあいセンター事業の利用等を促進するなどして、サービスの提供体制を確保します。

○ 障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用ニーズを充足するために、保育所や学校、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等と市町村との連携を進めるとともに、サービス提供体制の整備への支援や支援者の資質向上を推進します。

○ 重度の障害があっても、できるだけ身近な場所でサービスを受けられるよう、市町村や各関係事業所と連携しつつ、サービス提供体制や人材確保の対策を支援します。

(2) 住まいの場の確保

- 今後、グループホームの利用者が更に増加すると見込まれることから、市町村とともに、事業所等への働きかけや施設整備の補助制度などを活用して、グループホームの整備を進めます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 嶺北地域は、各町村がそれぞれ個別課題に取り組むとともに、4町村共同設置の自立支援協議会で広域の共通課題について検討することができるよう支援していきます。
- 南国、香南、香美の3市は、それぞれの自立支援協議会で個別課題に取り組むとともに、一市では解決できない共通課題の解決に向けた広域的な協議検討を支援していきます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、障害のある人の地域生活に必要な支援の整備に向けた体制整備を行います。
- 障害のある子どもやその保護者の多様化するニーズを踏まえ、地域の中で成長できるよう、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

資料6 用語解説

あ行

一般就労

福祉施設等での就労ではなく、一般に企業等への就職(就労継続支援A型の利用は除く)や在宅就労、自らの起業などによる就労のこと。

医療的ケア

たんの吸引や胃ろうによる経管栄養をはじめ、医師や看護師等による医療的な世話のこと。

インクルージョン

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、平成 12 年に厚生省(当時)がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にその推進を提言している。また、わが国が批准した障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。

NPO

NonProfitOrganization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、住民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない住民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998(平成 10)年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法(通称:NPO法)」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

か行

ケアマネジメント

厚生労働省の障害者ケアガイドラインでは、「障害者の地域における生活を支援するために、希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法」としている。

高次脳機能障害

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障害をきたす病態をいう(先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性の変性疾患によるものは除外)。

外見上は障害が目立たず、周囲の人から理解されにくく、本人も自分の障害を認識することが難しい特徴がある。

コミュニケーション支援

音声言語による意思の疎通が難しい障害のある方や神経難病の方、高齢の方に対して、手話通訳・要約筆記、電子機器やその技術を通してコミュニケーションの支援を行う。

合理的配慮

障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されている。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められている。この合理的配慮とは、個別のケースで内容・方法が異なるが、典型的な例としては、車イスの方が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することがあげられる。

さ行

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」がある。

児童福祉法

昭和 22 年 12 月に施行された児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律。障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るため、「居宅訪問による児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」、「医療的ケアを要する障害児に対する支援」、「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」など、法律の一部改正が行われ、平成 30 年4月1日から施行される。

社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指す。例えば、①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、②制度(利用しにくい制度など)、③慣行(障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など)、④観念(障害のある方への偏見など)などがあげられる。

障害者基本法

障害のある方の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律のこと。

障害者権利条約

障害のある方の固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある方に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締結国が取ることを規定している。日本は、平成 19 年9月にこの条約に署名し、国内法の整備を経て、平成 26 年1月に批准した。

障害者差別解消法

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害のある方に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を定めた法律であり、平成 28 年4月に施行した。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害のある方に対し、雇用・保健・福祉・教育などの関係機関との連携の拠点となって、併設施設での基礎訓練の実施や事業主などによる職業準備訓練のあっせんなどの就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する公益法人、社会福祉法人などをいう。

香美市障害者自立支援協議会

地域における障害のある方等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害のある方等への支援体制の整備を図ることを目的として香美市が設置する機関。

障害者総合支援法

正式名称は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成 17 年に障害者自立支援法として成立し、平成 24 年の改正により名称も変更された。障害のある方及び障害のある児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこと等を目的とする。

障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある方の心身の状態を総合的に示す区分であり、市町村がサービスの種類や提供する量を決定する場合に勘案すべき事項の一つ。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、審査会によって区分1から区分6の判定が行われる。

障害児福祉手当

障害の重い方で、日常生活において常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の方に支給される。月額 15,220 円(令和5年4月現在)。

自立支援医療

障害のある児童のための「育成医療」、身体障害のある方のための「更生医療」および精神障害のある方のための「精神通院医療」の総称で、公費によって医療費の補助を受けることができる制度のこと。

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が亡くなったとき、または重度障害状態に該当されたと認められたときから、障害のある方に終身にわたり一定額の年金を支払う制度を指す。

身体障害者手帳

身体に一定の障害のある方が、福祉サービスを受けるために必要な手帳で、身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、がある方であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長が交付する。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方の自立と社会参加を援助するもの。一定の精神障害の状態にある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために創設された。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

た行

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をいう。

地域生活支援拠点等の整備

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談支援、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域生活支援事業

障害のある方が地域で自立生活を進めるにあたって、障害者総合支援法に基づき、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取り組む様々な事業の総称で、必須事業と任意事業がある。

地域福祉計画

地域福祉の推進に関する事項(1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進、2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、3. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進)を一体的に定めた計画。

地域包括ケアシステム

だれもが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に切れ目なく提供するしくみ。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

特別児童扶養手当

障害のある 20 歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される手当をいう。1級の月額 53,700 円、2級の月額 35,760 円(令和 5 年 4 月現在)。

特別障害者手当

著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な 20 歳以上の在宅障害者に支給される手当をいう。月額 27,980 円(令和 5 年 4 月現在)。

な行

内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障害の7つの障害の総称。

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、法の対象となる「障害者」として 366 疾病(令和 3 年 11 月 1 日現在)を指定している。「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、医療費の公費負担の対象となる指定難病として 338 疾病(令和 3 年 11 月 1 日現在)を指定している。

日中サービス支援型指定共同生活援助

共同生活援助サービスのうち、重度の障害者等に対して常時の支援体制が確保されているもの。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、以下の6種類の用具がある。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの障害のある方の身体介護を支援する用具。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある方の在宅療養などを支援する用具。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

⑤排せつ管理支援用具

ストマ用装具などの障害のある方の排せつ管理を支援する衛生用品。

⑥居宅生活動作補助用具

障害のある方の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

ノーマライゼーション

障害のある方や高齢の方など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行

発達障害

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されている。

バリアフリー

「障害のある方が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリーFree)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いられる。

福祉避難所

生活に支障がある方を対象に、特別な配慮がなされた避難所。

法定雇用率

民間企業・国・都道府県・市町村が、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」によって、障害のある方を雇用しなければならない割合を指す。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車イスなどの器具をいう。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての方が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある方に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられている。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆者が行う。

ら行

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。

療育

障害のある児童が、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育のこと。

療育手帳

知的障害のある方が福祉サービスを受けやすくするための手帳。

第4次香美市障害者計画
第7期香美市障害福祉計画
第3期香美市障害児福祉計画

発行日：令和6年3月

発行：高知県香美市

編集：香美市福祉事務所

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

電話：0887-53-3117

FAX：0887-53-1094

ホームページ：http://www.city.kami.kochi.jp/